

官公需契約の手引

施策の概要

— 平成23年度版 —

中小企業庁

官 公 需 契 約 の 手 引

施 策 の 概 要

平成 2 3 年度版

中小企業庁取引課

東京都千代田区霞が関1-3-1（〒100-8912）

TEL : 03-3501-1669

中小企業庁ホームページ <http://www.chusho.meti.go.jp>

目 次

I	官公需施策の概要	1
1.	官公需施策の概要	1
2.	「平成23年度中小企業者に関する国等の契約の方針」のポイント	3
3.	「平成23年度中小企業者に関する国等の契約の方針」	4
4.	「平成23年度中小企業者に関する国等の契約の方針」の決定に係る経緯	36
5.	国等及び地方公共団体における官公需実績等	37
II	「平成23年度中小企業者に関する国等の契約の方針」の解説	40
III	関係法律等	68
1.	中小企業基本法	68
2.	官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律	74
3.	官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律施行令	77
4.	中小企業者の範囲	80
5.	関係法令等	83
(1)	会計法(抄)	83
(2)	予算決算及び会計令(抄)	84
(3)	契約事務取扱規則(抄)	90
(4)	地方自治法(抄)	91
(5)	地方自治法施行令(抄)	92
(6)	政府調達に関する協定(抄)	95
(7)	国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(抄)	96
(8)	競争参加者の資格に関する公示	98
IV	関係文書等	106
1.	「平成23年度中小企業者に関する国等の契約の方針」の実施について	106
2.	官公需総合相談センターについて	113
3.	分離・分割発注に係る適切事例	115
4.	「昭和44年度中小企業者に関する国等の契約の方針」に基づく発注計画 の作成および官公需に関する体制の整備について	125
5.	公共工事コスト縮減対策に関する新行動指針(抄)	127
6.	官公需適格組合の証明及び競争契約参加資格申請書の内容確認要領	128
7.	事業協同組合等の活用について	145
8.	技術力ある中小企業者等の入札参加機会の拡大について	147
9.	ベンチャー企業からのIT関連政府調達の拡大方策について	153
10.	公共工事の品質確保に関する当面の対策について	155
11.	公共工事の入札及び契約の適正化の推進について(抜粋)	159
12.	中小企業政策審議会基本政策部会・中小企業経営支援分科会取引部会中間 とりまとめ ～今後の官公需施策の在り方について～	161

I 官公需施策の概要

1. 官公需施策の概要

- (1) 国等の物件、工事及び役務の調達に関し、中小企業者の受注の機会の増大を図るための施策（官公需施策）については、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第21条、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号、以下「官公需法」という。）に基づいて実施されています。
- (2) この官公需施策は、中小企業者が我が国経済の活力の維持及び強化に重要な役割を有することにかんがみ、その経営基盤を強化する観点から、国等の調達において中小企業者の受注機会の増大を図ることとしているものです。
- (3) 官公需法に基づき、毎年度、「中小企業者に関する国等の契約の方針」を作成し、閣議決定を行い、公表しています。同方針においては、毎年度新規措置等を盛り込んだ中小企業者の受注機会の増大のための措置等を規定しています。
- (4) また、国等は、方針に定められた中小企業者の受注機会の増大のための措置の諸項目に関する措置状況を中小企業庁に通知し、中小企業庁は、通知された措置状況について取りまとめ、その情報を「中小企業者の受注機会の増大のための措置に係る措置状況」として毎年度公表しています。
- (5) なお、地方公共団体については、国の施策に準じて必要な施策を講ずるよう努めなければならないとされています。

※注「国等」とは、国及び公庫等をいい、具体的には以下のとおりです。

- ①国：財政法第21条に規定する衆議院、参議院、最高裁判所、会計検査院並びに内閣・内閣府及び各省
- ②公庫等：独立行政法人（103法人）、国立大学法人（86法人）、大学共同利用機関法人（4法人）、日本司法支援センター、日本私立学校振興・共済事業団、沖縄振興開発金融公庫、日本年金機構及び日本中央競馬会の計198法人

官公需施策体系図

中小企業基本法
第2章 基本的施策
第21条
国等からの受注機会の増大

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(官公需法)(41.6.30 法97号)

第1条(目的)

中小企業者に対する受注機会の確保を図り、中小企業の発展に資する

第2条(定義)

国等(各省各庁、公庫等)、中小企業者(政令で一部範囲の拡大)

第3条(受注機会の増大の努力)

国等の受注機会増大の努力(組合の活用)

第4条(契約の方針の作成等)

国等の「契約の方針」の作成、閣議決定、公表

第5条(実績の概要の通知)

各省大臣の経済大臣への契約実績の通知

第6条(各省各庁等に対する要請)

経済大臣の各省大臣への受注機会の増大の要請

第7条(地方公共団体の施策)

国に準じた受注機会増大の努力

「平成23年度中小企業者に関する国等の契約の方針」

第1. 中小企業者の受注機会の増大のための措置

1. 東日本大震災の被災地域等の中小企業者に対する配慮

- (1) 官公需相談窓口における相談対応
- (2) 適正な納期・工期の設定及び迅速な支払
- (3) 地域中小企業の適切な評価
- (4) 科学的・客観的根拠に基づく適切な契約
- (5) 官公需を通じた被災地域への支援

2. 官公需情報の提供の徹底

- (1) 各府省、公庫等ごとの契約目標等の公表
- (2) 個別発注情報の提供と説明
- (3) 官公需情報ポータルサイトによる情報の一括提供
- (4) 官公需に関する相談体制の整備

3. 中小企業者が受注し易い発注とする工夫

- (1) 分離・分割発注の推進
- (2) 適正な納期・工期、の納入条件の設定
- (3) 調達・契約手法の多様化における中小企業者への配慮
- (4) 同一資格等級区分内の者による競争の確保
- (5) 中小企業官公需特定品目等に係る受注機会の増大

(6) 官公需適格組合等の活用

(7) 調達手続の簡素・合理化

4. 中小企業者の特性を踏まえた配慮

- (1) 技術力のある中小企業者に対する受注機会の増大
- (2) 地域の中小企業者等の積極活用
- (3) 中小企業者の適切な評価
- (4) 中小建設業者に対する配慮
- (5) 新規開業中小企業者の参入への配慮

5. ダンピング防止対策等の推進

- (1) 適切な予定価格の作成
- (2) 低入札価格調査制度の適切な活用等

第2. 中小企業者向け契約目標

第3. 官公需対策における政府一体の取組み

- (1) 方針の普及及び徹底等
- (2) 措置状況の通知及び情報の公表
- (3) 地方公共団体の施策

2. 「平成23年度中小企業者に関する国等の契約の方針」のポイント

「国等の契約の方針」は、中小企業者の受注の機会の増大を図るため、官公需法（「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」（昭和41年法律第97号））に基づき、毎年度閣議決定しているもの。平成23年度における国等の契約の方針のポイントは以下のとおり。

1. 中小企業者の受注機会の増大のための主な措置

東日本大震災で被災した中小企業者の早期の復旧・復興や被災者の雇用の確保が喫緊の課題になっていることに加え、全国の中小企業者の事業活動にも影響が及んでいる中、中小企業の受注機会の増大を図るため有益な既存の取組（分離・分割発注の推進、同一資格等級区分内での競争、官公需適格組合の活用等）を引き続き進めるとともに、以下の措置を講じる。

(1) 東日本大震災の被災地域等の中小企業者に対する配慮

被災地域等の中小企業者の復興とそれを通じた被災者の雇用拡大に資するため、以下の取組を実施。

- ① 官公需相談窓口における相談対応
- ② 適正な納期・工期の設定及び迅速な支払
- ③ 地域中小企業の適切な評価
- ④ 科学的・客観的根拠に基づく適切な契約
- ⑤ 官公需を通じた被災地域への支援

(2) 調達・契約手法の多様化における配慮

- ① 一括調達や共同調達を行う場合は、中小企業者の受注機会の観点から、適切な調達品目の選定、配送エリアの設定等に努める。
- ② 総合評価落札方式、一括調達や共同調達以外の新たな調達・契約手法の多様化を行う場合は、中小企業者の受注機会の確保、事業環境への影響等に十分配慮する。

(3) ダンピング対策の充実

契約額に占める人件費の比率が高く、単価の低い役務契約（清掃、警備等）において低価格の落札があった場合、各府省が行う「低入札価格調査」の結果を中小企業庁が取りまとめ、労働関連法、独禁法等の所管行政庁に情報提供し、ダンピング防止に向けた監視強化を図る。

(4) 特殊会社に対する要請の拡大

官公需法で努力義務が定められている地方公共団体に加えて、民営化により官公需法の対象外となった特殊会社に対して、国に準じた努力を要請する（要請先を昨年度の9社から14社に拡大）。

2. 中小企業者向け契約目標

平成23年度における国等の中小企業者向け契約目標金額：約3兆7,915億円
（官公需総予算総額に占める割合 56.2%）

（参考）

平成22年度における国等の中小企業者向け契約目標金額：約3兆8,656億円
（官公需総実績総額に占める割合：56.2%）

3. 「平成23年度中小企業者に関する国等の契約の方針」

平成23年度中小企業者に関する国等の契約の方針

平成23年6月28日
閣 議 決 定

国は、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号。以下「官公需法」という。）第4条第2項に基づき、平成23年度における中小企業者に関する国等の契約の方針（以下「国等の契約の方針」という。）を次のとおり定める。

現下の厳しい経済情勢の中で、経済収縮の悪影響を受けやすい中小企業者の受注機会を確保することは極めて重要である。特に、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害（以下「東日本大震災」という。）が東日本太平洋沿岸部を中心に甚大な被害をもたらしており、被災した中小企業者の早期の復旧・復興や被災者の雇用の確保が喫緊の課題となっていることに加え、全国の中小企業者の事業環境にも影響が及んでいることに留意する必要がある。

こうした認識の下、国等（官公需法第2条第2項に定める「国等」をいう。以下同じ。）は、中小企業基本法第3条に掲げる基本理念に則り、中小企業者の経営基盤の強化を図るため、国等の契約の方針に基づき、中小企業者の受注の機会の増大のための措置を講ずるものとする。その運用に際しては、国等の調達する物件等（工事及び役務を含む。以下同じ。）の受注を確保しようとする中小企業者の自主的な努力を助長し、公正な競争が行われるよう配慮するものとする。

なお、国等の契約の締結に当たっては、予算の適正な使用に留意し、消費税及び地方消費税については、その適正な転嫁を受け入れるとともに、東日本大震災に係る措置をとる場合も含め、世界貿易機関政府調達協定及び政府調達に関する我が国の各種行動計画との整合性を確保するものとする。

また、国は、地方公共団体に対し、国等の契約の方針を参考として、地域の実情に応じ必要な場合には中小企業者に関する契約の方針を策定する等中小企業者の受注機会の増大のための措置を講じ、適切な運用が図られるよう要請する。

さらに、国は、民営化された独立行政法人等のうち、国及び地方公共団体がその株式の過半を保有している会社に対し、国等の契約の方針を参考として、可能な限り、中小企業者の受注機会の増大のための措置を講じるよう要請する。

第1 中小企業者の受注機会の増大のための措置

国等は、平成23年度においては、次の措置を強力に推進するものとする。

1 東日本大震災の被災地域等の中小企業者に対する配慮

東日本大震災の被災地域等の中小企業者の早期の復旧・復興を支援するため、国等は、特に以下の措置を講じることとする。

(1) 官公需相談窓口における相談対応

国等は、被災地域の官公需相談窓口において、被災地域の中小企業者の相談に適切に対応し、その受注機会の増大に努めるものとする。

(2) 適正な納期・工期の設定及び迅速な支払

国等は、被災地域における物件等の発注に当たっては、中小企業者が十分対応できるよう適正な納期・工期の設定に配慮するとともに、支払については、発注にかかる工事等の完了後（前金払、中間前金払においてはその都度）、速やかに行うよう努めるものとする。

(3) 地域中小企業の適切な評価

国等は、被災地域における復旧・復興工事等の発注に当たっては、地域の建設業者を活用することにより円滑かつ効率的な施工が期待できる工事等において適切な地域要件の設定や、地域への精度度等地域企業の適切な評価等に努めるものとする。

(4) 科学的・客観的根拠に基づく適切な契約

国等は、物件の発注に当たっては、東日本大震災における原子力発電所事故に関して、単に周辺地域で生産されている等の理由により不当に取引を制限したり、返品等をすることがないように、科学的・客観的根拠に基づき適切な契約に努めるものとする。

(5) 官公需を通じた被災地域への支援

国等は、被災地域の復興を支援するため、国等が直接運営する食堂等における食材や表彰等の行事における記念品等地域性の高い物品を調達する場合にあっては、被災地域の物品を積極的に調達し利用するよう努めるものとし、また、食堂運営や表彰等の行事が委託事業の場合は、これらの取組を奨励するよう努めるものとする。

2 官公需情報の提供の徹底

国等は、透明性の向上と公正な競争の確保に留意しつつ、官公需に関連する情報の中小企業者への提供促進のため、次の措置を講ずるものとする。

(1) 各府省、公庫等ごとの契約目標等の公表

① 国等は、中小企業者向け契約の目標金額及び実績金額について、各府省及び公庫等（官公需法第2条第2項に定める「公庫等」をいう。以下同じ。）別に、物件、工事及び役務別の情報を公表するものとする。

② 国等は、競争促進に資する新たな指標として、入札件数等の情報提供に努めるものとする。

(2) 個別発注情報の提供と説明

- ① 国等は、物件等であって、一般競争、企画競争又は公募による発注に関連する情報及びそれらに係る落札結果等に関する情報を、ホームページへの掲載等により、中小企業者に提供するよう努めるものとする。
- ② 国等は、発注計画の策定が可能なものについては、これを積極的に定め、中小企業者に提供するよう努めるものとする。
- ③ 国等は、物件等の発注を行うに際しては、中小企業者の入札等が円滑に行われるよう、性能、規格等必要な事項について十分説明に努めるものとする。

(3) 官公需情報ポータルサイトによる情報の一括提供

- ① 中小企業者が発注に関連する情報を入手しやすくするため、中小企業庁がインターネット上に「官公需情報ポータルサイト」を運営し、国等及び地方公共団体がホームページで提供している発注情報を中小企業者が一括して入手できるようにする。
- ② また、中小企業者の自主的努力を助長するため、当該サイトにおいて、国等が公表する競争契約参加資格申請に関する情報を始めとした官公需に関する情報を一元的に集約し、中小企業者に提供するものとする。
- ③ さらに、中小企業者を支援する機関においては、その支援ツールとして当該サイトの活用を促進するものとする。

(4) 官公需に関する相談体制の整備

- ① 国等は、官公需の受注に意欲的な中小企業者の受注能力の向上に資するよう、中小企業者の相談に応じ、資格登録、入札に関する手続等について情報を提供する等必要な指導に努めるものとする。
- ② 国等は、契約担当官等（公庫等においてはこれに準ずる役職）を置いている部局ごとに官公需相談担当者を明確にし、「官公需相談窓口」を常設するとともに、当該窓口の所在情報を中小企業庁が取りまとめ、公表するものとする。
- ③ 中小企業庁は、全国の中小企業団体中央会が「官公需総合相談センター」を設置し、官公需に関する中小企業者からの相談に応じ適切な支援及び情報の提供等の充実に努める取組を支援する。

3 中小企業者が受注し易い発注とする工夫

(1) 分離・分割発注の推進

- ① 国等は、物件等の発注に当たっては、価格面、数量面、工程面等からみて分離・分割して発注することが経済合理性・公正性等に反しないかどうかを十分検討したうえで、可能な限り分離・分割して発注を行うよう努めるものとする。
- ② 国等は、分離・分割発注に際し、中小企業庁が取りまとめる効率的な分離・分割発注に係る事例を参考として活用するとともに、分野に応じて、部内の人材育成又は外部人材の活用等により、発注能力の向上等体制整備に努めるものとする。

③ 公共工事においては、公共事業の効率的執行を通じたコスト縮減を図る観点から適切な発注ロットの設定が要請されているところであり、国等は、かかる要請を前提として分離・分割して発注を行うよう努めるものとする。

(2) 適正な納期・工期、納入条件等の設定

① 国等は、物件等の発注に当たっては、中小企業者が十分対応できるよう適正な納期・工期の設定に配慮するものとする。

② 国等は、物件の発注に当たっては、納入場所、納入回数をはじめとする納入条件等について、明確なものとするよう努めるものとする。

③ 国等は、物件等の発注に当たっては、真にやむを得ないと認められる場合を除き、直接の銘柄指定はもとより原材料等の間接の銘柄指定等を行わないものとする。

なお、参考銘柄として固有の商品を例示する場合には複数の商品を例示する等、実質的な銘柄指定とならないよう配慮するものとする。

(3) 調達・契約手法の多様化における中小企業者への配慮

① 国等は、一括調達又は共同調達を行う場合は、経済合理性に留意しつつ、中小企業庁が取りまとめ分析した事例も参考に、適切な調達品目の分類化を行い、対象品目を選定するとともに、適切な配送エリアの設定を行うよう努めるものとする。

また、単価契約の際には、適正な予定数量を設定するよう努めるものとする。

② 国等は、既に実施されている総合評価落札方式、一括調達及び共同調達以外の新たな調達・契約手法の多様化を行う場合には、中小企業者の事業環境への悪影響が生じることのないよう適切な要件設定等を行うとともに、経済合理性に留意しつつ、積極的に中小企業者の受注機会を確保するよう努めるものとする。

(4) 同一資格等級区分内の者による競争の確保

① 国等は、一般競争及び指名競争を行うに際しては、極力同一資格等級区分内の者による競争を確保すること等により、官公需適格組合を含む中小企業者の受注機会の増大を図るものとする。

② 国等は、一括調達又は共同調達による発注を行う場合には、競争参加者の資格の設定に際し、中小企業者の受注機会の確保に配慮するため、予定価格に対応する等級の者に加え、下位等級者の参加が可能となるよう弾力的な運用を図るものとする。

③ 国等は、資格等級に対応する契約の予定金額については、価格水準の変動等をも勘案しつつ、適時見直しを行う等一層の適正化を図るとともにこれを公表するものとする。

(5) 中小企業官公需特定品目等に係る受注機会の増大

① 国等は、中小企業官公需特定品目（織物、外衣・下着類、その他の繊維製品、家具、機械すき和紙、印刷、潤滑油、事務用品、台所・食卓用品及び再生プラスチック製製品）の発注を行うに際し、中小企業者の受注機会の増大を図るものと

する。

- ② 国等は、中小企業官公需特定品目及び中小工事等に係る発注に当たって指名競争制度を利用する場合並びに少額の契約案件にあつては、官公需適格組合を含む中小企業者の受注機会の増大を図るよう努めるものとする。

(6) 官公需適格組合等の活用

- ① 国等は、中小企業庁が証明した官公需適格組合を始めとする事業協同組合等の受注機会の増大を図るものとする。
- ② 国等は、官公需適格組合の競争契約参加資格審査に当たっては、総合点数の算定方法に関する特例の一層の活用に努めるものとする。
- ③ 国等は、官公需適格組合制度について、官公需適格組合の発注機関別受注実績を公表するほか、各府省等は、中小企業庁と協力しつつ、発注機関に対し、当該制度の一層の周知徹底に努めるものとする。また、国は、地方公共団体に対する当該制度の一層の周知に努めるものとする。

(7) 調達手続の簡素・合理化

- ① 国等は、競争契約参加資格者の審査について、申請書類の統一化及び申請手続の簡素化等を一層推進するものとする。
- ② 国等は、国における競争契約参加資格審査申請手続の電子化の実施状況及び入札・開札手続の電子化の導入状況等を踏まえ、中小企業者の円滑な対応に留意しつつ、電子的手段の導入に努めるものとする。

4 中小企業者の特性を踏まえた配慮

(1) 技術力のある中小企業者に対する受注機会の増大

国等は、技術力のある中小企業者の受注機会の増大を図るため、政府調達（公共事業を除く）手続の電子化推進省庁連絡会議幹事会決定「技術力ある中小企業者等の入札参加機会の拡大について」に基づく入札参加機会の拡大措置の一層の活用に努めるとともに、技術力の正当な評価を踏まえ、技術力のある中小企業者に関する入札参加資格の弾力化を一層進めるものとする。

(2) 地域の中小企業者等の積極活用

国等は、地方支分部局等において消費される物件等については、極力地方支分部局等における調達を促進することにより、地域の中小企業者等の受注機会の増大を図るものとする。

(3) 中小企業者の適切な評価

- ① 国等は、工事等の発注に当たっては、適切な評価手法による総合評価方式の導入・拡充に努めるものとする。
- ② 国等は、地域の建設業者を活用することにより円滑かつ効率的な施工が期待できる工事等の発注に当たっては、適切な地域要件の設定や、地域への精通度等地域企業の適切な評価等に努めるものとし、さらに、地方公共団体におけるこれらの取組を促進するものとする。

- ③ 国等は、工事等以外の物件及び役務の発注に当たっても、地域への精通度等が契約の円滑かつ効率的な実施の重要な要素となる場合にあっては、これを十分考慮するものとし、一般競争契約においては適切な地域要件の設定や総合評価落札方式における地域精通度等地域の中小企業者の適切な評価等と積極的な活用に努めるものとする。
- ④ 国等は、業務継続のため必要な物件及び役務の発注に当たって、災害時における継続的な供給体制を協定等を通じて構築しようとする場合は、必要に応じ、官公需適格組合を含む地域の中小企業者の適切な評価等とその積極的な活用に努めるものとする。

(4) 中小建設業者に対する配慮

- ① 国等は、中小建設業者を取り巻く現下の諸情勢にかんがみ、中小工事の早期発注等により中小建設業者に対し特段の配慮を払い、その受注機会の増大に努めるものとする。
- ② 国等は、一般競争や指名競争を行うに際しては、極力同一資格等級区分内の者による競争を確保することとするが、優良な工事成績を上げた中小建設業者に対しては、施工能力等を勘案し、上位の等級に属する工事に係る競争に参加できるようにする等積極的に受注機会の確保に努めるものとする。
- ③ 国等は、特に、公共工事に関する発注に当たっては、共同による請負の適切な活用の一層の推進等により、中小建設業者に対する受注機会の増大に努めるものとする。
- ④ 国等は、地域の建設業者、専門工事業者等の中小建設業者を活用することにより円滑かつ効率的な施工が期待できる工事については、極力分離・分割して発注を行うよう努めるものとする。

(5) 新規開業中小企業者の参入への配慮

- ① 国等は、新市場、新産業の創出・育成による雇用創出の重要性にかんがみ、新規開業中小企業者の受注機会（公共事業を除く。）の増大を図るよう特段の配慮に努めるものとする。
- ② 国等は、新規事業者の入札機会を拡大するために、物品の製造・販売等に係る競争契約の参加資格のあり方につき、引き続き検討を行う。

5 ダンピング防止対策等の推進

官公需契約の一部に過度な低価格競争が生じていること等を踏まえ、ダンピング対策の充実等、適正価格での契約や価格と品質が総合的に優れた調達の実現を推進するため、適切な対策を講じる。

(1) 適切な予定価格の作成

- ① 国等は、物件等の発注に当たっては、需給の状況、原材料及び労務費等の最新の実勢価格等を踏まえた積算に基づき、消費税及び地方消費税の負担等を勘案し、適切に予定価格を作成するものとする。

② 国等は、公庫等及び地方公共団体における工事等の発注に際し、いわゆる歩切りや予定価格等の事前公表の取りやめ等が促進されるよう努めるものとする。

(2) 低入札価格調査制度の適切な活用等

① 国等は、役務及び工事等の発注に当たっては、ダンピング受注の排除等適正価格による契約の推進のため、低入札価格調査制度を適切に活用するものとする。

② 国等は、特に人件費比率の高い役務契約については、適正な履行確保の観点から、低入札価格調査基準価格を下回る価格により落札した者と契約する場合における措置として、入札価格内訳書の徴収の徹底とともに、落札の決定があった旨の公表の徹底を行うものとする。

また、下請代金支払遅延等防止法、独占禁止法及び労働関連法等の所管行政庁は、その執行を図る上で、必要に応じ下記③において中小企業庁が取りまとめた情報も含め、低入札価格調査制度に基づく調査情報も活用する。

③ 中小企業庁は、特に人件費比率の高い役務契約であって人件費単価が低い業務（清掃等）について、各府省等が公表する低入札価格調査制度に基づく調査情報を取りまとめ、下請代金支払遅延等防止法、独占禁止法及び労働関連法等の所管行政庁に提供する。

④ 国等は、地方公共団体における工事等の発注に際し、低入札価格調査制度、最低制限価格制度及び入札ボンド制度等の適切な活用が促進されるよう努めるものとする。

第2 中小企業者向け契約目標

国等は、上記第1に掲げる措置を講ずること等により、平成23年度における国等の契約のうち、官公需予算総額に占める中小企業者向け契約の金額が、約3兆7,915億円、比率が、56.2%となるよう努めるものとする。

ただし、上記の数字は東日本大震災の影響により集計ができなかった機関の数字を含まない。

第3 官公需対策における政府一体の取組み

(1) 方針の普及及び徹底等

国等は、本方針について、一層の普及及び徹底を図るものとする。また、国等の地方支分部局等は、官公需確保対策地方推進協議会への参加等により得た中小企業者の声を踏まえ、地方の実情に即して、中小企業者の受注機会の増大を図るよう努めるものとする。

(2) 措置状況の通知及び情報の公表

国等は、上記第1の諸項目に関する措置状況を中小企業庁あて通知するなど、中小企業庁と密接な連絡を取るとともに、本方針の進行について地方支分部局等を指導する等適切な管理を行い、本方針の実施について遺憾のないよう努めるものとする。中小企業庁は、各府省等から通知された措置状況について取りまとめ、その情

報を公表するものとする。

(3) 地方公共団体の施策

中小企業庁は、地方公共団体による官公需施策の事例等を収集して取りまとめ、これらの情報を公表することにより、地方公共団体の官公需施策の推進に資することとする。

(別紙)

平成22年度中小企業者向け契約実績

(単位：億円)

各府省等名	官公需総実績額 (A)				中小企業者向け契約実績額 (B)				B/A (%)			
	物件	工事	役務	計	物件	工事	役務	計	物件	工事	役務	計
衆議院	37	4	221	262	20	3	37	60	52.8	78.3	16.9	22.9
参議院	5	15	20	40	3	1	4	8	52.8	5.4	22.2	19.8
最高裁判所	38	206	107	351	25	58	36	119	67.2	28.1	33.3	33.9
会計検査院	2	[0.1]	4	7	2	[0.1]	1	3	78.7	78.9	31.3	48.5
内閣・内閣府	229	558	429	1,216	143	322	166	631	62.4	57.6	38.8	51.9
総務省	123	2	243	368	31	2	108	141	25.4	68.8	44.3	38.1
法務省	340	343	511	1,194	268	140	228	637	78.9	40.7	44.7	53.3
外務省	34	3	186	223	8	1	37	47	24.1	40.5	20.1	20.9
財務省	170	155	462	787	101	120	210	431	59.3	77.5	45.5	54.8
文部科学省	404	2	49	455	397	1	26	425	98.3	79.3	53.2	93.3
厚生労働省	213	125	313	650	173	87	185	445	81.3	69.3	59.2	68.4
農林水産省	118	1,065	888	2,070	87	771	681	1,540	73.9	72.4	76.8	74.4
経済産業省	32	1	128	162	21	1	78	101	67.1	65.6	60.9	62.2
国土交通省	826	12,161	4,088	17,075	398	7,367	1,519	9,284	48.2	60.6	37.2	54.4
環境省	11	68	212	292	9	47	65	120	75.5	69.0	30.5	41.3
防衛省	4,074	1,251	2,362	7,687	1,903	529	759	3,191	46.7	42.3	32.1	41.5
国計	6,656	15,961	10,221	32,839	3,589	9,450	4,142	17,181	53.9	59.2	40.5	52.3
公庫等計	11,206	7,457	10,098	28,761	6,933	3,045	5,106	15,084	61.9	40.8	50.6	52.4
国等計	17,862	23,418	20,320	61,600	10,522	12,494	9,249	32,265	58.9	53.4	45.5	52.4

(注1) 計の欄の金額は、各府省等から平成22年度の実績として提出されたそれぞれの金額の積み上げであるが、端数処理のため、合致しない場合がある。

(注2) 括弧書〔 〕は、金額が5千万円未満であることを示す。

(注3) 平成22年度の実績及び中小企業者向け契約実績には、東日本大震災により被災し集計困難となった一部の地方機関・部署の数値が含まれていない。

平成22年度中小企業者向け契約実績（公庫等内訳）

（単位：百万円）

公 庫 等 名	官 公 需 総 実 績 額 (A)				中 小 企 業 者 向 け 契 約 実 績 額 (B)				B/A (%)			
	物 件	工 事	役 務	計	物 件	工 事	役 務	計	物 件	工 事	役 務	計
内閣府所管計	2,262	7,210	3,254	12,725	1,992	522	1,327	3,841	88.1	7.2	40.8	30.2
独立行政法人国立公文書館	64	78	562	704	36	78	144	259	57.2	100.0	25.7	36.7
独立行政法人北方領土問題対策協会	26	137	116	279	26	137	79	242	100.0	100.0	68.5	86.9
独立行政法人国民生活センター	104	37	355	496	60	23	111	193	57.3	61.6	31.3	39.0
独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構	2,003	6,916	1,186	10,105	1,836	270	595	2,700	91.7	3.9	50.2	26.7
沖縄振興開発金融公庫	64	43	1,035	1,142	34	15	398	446	52.9	34.9	38.4	39.1
総務省所管計	13,545	1,209	10,395	25,150	5,022	731	3,866	9,620	37.1	60.5	37.2	38.2
独立行政法人情報通信研究機構	13,460	1,093	9,072	23,625	4,957	626	3,211	8,794	36.8	57.3	35.4	37.2
独立行政法人統計センター	39	116	590	746	33	105	246	384	83.6	90.7	41.7	51.5
独立行政法人平和祈念事業特別基金	44	-	438	482	32	-	290	321	72.2	-	66.1	66.7
独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構	2	-	295	297	1	-	119	120	47.0	-	40.4	40.4
法務省所管	93	88	1,412	1,593	87	50	908	1,045	93.3	56.7	64.3	65.6
日本司法支援センター	93	88	1,412	1,593	87	50	908	1,045	93.3	56.7	64.3	65.6
外務省所管計	4,095	381	115,104	119,579	1,707	281	45,643	47,631	41.7	73.7	39.7	39.8
独立行政法人国際協力機構	4,063	379	115,037	119,479	1,682	279	45,609	47,570	41.4	73.5	39.6	39.8
独立行政法人国際交流基金	31	2	67	100	25	2	34	61	78.7	98.7	51.1	60.6
財務省所管計	23,152	5,110	6,794	35,056	15,306	1,732	4,057	21,095	66.1	33.9	59.7	60.2
独立行政法人酒類総合研究所	207	47	213	466	183	15	114	312	88.3	32.5	53.5	66.9
独立行政法人造幣局	5,893	190	1,822	7,906	4,823	156	886	5,865	81.8	82.1	48.6	74.2
独立行政法人国立印刷局	16,844	4,060	4,205	25,109	10,133	1,233	2,685	14,052	60.2	30.4	63.9	56.0
独立行政法人日本万国博覧会記念機構	208	814	554	1,575	167	327	371	866	80.5	40.2	67.0	55.0

平成22年度中小企業者向け契約実績（公庫等内訳）

（単位：百万円）

公 庫 等 名	官 公 需 総 実 績 額 (A)				中 小 企 業 者 向 け 契 約 実 績 額 (B)				B/A (%)			
	物 件	工 事	役 務	計	物 件	工 事	役 務	計	物 件	工 事	役 務	計
文部科学省所管計	670,136	194,550	377,740	1,242,426	449,658	114,717	217,814	782,189	67.1	59.0	57.7	63.0
国立大学法人北海道大学	21,786	3,649	5,539	30,974	9,516	2,036	3,364	14,916	43.7	55.8	60.7	48.2
国立大学法人北海道教育大学	1,121	608	506	2,235	886	540	363	1,790	79.1	88.8	71.8	80.1
国立大学法人室蘭工業大学	927	268	302	1,498	627	268	183	1,078	67.6	100.0	60.6	72.0
国立大学法人小樽商科大学	238	124	477	840	151	124	441	716	63.4	100.0	92.3	85.3
国立大学法人帯広畜産大学	760	352	516	1,627	705	299	176	1,180	92.7	85.0	34.1	72.5
国立大学法人旭川医科大学	9,711	936	1,636	12,284	2,542	439	337	3,318	26.2	46.9	20.6	27.0
国立大学法人北見工業大学	557	279	404	1,240	382	254	123	760	68.6	91.3	30.5	61.3
国立大学法人弘前大学	10,317	1,362	2,686	14,365	7,428	798	1,449	9,675	72.0	58.6	54.0	67.4
国立大学法人岩手大学	1,369	1,320	1,049	3,737	1,089	1,290	622	3,002	79.6	97.8	59.3	80.3
国立大学法人東北大学	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
国立大学法人宮城教育大学	289	147	269	705	255	144	244	643	88.2	98.5	90.5	91.2
国立大学法人秋田大学	9,155	2,220	2,541	13,916	5,889	1,861	717	8,467	64.3	83.8	28.2	60.8
国立大学法人山形大学	11,678	2,929	3,893	18,500	11,268	2,190	2,920	16,378	96.5	74.8	75.0	88.5
国立大学法人福島大学	728	514	272	1,513	666	509	212	1,387	91.6	99.0	78.0	91.6
国立大学法人茨城大学	1,102	1,118	818	3,037	744	716	511	1,971	67.6	64.1	62.4	64.9
国立大学法人筑波大学	11,672	4,509	4,574	20,754	11,232	2,943	3,407	17,582	96.2	65.3	74.5	84.7
国立大学法人宇都宮大学	1,008	620	673	2,301	883	581	457	1,921	87.6	93.6	67.9	83.5
国立大学法人群馬大学	10,544	598	4,971	16,113	7,497	585	3,752	11,835	71.1	97.9	75.5	73.4
国立大学法人埼玉大学	1,205	505	916	2,627	948	329	803	2,080	78.6	65.0	87.6	79.2
国立大学法人千葉大学	13,585	7,086	7,780	28,451	10,861	3,398	6,394	20,653	79.9	47.9	82.2	72.6
国立大学法人東京大学	4,255	13,198	15,974	33,427	3,322	8,184	8,122	19,628	78.1	62.0	50.8	58.7
国立大学法人東京医科歯科大学	13,896	827	4,981	19,703	6,168	722	2,408	9,298	44.4	87.3	48.4	47.2

（注1） 国立大学法人東北大学は、東日本大震災の影響により集計不能。

平成22年度中小企業者向け契約実績（公庫等内訳）

（単位：百万円）

公 庫 等 名	官 公 需 総 実 績 額 (A)				中 小 企 業 者 向 け 契 約 実 績 額 (B)				B/A (%)			
	物 件	工 事	役 務	計	物 件	工 事	役 務	計	物 件	工 事	役 務	計
国立大学法人東京外国語大学	333	63	434	830	281	46	355	682	84.5	72.1	81.8	82.2
国立大学法人東京学芸大学	595	860	333	1,789	517	849	269	1,635	86.8	98.7	80.7	91.4
国立大学法人東京農工大学	2,778	1,321	1,347	5,446	1,903	946	947	3,796	68.5	71.6	70.3	69.7
国立大学法人東京芸術大学	516	1,082	886	2,484	422	943	735	2,100	81.8	87.1	83.0	84.5
国立大学法人東京工業大学	5,842	2,738	3,204	11,784	4,535	1,537	2,595	8,667	77.6	56.1	81.0	73.5
国立大学法人東京海洋大学	1,159	679	504	2,342	1,071	328	439	1,838	92.4	48.4	87.2	78.5
国立大学法人お茶の水女子大学	1,071	281	482	1,834	964	257	415	1,637	90.1	91.6	86.1	89.2
国立大学法人電気通信大学	2,232	358	577	3,167	1,813	332	408	2,552	81.2	92.8	70.6	80.6
国立大学法人一橋大学	703	430	1,180	2,313	523	378	733	1,635	74.4	87.9	62.2	70.7
国立大学法人横浜国立大学	1,910	1,793	828	4,532	1,443	909	603	2,955	75.5	50.7	72.7	65.2
国立大学法人新潟大学	9,408	9,783	5,053	24,244	5,461	3,938	2,971	12,371	58.0	40.3	58.8	51.0
国立大学法人長岡技術科学大学	1,842	781	338	2,961	1,641	366	278	2,285	89.1	46.9	82.2	77.2
国立大学法人上越教育大学	354	242	269	865	327	242	253	821	92.3	100.0	94.1	95.0
国立大学法人富山大学	10,725	2,466	3,277	16,468	10,342	1,000	2,191	13,533	96.4	40.5	66.8	82.2
国立大学法人金沢大学	10,932	698	4,298	15,929	7,991	309	3,225	11,525	73.1	44.2	75.0	72.4
国立大学法人福井大学	7,306	1,593	2,205	11,104	5,110	1,142	1,654	7,906	69.9	71.7	75.0	71.2
国立大学法人山梨大学	9,096	798	2,478	12,372	6,150	753	1,811	8,714	67.6	94.4	73.1	70.4
国立大学法人信州大学	12,164	6,317	2,344	20,825	10,716	3,791	1,941	16,448	88.1	60.0	82.8	79.0
国立大学法人岐阜大学	9,607	623	3,357	13,587	5,529	554	2,130	8,212	57.5	88.9	63.4	60.4
国立大学法人静岡大学	2,003	613	1,040	3,656	1,614	613	822	3,050	80.6	100.0	79.1	83.4
国立大学法人浜松医科大学	7,536	5,799	2,021	15,356	1,990	726	818	3,535	26.4	12.5	40.5	23.0
国立大学法人名古屋大学	22,134	4,788	8,584	35,506	14,759	2,111	5,165	22,035	66.7	44.1	60.2	62.1
国立大学法人愛知教育大学	594	355	208	1,157	467	355	130	952	78.6	100.0	62.5	82.3

平成22年度中小企業者向け契約実績（公庫等内訳）

（単位：百万円）

公 庫 等 名	官 公 需 総 実 績 額 (A)				中 小 企 業 者 向 け 契 約 実 績 額 (B)				B/A (%)			
	物 件	工 事	役 務	計	物 件	工 事	役 務	計	物 件	工 事	役 務	計
国立大学法人名古屋工業大学	2,002	183	788	2,973	1,439	174	442	2,055	71.8	95.2	56.1	69.1
国立大学法人豊橋技術科学大学	1,712	683	516	2,911	1,114	362	271	1,747	65.1	53.0	52.6	60.0
国立大学法人三重大学	9,621	1,167	1,757	12,545	5,821	849	1,285	7,954	60.5	72.7	73.1	63.4
国立大学法人滋賀大学	673	168	196	1,036	543	168	155	865	80.7	100.0	79.2	83.5
国立大学法人滋賀医科大学	7,148	333	2,853	10,334	5,046	216	1,987	7,248	70.6	64.8	69.6	70.1
国立大学法人京都大学	24,354	6,573	11,568	42,495	15,550	2,579	6,356	24,485	63.8	39.2	54.9	57.6
国立大学法人京都教育大学	359	351	283	993	310	350	253	913	86.3	99.7	89.5	92.0
国立大学法人京都工芸繊維大学	1,033	191	485	1,709	681	187	296	1,164	65.9	98.0	61.0	68.1
国立大学法人大阪大学	31,989	6,508	12,442	50,939	20,457	4,074	6,131	30,662	64.0	62.6	49.3	60.2
国立大学法人大阪教育大学	763	187	547	1,497	520	167	325	1,012	68.1	89.2	59.4	67.6
国立大学法人兵庫教育大学	544	322	612	1,478	428	315	252	995	78.7	97.9	41.2	67.4
国立大学法人神戸大学	13,793	2,941	5,040	21,773	7,958	2,768	3,299	14,024	57.7	94.1	65.5	64.4
国立大学法人奈良教育大学	358	351	292	1,000	306	351	271	928	85.6	100.0	92.8	92.7
国立大学法人奈良女子大学	509	133	193	835	456	123	116	695	89.6	92.4	60.2	83.3
国立大学法人和歌山大学	887	415	376	1,677	721	403	229	1,353	81.3	97.2	60.8	80.6
国立大学法人鳥取大学	10,303	972	3,165	14,440	5,655	937	1,326	7,918	54.9	96.4	41.9	54.8
国立大学法人島根大学	5,885	896	1,902	8,683	3,107	563	944	4,614	52.8	62.8	49.6	53.1
国立大学法人岡山大学	16,502	6,350	3,427	26,279	8,844	4,290	1,743	14,877	53.6	67.6	50.8	56.6
国立大学法人広島大学	16,936	1,513	1,997	20,446	9,358	1,085	1,489	11,932	55.3	71.7	74.6	58.4
国立大学法人山口大学	11,409	2,749	3,481	17,639	9,377	1,723	2,638	13,738	82.2	62.7	75.8	77.9
国立大学法人徳島大学	10,442	1,566	2,636	14,644	6,698	1,358	1,309	9,365	64.2	86.7	49.7	64.0
国立大学法人鳴門教育大学	152	145	244	541	129	124	215	469	85.0	85.4	88.2	86.5
国立大学法人香川大学	5,852	1,013	2,106	8,971	5,132	745	1,609	7,486	87.7	73.5	76.4	83.4

平成22年度中小企業者向け契約実績（公庫等内訳）

（単位：百万円）

公 庫 等 名	官 公 需 総 実 績 額 (A)				中 小 企 業 者 向 け 契 約 実 績 額 (B)				B/A (%)			
	物 件	工 事	役 務	計	物 件	工 事	役 務	計	物 件	工 事	役 務	計
国立大学法人愛媛大学	10,485	3,512	2,736	16,733	9,807	3,075	1,626	14,508	93.5	87.6	59.4	86.7
国立大学法人高知大学	9,181	1,362	1,542	12,085	7,848	796	851	9,495	85.5	58.4	55.2	78.6
国立大学法人福岡教育大学	357	294	215	866	285	286	183	754	79.8	97.5	84.8	87.0
国立大学法人九州大学	21,634	4,027	9,946	35,607	13,950	3,538	6,612	24,100	64.5	87.8	66.5	67.7
国立大学法人九州工業大学	1,546	425	1,059	3,030	1,360	377	922	2,659	87.9	88.7	87.1	87.7
国立大学法人佐賀大学	7,526	984	3,136	11,646	4,532	962	1,012	6,507	60.2	97.8	32.3	55.9
国立大学法人長崎大学	14,942	3,579	4,421	22,942	12,107	3,549	3,045	18,701	81.0	99.2	68.9	81.5
国立大学法人熊本大学	11,949	1,372	4,015	17,335	8,636	1,368	3,426	13,430	72.3	99.7	85.3	77.5
国立大学法人大分大学	8,292	4,486	1,876	14,653	4,142	1,265	1,256	6,663	49.9	28.2	67.0	45.5
国立大学法人宮崎大学	7,748	4,549	2,282	14,580	6,447	1,270	2,172	9,888	83.2	27.9	95.2	67.8
国立大学法人鹿児島大学	9,536	5,626	3,059	18,220	5,942	870	1,454	8,265	62.3	15.5	47.5	45.4
国立大学法人鹿屋体育大学	383	152	165	700	301	150	145	596	78.5	98.5	88.2	85.2
国立大学法人琉球大学	7,672	1,070	2,327	11,069	4,402	1,067	1,623	7,093	57.4	99.7	69.8	64.1
国立大学法人総合研究大学院大学	266	57	217	540	225	57	143	424	84.7	100.0	65.6	78.6
国立大学法人政策研究大学院大学	163	9	414	586	105	7	304	417	64.6	74.0	73.6	71.1
国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学	1,254	149	593	1,997	972	106	463	1,541	77.5	71.2	78.0	77.2
国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学	1,715	245	647	2,607	1,456	220	483	2,159	84.9	90.1	74.6	82.8
国立大学法人筑波技術大学	566	133	206	905	528	118	177	822	93.2	88.4	85.9	90.9
大学共同利用機関法人人間文化研究機構	1,636	131	2,322	4,089	1,386	96	1,436	2,918	84.8	72.9	61.8	71.4
大学共同利用機関法人情報・システム研究機構	7,640	445	10,256	18,342	2,613	198	2,982	5,793	34.2	44.5	29.1	31.6

平成22年度中小企業者向け契約実績（公庫等内訳）

（単位：百万円）

公 庫 等 名	官 公 需 総 実 績 額 (A)				中 小 企 業 者 向 け 契 約 実 績 額 (B)				B/A (%)			
	物 件	工 事	役 務	計	物 件	工 事	役 務	計	物 件	工 事	役 務	計
大学共同利用機関法人自然科学研究機構	4,168	1,208	7,591	12,967	3,580	564	2,256	6,400	85.9	46.7	29.7	49.4
大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構	9,226	794	6,043	16,062	5,486	568	3,151	9,204	59.5	71.6	52.1	57.3
独立行政法人国立特別支援教育総合研究所	225	62	191	478	176	25	90	291	78.5	39.8	46.9	60.8
独立行政法人教員研修センター	118	159	176	453	64	71	148	283	54.5	44.9	83.7	62.5
独立行政法人大学入試センター	471	279	587	1,336	268	22	387	677	56.9	8.0	65.9	50.7
独立行政法人国立青少年教育振興機構	849	5,072	2,340	8,260	627	3,487	1,444	5,558	73.9	68.8	61.7	67.3
独立行政法人国立女性教育会館	91	-	212	303	70	-	145	216	77.1	-	68.6	71.1
独立行政法人国立科学博物館	2,003	826	869	3,698	648	209	625	1,482	32.3	25.3	71.9	40.1
独立行政法人物質・材料研究機構	5,692	922	2,723	9,337	3,787	767	1,503	6,058	66.5	83.2	55.2	64.9
独立行政法人防災科学技術研究所	977	336	3,504	4,817	609	283	1,691	2,582	62.3	84.1	48.3	53.6
独立行政法人放射線医学総合研究所	2,619	704	7,619	10,942	1,719	154	3,058	4,930	65.6	21.8	40.1	45.1
独立行政法人国立美術館	1,718	321	2,028	4,066	1,534	209	611	2,353	89.3	65.1	30.1	57.9
独立行政法人国立文化財機構	2,099	3,389	2,687	8,175	1,648	848	1,464	3,960	78.5	25.0	54.5	48.4
独立行政法人日本スポーツ振興センター	995	2,173	1,463	4,630	633	211	849	1,693	63.6	9.7	58.1	36.6
独立行政法人日本芸術文化振興会	255	1,945	2,317	4,517	191	1,515	1,629	3,334	74.8	77.9	70.3	73.8
独立行政法人日本学術振興会	313	190	1,200	1,703	289	-	628	917	92.4	-	52.3	53.9
独立行政法人科学技術振興機構	25,341	3,616	8,636	37,593	17,519	1,747	5,042	24,308	69.1	48.3	58.4	64.7
独立行政法人理化学研究所	24,440	3,176	14,054	41,669	17,867	1,088	8,483	27,438	73.1	34.3	60.4	65.8

平成22年度中小企業者向け契約実績（公庫等内訳）

（単位：百万円）

公 庫 等 名	官 公 需 総 実 績 額 (A)				中 小 企 業 者 向 け 契 約 実 績 額 (B)				B/A (%)			
	物 件	工 事	役 務	計	物 件	工 事	役 務	計	物 件	工 事	役 務	計
独立行政法人宇宙航空研究開発機構	6,241	3,790	34,511	44,542	3,786	821	11,766	16,372	60.7	21.7	34.1	36.8
独立行政法人大学評価・学位授与機構	125	17	257	399	81	15	102	198	65.0	86.3	39.7	49.6
独立行政法人国立大学財務・経営センター	22	5	136	163	15	4	104	124	68.9	81.5	76.5	75.6
独立行政法人日本学生支援機構	168	118	1,282	1,568	92	88	882	1,062	54.7	74.8	68.8	67.7
独立行政法人海洋研究開発機構	3,480	290	9,735	13,505	2,600	152	4,609	7,360	74.7	52.4	47.3	54.5
独立行政法人国立高等専門学校機構	10,865	6,442	4,176	21,483	8,967	5,906	3,159	18,033	82.5	91.7	75.6	83.9
独立行政法人日本原子力研究開発機構	20,450	2,208	44,166	66,824	11,013	1,761	31,222	43,996	53.9	79.7	70.7	65.8
日本私立学校振興・共済事業団	2,729	565	4,873	8,167	1,067	280	1,618	2,966	39.1	49.6	33.2	36.3
厚生労働省所管計	336,112	45,644	175,393	557,150	174,271	23,603	81,314	279,188	51.8	51.7	46.4	50.1
独立行政法人国立健康・栄養研究所	97	-	122	219	83	-	91	174	85.2	-	74.3	79.1
独立行政法人労働安全衛生総合研究所	489	246	363	1,098	233	109	248	590	47.6	44.3	68.3	53.7
年金積立金管理運用独立行政法人	5	1	303	309	4	0	176	181	83.1	12.0	58.1	58.5
独立行政法人勤労者退職金共済機構	218	-	1,996	2,214	122	-	1,469	1,591	56.0	-	73.6	71.9
独立行政法人福祉医療機構	60	-	352	412	54	-	176	231	90.3	-	50.1	56.0
独立行政法人労働政策研究・研修機構	147	38	401	586	125	26	271	422	85.0	67.7	67.7	72.0
独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	251	248	163	662	251	248	163	662	100.0	100.0	100.0	100.0
独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構	419	51	1,532	2,003	347	48	807	1,201	82.6	93.1	52.7	60.0

平成22年度中小企業者向け契約実績（公庫等内訳）

（単位：百万円）

公 庫 等 名	官 公 需 総 実 績 額 (A)				中 小 企 業 者 向 け 契 約 実 績 額 (B)				B/A (%)			
	物 件	工 事	役 務	計	物 件	工 事	役 務	計	物 件	工 事	役 務	計
独立行政法人雇用・能力開発機構	5,100	4,329	5,054	14,484	3,665	3,528	3,526	10,720	71.9	81.5	69.8	74.0
独立行政法人労働者健康福祉機構	77,714	3,656	32,755	114,125	23,178	1,389	14,225	38,792	29.8	38.0	43.4	34.0
独立行政法人国立病院機構	204,413	27,723	63,255	295,391	114,150	11,012	37,773	162,935	55.8	39.7	59.7	55.2
独立行政法人医薬品医療機器総合機構	175	12	1,430	1,617	130	0	615	745	74.2	3.0	43.0	46.1
独立行政法人医薬基盤研究所	720	1	790	1,511	689	1	523	1,212	95.6	100.0	66.2	80.2
独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構	7	125	188	320	2	125	119	245	28.8	99.8	63.2	76.8
日本年金機構	7,290	1,498	50,574	59,362	3,597	1,270	10,970	15,837	49.3	84.8	21.7	26.7
独立行政法人国立がん研究センター	14,271	631	4,186	19,088	10,986	1	2,318	13,306	77.0	0.2	55.4	69.7
独立行政法人国立循環器病研究センター	8,395	754	3,455	12,604	6,188	435	852	7,475	73.7	57.7	24.7	59.3
独立行政法人国立精神・神経医療研究センター	2,708	23	1,701	4,432	1,684	9	1,171	2,863	62.2	37.6	68.8	64.6
独立行政法人国立国際医療研究センター	7,282	5,138	1,104	13,524	3,774	5,138	976	9,888	51.8	100.0	88.4	73.1
独立行政法人国立成育医療研究センター	4,063	37	4,536	8,635	3,905	37	3,921	7,863	96.1	100.0	86.4	91.1
独立行政法人国立長寿医療研究センター	2,288	1,134	1,132	4,554	1,105	228	923	2,256	48.3	20.1	81.5	49.5
農林水産省所管計	24,669	23,332	83,721	131,722	18,213	10,387	53,014	81,615	73.8	44.5	63.3	62.0
独立行政法人農林水産消費安全技術センター	516	204	388	1,108	361	105	189	655	70.0	51.5	48.7	59.1
独立行政法人種苗管理センター	253	348	142	742	162	187	64	414	64.2	53.9	44.9	55.7
独立行政法人家畜改良センター	1,591	145	297	2,033	990	143	173	1,305	62.2	98.6	58.1	64.2
独立行政法人水産大学校	306	276	285	867	258	249	181	687	84.1	90.2	63.5	79.3

平成22年度中小企業者向け契約実績（公庫等内訳）

（単位：百万円）

公 庫 等 名	官 公 需 総 実 績 額 (A)				中 小 企 業 者 向 け 契 約 実 績 額 (B)				B/A (%)			
	物 件	工 事	役 務	計	物 件	工 事	役 務	計	物 件	工 事	役 務	計
独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構	6,839	3,226	3,200	13,265	5,412	1,175	1,764	8,351	79.1	36.4	55.1	63.0
独立行政法人農業生物資源研究所	1,641	1,292	796	3,729	1,193	390	273	1,856	72.7	30.1	34.3	49.8
独立行政法人農業環境技術研究所	601	267	485	1,353	510	214	247	971	84.9	80.2	50.9	71.8
独立行政法人国際農林水産業研究センター	460	127	245	833	410	125	173	708	89.1	98.4	70.7	85.1
独立行政法人森林総合研究所	1,672	6,979	2,696	11,346	1,426	3,579	1,847	6,852	85.3	51.3	68.5	60.4
独立行政法人水産総合研究センター	3,954	1,328	5,423	10,705	2,899	1,031	4,648	8,578	73.3	77.6	85.7	80.1
独立行政法人農畜産業振興機構	118	93	545	756	72	5	174	251	61.1	5.4	31.9	33.2
独立行政法人農業者年金基金	31	-	59	90	15	-	28	42	47.6	-	46.8	47.1
独立行政法人農林漁業信用基金	37	3	211	250	19	3	135	157	52.5	100.0	64.0	62.7
日本中央競馬会	6,651	9,046	68,948	84,645	4,485	3,183	43,119	50,787	67.4	35.2	62.5	60.0
経済産業省所管計	24,446	6,892	48,009	79,347	14,880	4,438	21,631	40,949	60.9	64.4	45.1	51.6
独立行政法人経済産業研究所	77	-	292	370	69	-	170	239	89.2	-	58.1	64.6
独立行政法人工業所有権情報・研修館	159	6	466	632	52	2	159	213	32.4	37.9	34.1	33.7
独立行政法人日本貿易保険	108	6	3,322	3,435	24	1	243	268	22.1	13.8	7.3	7.8
独立行政法人産業技術総合研究所	21,179	3,370	21,266	45,815	12,526	1,545	11,332	25,404	59.1	45.9	53.3	55.4
独立行政法人製品評価技術基盤機構	789	485	1,330	2,605	671	202	538	1,412	85.0	41.7	40.5	54.2
独立行政法人情報処理推進機構	186	18	524	728	57	16	148	222	30.8	91.4	28.3	30.4
独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構	35	449	1,268	1,752	24	414	514	952	69.1	92.2	40.6	54.4
独立行政法人日本貿易振興機構	358	79	1,747	2,184	250	67	866	1,183	69.8	84.8	49.6	54.2

平成22年度中小企業者向け契約実績（公庫等内訳）

（単位：百万円）

公 庫 等 名	官 公 需 総 実 績 額 (A)				中 小 企 業 者 向 け 契 約 実 績 額 (B)				B/A (%)			
	物 件	工 事	役 務	計	物 件	工 事	役 務	計	物 件	工 事	役 務	計
独立行政法人原子力安全基盤機構	93	1,701	7,798	9,592	39	1,701	2,089	3,829	42.0	100.0	26.8	39.9
独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構	844	346	4,037	5,227	618	289	2,528	3,436	73.2	83.7	62.6	65.7
独立行政法人中小企業基盤整備機構	617	432	5,959	7,008	550	200	3,042	3,792	89.2	46.3	51.0	54.1
国土交通省所管計	19,120	460,091	182,629	661,840	9,979	147,564	79,398	236,941	52.2	32.1	43.5	35.8
独立行政法人土木研究所	857	492	3,028	4,377	742	304	2,161	3,207	86.6	61.8	71.4	73.3
独立行政法人建築研究所	195	119	544	858	138	26	278	442	70.6	22.0	51.1	51.5
独立行政法人水資源機構	1,912	39,118	11,433	52,464	1,565	16,585	9,838	27,988	81.8	42.4	86.0	53.3
独立行政法人都市再生機構	1,683	266,348	134,161	402,192	1,215	96,424	51,498	149,137	72.2	36.2	38.4	37.1
独立行政法人奄美群島振興開発基金	5	-	0	5	5	-	0	5	100.0	-	100.0	100.0
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	29	-	261	289	5	-	185	190	17.7	-	70.8	65.6
独立行政法人交通安全環境研究所	259	57	557	873	156	25	227	408	60.2	44.0	40.7	46.7
独立行政法人海上技術安全研究所	419	96	445	960	278	96	345	719	66.3	99.7	77.6	74.9
独立行政法人港湾空港技術研究所	179	264	1,266	1,709	154	172	537	862	86.0	65.1	42.4	50.5
独立行政法人電子航法研究所	309	166	339	813	141	127	99	368	45.8	77.0	29.3	45.3
独立行政法人航海訓練所	667	8	297	971	167	6	101	273	25.0	71.7	33.9	28.1
独立行政法人海技教育機構	246	178	208	632	134	175	106	416	54.7	98.7	51.1	65.9
独立行政法人航空大学校	364	105	924	1,393	263	105	59	427	72.3	100.0	6.3	30.6

平成22年度中小企業者向け契約実績（公庫等内訳）

（単位：百万円）

公 庫 等 名	官 公 需 総 実 績 額 (A)				中 小 企 業 者 向 け 契 約 実 績 額 (B)				B/A (%)			
	物 件	工 事	役 務	計	物 件	工 事	役 務	計	物 件	工 事	役 務	計
自動車検査独立行政法人	2,390	1,811	1,291	5,491	194	787	367	1,349	8.1	43.5	28.4	24.6
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	8,241	150,888	15,440	174,569	4,184	32,441	5,879	42,504	50.8	21.5	38.1	24.3
独立行政法人国際観光振興機構	34	0	460	495	24	0	238	262	69.7	100.0	51.6	52.9
独立行政法人自動車事故対策機構	1,002	112	697	1,811	425	108	352	885	42.4	96.4	50.5	48.9
独立行政法人空港周辺整備機構	5	116	69	190	4	116	34	153	74.1	99.4	49.3	80.6
独立行政法人住宅金融支援機構	326	212	11,210	11,748	186	65	7,096	7,347	57.1	30.6	63.3	62.5
環境省所管計	2,617	1,066	5,249	8,932	1,868	386	1,574	3,829	71.4	36.2	30.0	42.9
独立行政法人国立環境研究所	2,525	1,066	4,535	8,126	1,785	386	1,327	3,498	70.7	36.2	29.3	43.1
独立行政法人環境再生保全機構	91	-	714	806	83	-	248	331	90.6	-	34.7	41.0
防衛省所管	359	82	145	586	335	50	84	469	93.3	61.0	58.0	80.0
独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構	359	82	145	586	335	50	84	469	93.3	61.0	58.0	80.0
公 庫 等 計	1,120,606	745,656	1,009,844	2,876,106	693,319	304,461	510,630	1,508,410	61.9	40.8	50.6	52.4

平成23年度中小企業者向け契約目標

(単位：億円)

各 府 省 等 名	官 公 需 総 予 算 額 (A)				中 小 企 業 者 向 け 契 約 目 標 額 (B)				B/A (%)			
	物 件	工 事	役 務	計	物 件	工 事	役 務	計	物 件	工 事	役 務	計
衆 議 院	35	15	92	142	19	8	51	78	55.0	55.0	55.0	55.0
参 議 院	5	14	18	37	3	7	10	20	54.0	54.0	54.0	54.0
最 高 裁 判 所	42	165	107	314	29	78	42	149	68.9	47.5	39.1	47.5
会 計 検 査 院	3	[0.3]	6	9	3	[0.3]	3	6	85.0	100.0	58.0	68.1
内 閣 ・ 内 閣 府	160	447	461	1,069	107	260	171	539	66.8	58.2	37.1	50.4
総 務 省	167	3	240	410	45	2	117	164	26.9	60.3	48.7	39.9
法 務 省	454	96	696	1,245	347	51	294	692	76.6	52.7	42.3	55.6
外 務 省	24	1	133	159	17	1	94	112	70.5	100.0	70.5	70.7
財 務 省	180	165	490	836	123	134	234	491	68.5	81.2	47.7	58.8
文 部 科 学 省	416	2	48	465	409	1	25	434	98.3	69.4	51.9	93.5
厚 生 労 働 省	299	158	393	850	238	110	243	590	79.7	69.5	61.7	69.5
農 林 水 産 省	135	984	918	2,037	106	730	737	1,573	78.5	74.2	80.2	77.2
経 済 産 業 省	30	2	157	190	22	1	113	137	75.4	60.7	71.8	72.2
国 土 交 通 省	958	14,059	5,034	20,051	515	8,536	2,066	11,117	53.7	60.7	41.0	55.4
環 境 省	15	57	265	337	12	44	187	242	78.5	76.9	70.5	72.0
防 衛 省	5,636	1,461	3,840	10,937	2,648	768	1,216	4,632	47.0	52.6	31.7	42.4
国 計	8,558	17,630	12,899	39,087	4,643	10,732	5,602	20,977	54.2	60.9	43.4	53.7
公 庫 等 計	11,226	7,382	9,771	28,380	7,675	3,490	5,773	16,938	68.4	47.3	59.1	59.7
国 等 計	19,785	25,012	22,670	67,467	12,318	14,222	11,375	37,915	62.3	56.9	50.2	56.2

(注1) 計の欄の金額は、各府省等から平成23年度の見込みとして提出されたそれぞれの金額の積み上げであるが、端数処理のため、合致しない場合がある。

(注2) 括弧書〔 〕は、金額が5千万円未満であることを示す。

(注3) 平成23年度の官公需総予算額及び中小企業者向け契約目標額には、東日本大震災により被災し数値の算出が困難となった一部の地方機関・部署の数値が含まれていない。

平成23年度中小企業者向け契約目標（公庫等内訳）

（単位：百万円）

公 庫 等 名	官 公 需 総 予 算 額 (A)				中 小 企 業 者 向 け 契 約 目 標 額 (B)				B/A (%)			
	物 件	工 事	役 務	計	物 件	工 事	役 務	計	物 件	工 事	役 務	計
内閣府所管計	4,988	1,700	4,485	11,173	4,527	969	2,367	7,862	90.7	57.0	52.8	70.4
独立行政法人国立公文書館	36	-	604	640	26	-	167	193	72.1	-	27.6	30.1
独立行政法人北方領土問題対策協会	24	224	642	890	24	224	642	890	100.0	100.0	100.0	100.0
独立行政法人国民生活センター	102	36	348	486	59	22	109	189	57.3	61.6	31.3	39.0
独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構	4,767	1,402	1,729	7,898	4,386	701	882	5,969	92.0	50.0	51.0	75.6
沖縄振興開発金融公庫	59	38	1,162	1,259	33	22	567	622	54.9	56.9	48.8	49.4
総務省所管計	15,173	1,594	12,068	28,834	7,101	832	4,925	12,859	46.8	52.2	40.8	44.6
独立行政法人情報通信研究機構	15,098	1,587	10,171	26,856	7,036	832	3,601	11,468	46.6	52.4	35.4	42.7
独立行政法人統計センター	40	7	1,178	1,224	34	1	899	933	84.6	11.5	76.3	76.2
独立行政法人平和祈念事業特別基金	33	-	410	444	31	-	296	327	92.8	-	72.2	73.7
独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構	2	-	309	310	1	-	130	131	63.2	-	42.1	42.2
法務省所管	94	104	1,964	2,163	77	68	1,273	1,419	82.5	65.2	64.8	65.6
日本司法支援センター	94	104	1,964	2,163	77	68	1,273	1,419	82.5	65.2	64.8	65.6
外務省所管計	4,094	382	115,100	119,576	2,617	364	70,866	73,847	63.9	95.4	61.6	61.8
独立行政法人国際協力機構	4,064	380	115,037	119,481	2,592	363	70,833	73,787	63.8	95.4	61.6	61.8
独立行政法人国際交流基金	30	2	63	95	25	2	33	60	82.3	94.1	52.4	62.6
財務省所管計	21,244	5,446	8,880	35,570	12,295	1,942	4,683	18,921	57.9	35.7	52.7	53.2
独立行政法人酒類総合研究所	182	15	216	413	146	12	173	330	80.0	80.0	80.0	80.0
独立行政法人造幣局	5,553	1,052	2,539	9,144	3,948	299	1,216	5,463	71.1	28.4	47.9	59.7
独立行政法人国立印刷局	15,276	3,406	5,212	23,894	8,021	1,241	2,684	11,947	52.5	36.4	51.5	50.0
独立行政法人日本万国博覧会記念機構	233	973	913	2,119	180	390	610	1,180	77.3	40.1	66.8	55.7

平成23年度中小企業者向け契約目標（公庫等内訳）

（単位：百万円）

公 庫 等 名	官 公 需 総 予 算 額 (A)				中 小 企 業 者 向 け 契 約 目 標 額 (B)				B/A (%)			
	物 件	工 事	役 務	計	物 件	工 事	役 務	計	物 件	工 事	役 務	計
文部科学省所管計	659,855	168,428	377,434	1,205,717	476,772	117,919	241,214	835,905	72.3	70.0	63.9	69.3
国立大学法人北海道大学	23,528	3,940	5,982	33,450	14,587	3,073	3,709	21,369	62.0	78.0	62.0	63.9
国立大学法人北海道教育大学	1,121	608	506	2,235	887	540	363	1,790	79.1	88.8	71.7	80.1
国立大学法人室蘭工業大学	927	64	302	1,293	627	64	183	874	67.6	100.0	60.6	67.6
国立大学法人小樽商科大学	339	82	315	735	268	82	283	633	79.1	100.0	90.0	86.1
国立大学法人帯広畜産大学	200	352	216	768	186	299	173	658	93.0	85.0	80.0	85.7
国立大学法人旭川医科大学	9,711	100	1,458	11,270	5,443	70	782	6,295	56.1	70.1	53.6	55.9
国立大学法人北見工業大学	557	46	351	954	494	43	228	765	88.7	94.0	64.9	80.2
国立大学法人弘前大学	9,641	1,497	2,709	13,846	7,613	1,308	1,635	10,556	79.0	87.4	60.4	76.2
国立大学法人岩手大学	1,550	1,150	1,000	3,700	1,244	1,127	600	2,971	80.3	98.0	60.0	80.3
国立大学法人東北大学	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
国立大学法人宮城教育大学	367	281	275	923	343	278	251	872	93.5	98.9	91.3	94.5
国立大学法人秋田大学	9,100	2,210	2,530	13,840	8,190	1,768	1,931	11,889	90.0	80.0	76.3	85.9
国立大学法人山形大学	11,843	1,154	4,186	17,182	11,528	1,011	2,968	15,507	97.3	87.6	70.9	90.2
国立大学法人福島大学	750	150	100	1,000	680	120	90	890	90.7	80.0	90.0	89.0
国立大学法人茨城大学	1,029	1,268	874	3,171	691	1,025	574	2,291	67.2	80.8	65.8	72.2
国立大学法人筑波大学	11,672	3,599	4,346	19,616	11,232	2,346	3,245	16,823	96.2	65.2	74.7	85.8
国立大学法人宇都宮大学	1,008	484	662	2,154	889	461	448	1,798	88.2	95.2	67.7	83.5
国立大学法人群馬大学	9,848	445	3,978	14,272	7,731	432	3,169	11,332	78.5	97.1	79.6	79.4
国立大学法人埼玉大学	995	352	916	2,263	896	347	798	2,040	90.0	98.5	87.1	90.1
国立大学法人千葉大学	14,944	7,795	8,558	31,297	11,934	3,734	7,069	22,737	79.9	47.9	82.6	72.7
国立大学法人東京大学	4,255	13,198	15,974	33,427	3,403	10,558	12,777	26,738	80.0	80.0	80.0	80.0
国立大学法人東京医科歯科大学	15,326	1,370	5,363	22,058	9,843	1,320	3,193	14,355	64.2	96.3	59.5	65.1

（注1） 国立大学法人東北大学は、東日本大震災の影響により集計不能。

平成23年度中小企業者向け契約目標（公庫等内訳）

（単位：百万円）

公 庫 等 名	官 公 需 総 予 算 額 (A)				中 小 企 業 者 向 け 契 約 目 標 額 (B)				B/A (%)			
	物 件	工 事	役 務	計	物 件	工 事	役 務	計	物 件	工 事	役 務	計
国立大学法人東京外国語大学	291	75	506	872	245	64	426	734	84.1	84.2	84.2	84.2
国立大学法人東京学芸大学	595	162	228	985	517	160	169	846	86.8	98.7	74.5	85.9
国立大学法人東京農工大学	1,551	738	752	3,041	1,063	723	529	2,314	68.5	98.0	70.3	76.1
国立大学法人東京芸術大学	600	1,300	900	2,800	485	1,050	720	2,255	80.8	80.8	80.0	80.5
国立大学法人東京工業大学	6,687	4,774	3,585	15,046	5,717	3,645	2,770	12,132	85.5	76.4	77.3	80.6
国立大学法人東京海洋大学	1,182	736	503	2,421	1,114	677	440	2,231	94.2	92.1	87.4	92.2
国立大学法人お茶の水女子大学	1,071	180	473	1,724	1,000	120	420	1,540	93.4	66.7	88.8	89.3
国立大学法人電気通信大学	2,918	1,238	729	4,886	2,373	1,149	531	4,052	81.3	92.8	72.8	82.9
国立大学法人一橋大学	704	440	1,180	2,324	524	396	826	1,746	74.5	90.0	70.0	75.1
国立大学法人横浜国立大学	2,274	1,614	899	4,787	1,951	1,450	639	4,039	85.8	89.9	71.0	84.4
国立大学法人新潟大学	7,997	8,315	4,295	20,607	5,416	3,904	2,942	12,261	67.7	46.9	68.5	59.5
国立大学法人長岡技術科学大学	1,977	860	397	3,234	1,658	543	317	2,518	83.9	63.2	79.8	77.9
国立大学法人上越教育大学	336	217	228	781	310	215	217	742	92.3	99.1	95.2	95.0
国立大学法人富山大学	10,726	5,238	3,278	19,241	10,315	918	2,191	13,424	96.2	17.5	66.8	69.8
国立大学法人金沢大学	13,884	1,960	5,443	21,287	10,151	392	4,131	14,673	73.1	20.0	75.9	68.9
国立大学法人福井大学	7,350	1,500	2,150	11,000	5,240	1,080	1,600	7,920	71.3	72.0	74.4	72.0
国立大学法人山梨大学	9,277	814	2,527	12,618	6,281	768	1,847	8,895	67.7	94.4	73.1	70.5
国立大学法人信州大学	11,726	1,335	2,123	15,184	10,143	894	1,794	12,831	86.5	67.0	84.5	84.5
国立大学法人岐阜大学	9,767	485	3,375	13,627	6,954	448	2,532	9,934	71.2	92.2	75.0	72.9
国立大学法人静岡大学	2,010	812	1,070	3,891	1,630	812	855	3,296	81.1	100.0	79.9	84.7
国立大学法人浜松医科大学	7,427	373	4,479	12,279	6,084	316	1,789	8,190	81.9	84.7	40.0	66.7
国立大学法人名古屋大学	20,655	3,679	8,531	32,865	13,562	2,480	5,700	21,741	65.7	67.4	66.8	66.2
国立大学法人愛知教育大学	594	355	208	1,157	467	355	130	952	78.6	100.0	62.5	82.3

平成23年度中小企業者向け契約目標（公庫等内訳）

（単位：百万円）

公 庫 等 名	官 公 需 総 予 算 額 (A)				中 小 企 業 者 向 け 契 約 目 標 額 (B)				B/A (%)			
	物 件	工 事	役 務	計	物 件	工 事	役 務	計	物 件	工 事	役 務	計
国立大学法人名古屋工業大学	2,002	183	788	2,973	1,604	146	631	2,382	80.1	80.1	80.1	80.1
国立大学法人豊橋技術科学大学	1,674	669	504	2,846	1,292	490	376	2,158	77.2	73.3	74.6	75.8
国立大学法人三重大学	13,438	1,167	1,667	16,273	8,835	849	1,219	10,903	65.7	72.7	73.1	67.0
国立大学法人滋賀大学	639	388	195	1,222	543	388	156	1,087	85.0	100.0	80.0	89.0
国立大学法人滋賀医科大学	7,837	769	3,011	11,617	5,687	335	2,141	8,162	72.6	43.6	71.1	70.3
国立大学法人京都大学	24,360	6,580	11,570	42,510	17,406	3,100	6,870	27,376	71.5	47.1	59.4	64.4
国立大学法人京都教育大学	330	95	270	695	309	95	245	648	93.5	99.7	90.7	93.3
国立大学法人京都工芸繊維大学	1,468	58	540	2,067	1,123	57	362	1,543	76.5	98.0	67.0	74.6
国立大学法人大阪大学	24,564	4,719	10,576	39,858	16,410	3,001	5,269	24,680	66.8	63.6	49.8	61.9
国立大学法人大阪教育大学	762	160	543	1,465	525	148	322	995	68.8	92.6	59.3	67.9
国立大学法人兵庫教育大学	488	289	548	1,325	431	283	470	1,184	88.3	97.9	85.8	89.4
国立大学法人神戸大学	14,174	3,022	5,179	22,374	8,178	2,844	3,390	14,412	57.7	94.1	65.5	64.4
国立大学法人奈良教育大学	342	335	279	957	293	335	259	887	85.6	100.0	92.8	92.7
国立大学法人奈良女子大学	501	134	192	827	474	123	116	713	94.5	92.1	60.3	86.2
国立大学法人和歌山大学	888	207	376	1,471	722	202	229	1,152	81.3	97.2	60.8	78.3
国立大学法人鳥取大学	7,856	821	2,110	10,787	5,292	659	1,094	7,045	67.4	80.2	51.9	65.3
国立大学法人島根大学	6,112	931	1,975	9,018	3,423	605	1,086	5,114	56.0	65.0	55.0	56.7
国立大学法人岡山大学	19,302	5,502	4,396	29,200	10,448	4,334	2,748	17,529	54.1	78.8	62.5	60.0
国立大学法人広島大学	28,762	1,437	3,169	33,369	20,364	1,031	2,186	23,580	70.8	71.7	69.0	70.7
国立大学法人山口大学	10,643	2,830	3,259	16,733	7,866	2,415	2,771	13,052	73.9	85.3	85.0	78.0
国立大学法人徳島大学	10,745	1,200	2,696	14,642	6,877	840	1,348	9,065	64.0	70.0	50.0	61.9
国立大学法人鳴門教育大学	140	134	225	499	119	115	199	433	85.1	85.7	88.3	86.7
国立大学法人香川大学	5,776	1,000	2,079	8,854	5,065	735	1,588	7,389	87.7	73.5	76.4	83.5

平成23年度中小企業者向け契約目標（公庫等内訳）

（単位：百万円）

公 庫 等 名	官 公 需 総 予 算 額 (A)				中 小 企 業 者 向 け 契 約 目 標 額 (B)				B/A (%)			
	物 件	工 事	役 務	計	物 件	工 事	役 務	計	物 件	工 事	役 務	計
国立大学法人愛媛大学	10,485	3,512	2,736	16,733	9,866	3,075	1,646	14,587	94.1	87.6	60.2	87.2
国立大学法人高知大学	9,899	1,217	1,073	12,189	8,414	706	590	9,710	85.0	58.0	55.0	79.7
国立大学法人福岡教育大学	452	372	273	1,097	402	372	242	1,016	88.8	100.0	88.6	92.5
国立大学法人九州大学	21,982	3,440	10,046	35,468	14,512	3,380	6,195	24,088	66.0	98.3	61.7	67.9
国立大学法人九州工業大学	1,349	720	985	3,054	1,190	678	866	2,734	88.2	94.2	87.9	89.5
国立大学法人佐賀大学	7,526	173	3,136	10,834	5,575	169	1,612	7,356	74.1	98.2	51.4	67.9
国立大学法人長崎大学	16,483	3,600	4,732	24,814	13,533	3,570	3,317	20,420	82.1	99.2	70.1	82.3
国立大学法人熊本大学	11,949	1,372	4,015	17,335	8,636	1,368	3,426	13,430	72.3	99.7	85.3	77.5
国立大学法人大分大学	7,479	1,272	1,724	10,476	4,371	1,265	1,264	6,900	58.4	99.5	73.3	65.9
国立大学法人宮崎大学	9,800	3,582	2,209	15,591	7,840	1,075	1,878	10,792	80.0	30.0	85.0	69.2
国立大学法人鹿児島大学	9,536	1,652	1,774	12,962	5,942	711	1,191	7,844	62.3	43.0	67.1	60.5
国立大学法人鹿屋体育大学	361	88	165	614	307	87	149	543	85.0	99.3	90.0	88.4
国立大学法人琉球大学	7,232	1,494	2,257	10,983	5,124	1,494	1,601	8,219	70.9	100.0	70.9	74.8
国立大学法人総合研究大学院大学	266	57	218	541	228	57	145	430	85.7	100.0	66.5	79.5
国立大学法人政策研究大学院大学	161	9	408	578	104	7	300	411	64.6	74.0	73.6	71.1
国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学	1,329	75	501	1,905	1,031	72	393	1,496	77.5	96.8	78.4	78.5
国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学	1,715	250	647	2,612	1,456	226	483	2,164	84.9	90.4	74.6	82.9
国立大学法人筑波技術大学	642	151	234	1,027	598	133	201	933	93.2	88.4	85.9	90.8
大学共同利用機関法人人間文化研究機構	1,563	541	1,807	3,910	1,384	135	1,444	2,962	88.5	24.9	79.9	75.8
大学共同利用機関法人情報・システム研究機構	7,890	30	10,591	18,511	3,953	30	5,306	9,289	50.1	100.0	50.1	50.2

平成23年度中小企業者向け契約目標（公庫等内訳）

（単位：百万円）

公 庫 等 名	官 公 需 総 予 算 額 (A)				中 小 企 業 者 向 け 契 約 目 標 額 (B)				B/A (%)			
	物 件	工 事	役 務	計	物 件	工 事	役 務	計	物 件	工 事	役 務	計
大学共同利用機関法人自然科学研究機構	3,987	1,146	7,356	12,489	3,441	542	2,198	6,182	86.3	47.3	29.9	49.5
大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構	9,050	800	5,980	15,830	5,613	568	3,153	9,334	62.0	71.0	52.7	59.0
独立行政法人国立特別支援教育総合研究所	149	37	126	312	117	37	94	249	79.0	100.0	74.7	79.8
独立行政法人教員研修センター	81	145	179	406	67	96	151	313	82.3	66.0	84.0	77.2
独立行政法人大学入試センター	471	279	587	1,336	268	22	387	677	56.9	8.0	65.9	50.7
独立行政法人国立青少年教育振興機構	824	4,925	2,272	8,021	635	3,534	1,462	5,632	77.1	71.8	64.4	70.2
独立行政法人国立女性教育会館	91	-	212	303	71	-	146	217	78.0	-	68.9	71.6
独立行政法人国立科学博物館	1,083	742	1,395	3,220	716	344	621	1,680	66.1	46.4	44.5	52.2
独立行政法人物質・材料研究機構	3,753	728	2,091	6,573	2,575	626	1,221	4,421	68.6	86.0	58.4	67.3
独立行政法人防災科学技術研究所	1,066	717	3,726	5,509	671	609	1,826	3,107	63.0	85.0	49.0	56.4
独立行政法人放射線医学総合研究所	2,619	704	7,619	10,942	1,440	225	4,198	5,864	55.0	32.0	55.1	53.6
独立行政法人国立美術館	848	340	2,269	3,457	663	194	580	1,438	78.2	57.2	25.6	41.6
独立行政法人国立文化財機構	1,574	3,389	2,015	6,978	1,154	2,840	1,025	5,018	73.3	83.8	50.9	71.9
独立行政法人日本スポーツ振興センター	1,045	2,100	1,403	4,548	675	1,070	843	2,588	64.6	51.0	60.1	56.9
独立行政法人日本芸術文化振興会	199	1,185	2,618	4,001	184	505	2,057	2,746	92.6	42.6	78.6	68.6
独立行政法人日本学術振興会	326	-	1,442	1,768	301	-	655	956	92.4	-	45.4	54.1
独立行政法人科学技術振興機構	5,741	569	9,153	15,463	4,044	285	5,197	9,526	70.4	50.0	56.8	61.6
独立行政法人理化学研究所	24,000	3,110	14,000	41,110	18,000	1,037	8,000	27,037	75.0	33.3	57.1	65.8

平成23年度中小企業者向け契約目標（公庫等内訳）

（単位：百万円）

公 庫 等 名	官 公 需 総 予 算 額 (A)				中 小 企 業 者 向 け 契 約 目 標 額 (B)				B/A (%)			
	物 件	工 事	役 務	計	物 件	工 事	役 務	計	物 件	工 事	役 務	計
独立行政法人宇宙航空研究開発機構	5,444	1,922	24,660	32,026	3,264	860	13,444	17,568	60.0	44.8	54.5	54.9
独立行政法人大学評価・学位授与機構	124	17	271	412	82	15	133	230	66.1	88.2	48.9	55.7
独立行政法人国立大学財務・経営センター	38	10	236	284	29	7	179	215	75.6	75.6	75.6	75.6
独立行政法人日本学生支援機構	305	371	2,107	2,784	213	256	1,473	1,942	69.8	69.0	69.9	69.8
独立行政法人海洋研究開発機構	3,278	422	21,521	25,221	2,394	332	11,893	14,619	73.0	78.7	55.3	58.0
独立行政法人国立高等専門学校機構	10,466	5,469	3,948	19,884	8,714	5,030	3,062	16,805	83.3	92.0	77.5	84.5
独立行政法人日本原子力研究開発機構	19,292	5,220	41,664	66,175	10,389	4,161	29,454	44,003	53.9	79.7	70.7	66.5
日本私立学校振興・共済事業団	2,786	504	4,442	7,732	1,394	420	2,458	4,272	50.0	83.3	55.3	55.2
厚生労働省所管計	350,383	92,358	149,786	592,527	215,950	57,679	85,186	358,815	61.6	62.5	56.9	60.6
独立行政法人国立健康・栄養研究所	96	-	121	216	91	-	100	190	95.0	-	82.5	88.0
独立行政法人労働安全衛生総合研究所	512	211	312	1,036	382	148	240	770	74.5	70.0	76.9	74.3
年金積立金管理運用独立行政法人	9	-	301	310	7	-	175	183	83.1	-	58.1	58.8
独立行政法人勤労者退職金共済機構	266	54	1,931	2,251	166	47	1,453	1,666	62.4	87.7	75.2	74.0
独立行政法人福祉医療機構	48	-	279	326	48	-	193	241	100.0	-	69.3	73.8
独立行政法人労働政策研究・研修機構	147	38	401	586	119	10	208	337	80.9	26.4	52.0	57.6
独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	251	248	163	662	251	248	163	662	100.0	100.0	100.0	100.0
独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構	4,796	3,748	6,094	14,638	3,841	3,283	4,262	11,386	80.1	87.6	69.9	77.8

平成23年度中小企業者向け契約目標（公庫等内訳）

（単位：百万円）

公 庫 等 名	官 公 需 総 予 算 額 (A)				中 小 企 業 者 向 け 契 約 目 標 額 (B)				B/A (%)			
	物 件	工 事	役 務	計	物 件	工 事	役 務	計	物 件	工 事	役 務	計
独立行政法人雇用・能力開発機構	2,282	1,939	2,263	6,484	1,800	1,700	1,687	5,187	78.9	87.7	74.6	80.0
独立行政法人労働者健康福祉機構	58,245	3,477	24,549	86,271	23,509	1,704	14,428	39,640	40.4	49.0	58.8	45.9
独立行政法人国立病院機構	236,770	59,336	55,271	351,377	150,586	30,291	37,153	218,029	63.6	51.1	67.2	62.1
独立行政法人医薬品医療機器総合機構	199	98	1,676	1,972	147	22	721	890	74.2	22.9	43.0	45.1
独立行政法人医薬基盤研究所	720	800	790	2,310	598	705	532	1,834	83.0	88.1	67.3	79.4
独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構	204	8,820	1,892	10,915	59	8,803	1,196	10,057	28.8	99.8	63.2	92.1
日本年金機構	6,745	1,193	38,383	46,320	3,783	1,103	9,495	14,380	56.1	92.5	24.7	31.0
独立行政法人国立がん研究センター	15,185	2,344	5,111	22,640	14,479	2,235	4,874	21,587	95.4	95.3	95.3	95.4
独立行政法人国立循環器病研究センター	8,395	754	1,932	11,082	6,188	435	1,251	7,874	73.7	57.7	64.7	71.1
独立行政法人国立精神・神経医療研究センター	2,434	1,378	1,572	5,385	1,459	397	1,109	2,964	59.9	28.8	70.5	55.1
独立行政法人国立国際医療研究センター	7,282	5,590	1,104	13,976	3,774	5,180	976	9,930	51.8	92.7	88.4	71.1
独立行政法人国立成育医療研究センター	3,500	1,206	4,500	9,206	3,220	1,206	4,050	8,476	92.0	100.0	90.0	92.1
独立行政法人国立長寿医療研究センター	2,299	1,125	1,141	4,565	1,445	163	922	2,531	62.9	14.5	80.8	55.5
農林水産省所管計	27,421	19,385	80,970	127,777	21,618	11,465	56,863	89,946	78.8	59.1	70.2	70.4
独立行政法人農林水産消費安全技術センター	697	376	529	1,602	544	312	290	1,145	78.0	82.8	54.8	71.5
独立行政法人種苗管理センター	222	19	167	409	174	18	115	307	78.6	91.6	68.8	75.2
独立行政法人家畜改良センター	1,497	123	280	1,901	1,072	123	170	1,364	71.6	99.9	60.4	71.8
独立行政法人水産大学校	337	190	293	820	290	149	212	651	86.0	78.6	72.3	79.4

平成23年度中小企業者向け契約目標（公庫等内訳）

（単位：百万円）

公 庫 等 名	官 公 需 総 予 算 額 (A)				中 小 企 業 者 向 け 契 約 目 標 額 (B)				B/A (%)			
	物 件	工 事	役 務	計	物 件	工 事	役 務	計	物 件	工 事	役 務	計
独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構	7,530	3,218	3,182	13,931	6,660	1,822	2,133	10,615	88.4	56.6	67.0	76.2
独立行政法人農業生物資源研究所	1,998	1,573	968	4,539	1,363	785	300	2,448	68.2	49.9	30.9	53.9
独立行政法人農業環境技術研究所	1,009	418	765	2,192	883	359	398	1,639	87.5	85.8	52.0	74.8
独立行政法人国際農林水産業研究センター	450	127	222	800	416	125	157	698	92.4	97.8	70.8	87.3
独立行政法人森林総合研究所	1,482	4,800	2,886	9,168	1,221	2,503	1,921	5,645	82.4	52.1	66.6	61.6
独立行政法人水産総合研究センター	5,613	1,901	5,554	13,069	4,581	1,521	4,215	10,318	81.6	80.0	75.9	79.0
独立行政法人農畜産業振興機構	246	1	491	738	144	1	155	300	58.5	100.0	31.6	40.7
独立行政法人農業者年金基金	32	-	408	440	23	-	286	309	70.2	-	70.2	70.2
独立行政法人農林漁業信用基金	36	2	204	243	19	2	132	154	53.0	100.0	64.7	63.3
日本中央競馬会	6,272	6,637	65,018	77,927	4,230	3,746	46,379	54,354	67.4	56.4	71.3	69.8
経済産業省所管計	11,594	8,271	43,016	62,881	8,329	5,108	23,259	36,697	71.8	61.8	54.1	58.4
独立行政法人経済産業研究所	78	-	293	370	69	-	170	239	89.0	-	58.3	64.7
独立行政法人工業所有権情報・研修館	194	3	377	575	109	3	189	301	56.1	100.0	50.2	52.4
独立行政法人日本貿易保険	59	17	1,760	1,836	21	1	439	461	35.6	5.9	24.9	25.1
独立行政法人産業技術総合研究所	7,470	5,305	16,890	29,665	5,341	3,131	11,377	19,849	71.5	59.0	67.4	66.9
独立行政法人製品評価技術基盤機構	821	459	1,272	2,552	673	188	522	1,383	82.0	41.0	41.0	54.2
独立行政法人情報処理推進機構	186	17	521	724	93	16	260	369	50.0	93.0	50.0	51.0
独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構	34	436	1,230	1,699	27	432	761	1,221	81.1	99.2	61.9	71.8
独立行政法人日本貿易振興機構	331	76	1,750	2,157	233	66	878	1,176	70.5	86.3	50.1	54.5

平成23年度中小企業者向け契約目標（公庫等内訳）

（単位：百万円）

公 庫 等 名	官 公 需 総 予 算 額 (A)				中 小 企 業 者 向 け 契 約 目 標 額 (B)				B/A (%)			
	物 件	工 事	役 務	計	物 件	工 事	役 務	計	物 件	工 事	役 務	計
独立行政法人原子力安全基盤機構	285	-	9,247	9,532	82	-	2,150	2,232	28.8	-	23.3	23.4
独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構	1,472	334	3,864	5,670	1,085	246	2,848	4,179	73.7	73.7	73.7	73.7
独立行政法人中小企業基盤整備機構	664	1,623	5,813	8,101	596	1,025	3,665	5,286	89.7	63.1	63.1	65.3
国土交通省所管計	22,282	438,789	176,265	637,336	13,717	151,262	84,081	249,059	61.6	34.5	47.7	39.1
独立行政法人土木研究所	764	1,003	2,903	4,670	691	705	2,187	3,583	90.5	70.3	75.3	76.7
独立行政法人建築研究所	169	429	473	1,071	120	218	242	579	70.6	50.9	51.1	54.1
独立行政法人水資源機構	1,894	27,494	11,538	40,925	1,681	17,406	9,364	28,452	88.8	63.3	81.2	69.5
独立行政法人都市再生機構	1,683	266,348	134,161	402,192	1,362	103,635	58,897	163,893	80.9	38.9	43.9	40.8
独立行政法人奄美群島振興開発基金	6	-	1	7	6	-	1	7	100.0	-	100.0	100.0
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	9	-	485	494	5	-	248	253	58.8	-	51.2	51.3
独立行政法人交通安全環境研究所	433	187	887	1,508	256	80	372	708	59.2	42.5	42.0	47.0
独立行政法人海上技術安全研究所	376	121	599	1,096	312	115	435	862	82.8	94.5	72.7	78.6
独立行政法人港湾空港技術研究所	222	188	1,085	1,496	168	120	496	784	75.5	63.7	45.7	52.4
独立行政法人電子航法研究所	449	374	492	1,315	216	303	151	670	48.1	80.9	30.7	50.9
独立行政法人航海訓練所	486	-	327	813	335	-	196	532	69.0	-	60.0	65.4
独立行政法人海技教育機構	129	88	229	445	108	86	140	335	84.2	98.1	61.2	75.1
独立行政法人航空大学校	431	1,166	1,104	2,701	409	126	130	664	94.7	10.8	11.8	24.6

平成23年度中小企業者向け契約目標（公庫等内訳）

（単位：百万円）

公 庫 等 名	官 公 需 総 予 算 額 (A)				中 小 企 業 者 向 け 契 約 目 標 額 (B)				B/A (%)			
	物 件	工 事	役 務	計	物 件	工 事	役 務	計	物 件	工 事	役 務	計
自動車検査独立行政法人	2,614	2,249	995	5,858	683	964	526	2,174	26.1	42.9	52.8	37.1
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	11,495	138,533	9,435	159,464	6,848	27,150	2,998	36,996	59.6	19.6	31.8	23.2
独立行政法人国際観光振興機構	44	0	374	419	41	0	261	302	91.4	100.0	69.7	72.0
独立行政法人自動車事故対策機構	765	280	549	1,595	297	166	262	725	38.9	59.0	47.7	45.5
独立行政法人空港周辺整備機構	5	128	101	234	3	127	46	177	69.7	99.2	45.6	75.4
独立行政法人住宅金融支援機構	306	199	10,526	11,031	175	61	7,128	7,363	57.1	30.6	67.7	66.8
環境省所管計	5,162	1,765	7,048	13,975	4,137	1,412	2,460	8,009	80.1	80.0	34.9	57.3
独立行政法人国立環境研究所	5,097	1,765	6,661	13,523	4,078	1,412	2,331	7,821	80.0	80.0	35.0	57.8
独立行政法人環境再生保全機構	66	-	386	452	59	-	128	188	90.6	-	33.2	41.6
防衛省所管	349	0	128	478	334	-	96	430	95.6	-	75.1	90.0
独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構	349	0	128	478	334	-	96	430	95.6	-	75.1	90.0
公 庫 等 計	1,122,640	738,222	977,144	2,838,006	767,473	349,021	577,273	1,693,767	68.4	47.3	59.1	59.7

4. 「平成23年度中小企業者に関する国等の契約の方針」の決定に係る経緯

- 平成23年4月13日（水） 中小企業庁から各省各庁あてに「平成23年度中小企業者に関する国等の契約の方針」の作成に係る基礎資料の作成を依頼
- 平成23年5月17日（火） 各府省等中小企業官公需連絡会議において「平成23年度の中小企業者に関する国等の契約の方針」の策定について協力を要請
- 平成23年6月1日（水） 「平成23年度中小企業に関する国等の契約の方針(案)」に係る各府省協議開始
- 平成23年6月23日（木） 「平成23年度中小企業に関する国等の契約の方針(案)」に係る各府省協議終了
- 平成23年6月28日（火） 「平成23年度中小企業に関する国等の契約の方針」について閣議決定
- 平成23年7月12日（火） 「平成23年度中小企業に関する国等の契約の方針」の要旨を公表(官報告示:平成23年経済産業省告示第154号)

5. 国等及び地方公共団体における官公需の契約実績等

(1) 国等の契約目標及び契約実績

(単位:億円、%)

年度	契約目標			契約実績		
	官公需総予算額	中小向目標額	比率	官公需総額	中小向実績額	比率
昭和 41	18,850	5,050	26.8	18,850	4,891	25.9
昭和 42	21,925	6,260	28.5	21,925	5,939	27.1
昭和 43	23,038	7,040	30.5	24,300	6,681	27.4
昭和 44	27,100	8,630	31.8	25,680	7,436	28.8
昭和 45	30,043	9,400	31.3	27,775	7,648	27.5
昭和 46	34,580	10,400	30.1	36,726	9,181	25.0
昭和 47	41,016	11,000	26.8	41,138	9,980	24.3
昭和 48	49,806	13,400	26.9	44,200	12,260	27.7
昭和 49	51,352	14,740	28.7	53,510	16,200	30.3
昭和 50	62,652	20,620	32.9	62,027	20,202	32.6
昭和 51	68,682	23,350	34.0	63,620	21,606	34.0
昭和 52	75,694	26,610	35.2	76,520	26,029	34.0
昭和 53	82,552	29,341	35.5	83,982	29,391	35.0
昭和 54	87,734	31,728	36.2	89,218	31,458	35.3
昭和 55	94,734	34,571	36.5	94,931	34,476	36.3
昭和 56	105,820	38,980	36.8	101,690	37,716	37.1
昭和 57	105,370	39,180	37.2	101,628	37,587	37.0
昭和 58	101,060	37,670	37.3	102,772	37,386	36.4
昭和 59	99,050	37,000	37.4	99,310	36,578	36.8
昭和 60	80,690	31,840	39.5	83,189	32,736	39.4
昭和 61	82,230	32,740	39.8	86,943	33,914	39.0
昭和 62	81,300	32,330	39.8	86,754	34,351	39.6
昭和 63	88,430	35,280	39.9	87,869	34,851	39.7
平成 元	95,210	37,980	39.9	95,352	36,832	38.6
平成 2	100,960	40,150	39.8	100,010	37,442	37.4
平成 3	104,130	41,400	39.8	104,292	38,943	37.3
平成 4	111,240	44,340	39.9	118,756	44,712	37.7
平成 5	116,950	46,660	39.9	129,991	50,346	38.7
平成 6	122,190	48,700	39.9	114,971	44,302	38.5
平成 7	127,980	51,060	39.9	138,610	52,578	37.9
平成 8	128,960	51,500	39.9	125,245	49,594	39.6
平成 9	129,320	51,590	39.9	121,632	49,726	40.9
平成 10	118,670	49,060	41.3	134,574	55,897	41.5
平成 11	120,660	50,150	41.6	134,712	57,318	42.5
平成 12	120,650	53,170	44.1	128,611	57,204	44.5
平成 13	117,140	52,820	45.1	122,245	55,145	45.1
平成 14	111,580	50,380	45.2	116,376	53,650	46.1
平成 15	106,940	48,450	45.3	104,625	48,658	46.5
平成 16	98,484	45,023	45.7	99,850	46,524	46.6
平成 17	93,032	43,441	46.7	88,078	41,286	46.9
平成 18	82,121	39,346	47.9	86,559	41,152	47.5
平成 19	84,560	42,406	50.1	87,601	41,906	47.8
平成 20	82,651	42,132	51.0	90,334	41,652	46.1
平成 21	99,239	51,993	52.4	78,921	41,932	53.1
平成 22	68,796	38,656	56.2	61,600	32,265	52.4
平成 23	67,467	37,915	56.2	-	-	-

(2) 地方公共団体の官公需契約実績の推移

年度	官公需総額 (A)	うち中小企業者向け (B)	比率 (B)/(A)
	(億円)	(億円)	(%)
平成 6 年度	218,327	149,248	68.4
7 "	235,242	161,988	68.9
8 "	220,716	151,702	68.7
9 "	208,525	144,748	69.4
10 "	211,989	150,489	71.0
11 "	191,252	137,781	72.0
12 "	184,727	136,076	73.7
13 "	186,273	133,791	71.8
14 "	155,014	114,114	73.6
15 "	144,402	109,083	75.5
16 "	136,087	101,492	74.6
17 "	132,904	98,879	74.4
18 "	131,018	99,422	75.9
19 "	122,899	92,696	75.4
20 "	122,353	92,027	75.2
21 "	129,881	98,635	75.9
22 "	120,659	90,432	74.9

(注1) 地方公共団体の実績は、都道府県、東京特別区及び人口10万人以上の市を対象としている。

(注2) 東日本大震災により被災し集計困難となった地方公共団体の全部、または一部の機関の数値が含まれていない。

(3) 平成22年度各都道府県別契約実績

都道府県名	官公需総額 (A)	うち中小企業者向け (B)	比率 (B)/(A)
	(億円)	(億円)	(%)
北海道	6,149	5,128	83.4
青森県	1,605	1,369	85.3
岩手県	1,434	1,213	84.5
宮城県	1,201	922	76.8
秋田県	1,172	1,034	88.2
山形県	1,158	973	84.0
福島県	518	424	81.7
茨城県	2,068	1,501	72.6
栃木県	1,304	1,093	83.8
群馬県	1,875	1,583	84.4
埼玉県	4,447	3,372	75.8
千葉県	4,682	3,001	64.1
東京都	17,686	10,959	62.0
神奈川県	6,393	4,502	70.4
新潟県	3,998	3,557	89.0
長野県	1,724	1,438	83.4
山梨県	1,272	1,119	88.0
静岡県	3,631	2,798	77.1
愛知県	5,986	3,938	65.8
岐阜県	1,732	1,306	75.4
三重県	1,934	1,667	86.2
富山県	1,285	1,040	80.9
石川県	1,167	927	79.4
福井県	1,021	885	86.6
滋賀県	952	737	77.4
京都府	1,591	1,142	71.8
奈良県	949	704	74.2
大阪府	6,945	4,667	67.2
兵庫県	4,372	3,204	73.3
和歌山県	2,262	821	36.3
鳥取県	880	684	77.7
島根県	1,130	1,000	88.5
岡山県	1,584	1,152	72.8
広島県	2,443	1,764	72.2
山口県	1,695	1,383	81.6
徳島県	566	505	89.3
香川県	897	645	71.8
愛媛県	1,474	1,252	85.0
高知県	777	652	84.0
福岡県	4,236	3,475	82.0
佐賀県	892	804	90.1
長崎県	1,634	1,431	87.6
熊本県	1,540	1,353	87.9
大分県	1,297	1,105	85.2
宮崎県	1,629	1,391	85.4
鹿児島県	2,272	2,021	88.9
沖縄県	3,200	2,792	87.3
計	120,659	90,432	74.9

(注1) 地方公共団体の実績は、都道府県、東京特別区及び人口10万人以上の市を対象としている。

(注2) 東日本大震災により被災し集計困難となった地方公共団体の全部、または一部の機関の数値が含まれていない。

Ⅱ. 「平成22年度中小企業者に関する国等の契約の方針」の解説

国は、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号。以下「官公需法」という。）第4条第2項に基づき、平成23年度における中小企業者に関する国等の契約の方針（以下「国等の契約の方針」という。）を次のとおり定める。

現下の厳しい経済情勢の中で、経済収縮の悪影響を受けやすい中小企業者の受注機会を確保することは極めて重要である。特に、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害（以下「東日本大震災」という。）が東日本太平洋沿岸部を中心に甚大な被害をもたらしており、被災した中小企業者の早期の復旧・復興や被災者の雇用の確保が喫緊の課題となっていることに加え、全国の中小企業者の事業環境にも影響が及んでいることに留意する必要がある。

こうした認識の下、国等（官公需法第2条第2項に定める「国等」をいう。以下同じ。）は、中小企業基本法第3条に掲げる基本理念に則り、中小企業者の経営基盤の強化を図るため、国等の契約の方針に基づき、中小企業者の受注の機会の増大のための措置を講ずるものとする。その運用に際しては、国等の調達する物件等（工事及び役務を含む。以下同じ。）の受注を確保しようとする中小企業者の自主的な努力を助長し、公正な競争が行われるよう配慮するものとする。

なお、国等の契約の締結に当たっては、予算の適正な使用に留意し、消費税及び地方消費税については、その適正な転嫁を受け入れるとともに、東日本大震災に係る措置をとる場合も含め、世界貿易機関政府調達協定及び政府調達に関する我が国の各種行動計画との整合性を確保するものとする。

また、国は、地方公共団体に対し、国等の契約の方針を参考として、地域の実情に応じ必要な場合には中小企業者に関する契約の方針を策定する等中小企業者の受注機会の増大のための措置を講じ、適切な運用が図られるよう要請する。

さらに、国は、民営化された独立行政法人等のうち、国及び地方公共団体がその株式の過半を保有している会社に対し、国等の契約の方針を参考として、可能な限り、中小企業者の受注機会の増大のための措置を講じるよう要請する。

【解説】

- (1) 前文においては、本方針が官公需法に基づき定められたものであること並びに中小企業基本法及び中小企業政策における官公需施策の位置付けを明確にするとともに、国等が契約の方針に基づき、中小企業者の受注の機会の増大のための措置を講ずることを宣言しています。また、官公需施策を運用す

る上で、中小企業者の自主的な努力を助長しつつ、公正な競争が行われるよう配慮することが重要であることも確認しています。

- (2) 今年は3月に東日本大震災が発生し、被災地のみならず、全国の中小企業者の事業環境が悪化していることを踏まえ、例年にも増して官公需施策の重要性を明記しています。
- (3) なお、国等の契約の締結に当たっては、予算の適正な使用に留意すること、即ち、会計法等の規律に従うべきこと、併せて、消費税及び地方消費税については、その適正な転嫁を受け入れるよう、国等の姿勢を明確にし、加えて、世界貿易機関政府調達協定（参考1）等との整合性にも留意すべきことに言及しています。
- (4) 地方公共団体については、官公需法第7条において、国の施策に準じて必要な施策を講じるよう努力義務が課されていることから、地方公共団体の講ずる施策について、国等の契約の方針を参考として、例えば、独自に中小企業者に関する契約の方針を策定するといった措置を講じるなど、適切な運用が図られるよう要請しています。
- (5) また、昨年度の方針において、民営化等により官公需法の対象から除外された独立行政法人等のうち、国がその株式の全てを保有している会社に対しては、本方針を参考としつつ、可能な限り、中小企業者の受注機会の増大のための措置を講じるよう要請することとしましたが、今年度は要請の対象範囲を拡大し、国及び地方公共団体がその株式の過半を保有する会社（参考2）に対しても同様の要請をすることとしました。

（参考1）

世界貿易機関（WTO）の枠組みの下で運用されている「政府調達に関する協定」（以下「政府調達協定」という。）は、平成8年1月1日に発効したが、これにより、国の機関や独立行政法人等、さらには都道府県・政令指定市は、物件・工事・役務の調達に当たっては、すべて内国民待遇及び無差別待遇をはじめとする政府調達協定の規定に従って行われなければならないこととなっています。具体的には、「国の物品等又は特定役務の調達手続きの特定を定める政令」等によってその手続き等が定められています。

(政府調達協定の適用基準額)

分野		機関	国 等	地方公共団体
物 品			1 0 万SDR (1, 500万円)	2 0 万SDR (3, 000万円)
建設工事			4 5 0 万SDR (6億9, 000万円)	1, 5 0 0 万SDR (23億円)
役 務	建設関連サービス (設計・測量等)		4 5 万SDR (6, 900万円)	1 5 0 万SDR (2億3, 000万円)
	一般サービス		1 0 万SDR (1, 500万円)	2 0 万SDR (3, 000万円)

注1) SDRとは、Special Drawing Rightsの略で、IMF加盟国間での「特別引出権」のことを指し、主要通貨（米ドル、ユーロ、日本円、ポンド）を加重平均して算定されます。なお、本協定の基準額の単位としてSDRが採用されたのは、IMF加盟主要通貨の為替相場の加重平均として算定されることから、比較的変動が少ないと考えられたためです。

注2) 表中（ ）書きは、邦貨換算額（平成22年1月25日付け財務省告示第27号及び同日付け総務省告示第19号による。平成22年4月1日～平成24年3月31日までの調達契約について適用。）です。

注3) 「政府調達協定に関する申合せ」（平成3年11月19日付けアクション・プログラム実行推進委員会決定）において、中央政府及び独立行政法人等の物品及び一般サービスの基準額を13万SDRから10万SDR(1,500万円)へ自主的に引き下げることが省庁間で確認されたことを受け、10万SDR以上13万SDR未満の調達契約についても、「政府調達に関する協定」に準じて運用されています。

注4) 我が国は、政府調達協定附属書Iの付表1に関する注釈3及び付表3に関する注釈2において、国の機関及び独立行政法人等が協同組合又は連合会と締結する契約については、同協定を適用しないこととしています。

(参考2)

日本郵政(株)、(株)日本政策金融公庫、(株)日本政策投資銀行、輸出入・港湾関係情報処理センター(株)、東日本高速道路(株)、中日本高速道路(株)、西日本高速道路(株)、成田国際空港(株)、日本環境安全事業(株)の9社に、関西国際空港(株)、東京地下鉄(株)、首都高速道路(株)、阪神高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)の5社を加えた14社。

第1. 中小企業者の受注機会の増大のための措置

国等は、平成23年度においては、次の措置を強力に推進するものとする。

1. 東日本大震災の被災地域等の中小企業者に対する配慮

東日本大震災の被災地域等の中小企業者の早期の復旧・復興を支援するため、国等は、特に以下の措置を講じることとする。

【解説】

東日本大震災の被災地域等の中小企業者への配慮を特に行うため、冒頭に項目立てをしました。

(1) 官公需相談窓口における相談対応

国等は、被災地域の官公需相談窓口において、被災地域の中小企業者の相談に適切に対応し、その受注機会の増大に努めるものとする。

【解説】

被災地域においては、中小企業者からの相談に適切に応じていただくことや、当該地域における発注情報を中小企業者へ提供することが復旧・復興の重要な要素となります。したがって、復旧・復興のためのさまざまな業務で多忙な中であっても、きめ細やかな対応に努め、受注機会の増大を図ることとします。

(2) 適正な納期・工期の設定及び迅速な支払

国等は、被災地域における物件等の発注に当たっては、中小企業者が十分対応できるよう適正な納期・工期の設定に配慮するとともに、支払については、発注にかかる工事等の完了後（前金払、中間前金払においてはその都度）、速やかに行うよう努めるものとする。

【解説】

平常時においても中小企業者にとって技能労働者等人材の確保は重要な問題であり、そのために労働時間の問題等の職場環境の改善は経営上の大きな課題となっています。被災地域においても、中小企業者が無理をせず、十分に対応できるよう、適正な納期・工期の設定に配慮することとしています。

また、こうした非常時であっても、中小企業者の資金繰りが悪化することのないよう、迅速な支払を行うことを明記しました。

(3) 地域中小企業の適切な評価

国等は、被災地域における復旧・復興工事等の発注に当たっては、地域の建設業者を活用することにより円滑かつ効率的な施工が期待できる工事等において適切な地域要件の設定や、地域への精通度等地域企業の適切な評価等に努めるものとする。

【解説】

被災地域の建設業者を活用することにより円滑かつ効率的な施工が期待できる工事等の発注に当たっては、国等は、適切な地域要件の設定や、地域への精通度等地域企業の適切な評価等に努めるものとしています。

また、地方公共団体におけるこれらの取組を促進するものとしています。

(4) 科学的・客観的根拠に基づく適切な契約

国等は、物件の発注に当たっては、東日本大震災における原子力発電所事故に関して、単に周辺地域で生産されている等の理由により不当に取引を制限したり、返品等を行うことがないよう、科学的・客観的根拠に基づき適切な契約に努めるものとする。

【解説】

原子力発電所の事故により、周辺地域における放射能汚染を懸念する声がありますが、科学的・客観的根拠に基づかず、ただ単に周辺地域で生産されているということだけで取引を制限したり、返品、取り替えを要求したりすることのないよう、適切な契約の執行に努めるものとします。

(5) 官公需を通じた被災地域への支援

国等は、被災地域の復興を支援するため、国等が直接運営する食堂等における食材や表彰等の行事における記念品等地域性の高い物品を調達する場合にあっては、被災地域の物品を積極的に調達し利用するよう努めるものとし、また、食堂運営や表彰等の行事が委託事業の場合は、これらの取組を奨励するよう努めるものとする。

【解説】

被災地域の産品を調達することにより、被災地域の復旧・復興を支援する取組として、食堂や喫茶を国等が直営している場合に被災地域の食材を使用することや、国等の行う表彰等に用いる記念品を被災地域の工芸品を活用するなど努めることを盛り込みました。また、食堂・喫茶の運営、表彰等の行事が委託事業で行われる場合には、国等は奨励に努めることとします。

2. 官公需情報の提供の徹底

国等は、透明性の向上と公正な競争の確保に留意しつつ、官公需に関連する情報の中小企業者への提供促進のため、次の措置を講ずるものとする。

【解説】

官公需市場については、発注機関の側に何を発注するかの情報が偏在していることが一般的です。このため、中小企業者に対し、官公需市場についての情報を提供し、同市場への参入の予見可能性を高めることが重要です。

また、かかる情報提供を通じて、中小企業者の参入が促進され、競争が促進されることが期待されます。

(1) 各府省、公庫等ごとの契約目標等の公表

- ① 国等は、中小企業者向け契約の目標金額及び実績金額について、各府省及び公庫等（官公需法第2条第2項に定める「公庫等」をいう。以下同じ。）別に、物件、工事及び役務別の情報を公表するものとする。
- ② 国等は、競争促進に資する新たな指標として、入札件数等の情報提供に努めるものとする。

【解説】

(1) 官公需総額と中小企業者向け契約額に係る毎年度の目標及び実績については、平成16年度から各府省等別に掲載することとし、さらに、物件、工事及び役務の別に細分化した情報については、契約実績額については平成15年度から、契約目標額については平成17年度から公表しています。

加えて、平成21年度からは、中小企業者がより受注機会を把握しやすくするため、これまで公庫等として一括していた、独立行政法人や国立大学法人等（198法人）について、各法人ごとに契約実績及び目標を公表することとしました。

(2) また、「規制改革・民間開放推進3か年計画」（平成16年3月）では、「幅広い範囲の企業の参入を促すような競争促進に資する新たな指標の導入」を含めて検討することが決定されています。現在でも、国土交通省などの一部の省庁では、公共工事入札契約適正化法の規定に基づく入札件数等の積極的な情報開示が行われていますが、こうした事例を参考としつつ、各府省等において積極的な情報提供に努めるものとされています。

(2) 個別発注情報の提供と説明

- ① 国等は、物件等であって、一般競争、企画競争又は公募による発注に関連する情報及びそれらに係る落札結果等に関する情報を、ホームページへの掲載等により、中小企業者に提供するよう努めるものとする。
- ② 国等は、発注計画の策定が可能なものについては、これを積極的に定め、中小企業者に提供するよう努めるものとする。
- ③ 国等は、物件等の発注を行うに際しては、中小企業者の入札等が円滑に行われるよう、性能、規格等必要な事項について十分説明に努めるものとする。

【解説】

(1) 国等による発注情報の積極的な提供は、中小企業者にとって有益かつ重要な措置事項であり、中小企業者の幅広い競争契約への参加を促すためにもより充実させることが望まれます。

このため、物件、工事及び役務であって、一般競争、企画競争又は公募による発注に関連する情報、それらに係る落札結果に関する情報（参考3）に関し、国等はホームページへの掲載等を通じて積極的に情報提供するよう努めるものとしています。

(2) また、発注予定を記載した「発注計画」に関する情報は、受注者たる中小企業者にとって将来の経営方針を策定するのに有益であることから、これらについても策定が可能なものについては積極的に定め、中小企業者に提供するよう努めることとしています。

(3) なお、発注内容について、その仕様、規格、品質、性能等の理解が不足していたことにより中小企業者が入札等に参加することに支障を来すことのないよう、発注側は、中小企業者に対し、これらについて十分説明するよう努めるものとされています。

(参考3)

落札価格等の契約結果に関する情報については、「公共調達の適正化について（平成18年8月25日付け財務大臣通達）」に基づき、国はホームページへの掲載等を通じて公表することとされています。

「通達に基づき公表される落札価格等契約結果に関する情報」の概要

- ① 公共工事（公共工事に係る調査及び設計業務等を含む。）の名称、場所、期間及び種別又は物品等若しくは役務の名称及び数量
- ② 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地
- ③ 契約を締結した日
- ④ 契約の相手方の商号又は名称及び住所

- ⑤ 一般競争入札又は指名競争入札の別及び総合評価方式によった場合は、その旨（随意契約を行った場合を除く。）
- ⑥ 契約金額
- ⑦ 予定価格（公表したとしても、他の契約の予定価格を類推されるおそれがないと認められるもの又は国の事務又は事業に支障を生じるおそれがないと認められるものに限る。）
- ⑧ 落札率（契約金額を予定価格で除したものに百を乗じて得た率。予定価格を公表しない場合を除く。）
- ⑨ 随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（理由は、具体的かつ詳細に記載すること。また、企画競争又は公募手続きを行った場合には、その旨を記載すること。）
- ⑩ 所管する公益法人と随意契約を締結する場合に、当該法人に国の常勤職員であったものが役員として、契約を締結した日に在職していれば、その人数
- ⑪ その他必要と認められる事項

（３）官公需情報ポータルサイトによる情報の一括提供

- ① 中小企業者が発注に関連する情報を入手しやすくするため、中小企業庁がインターネット上に「官公需情報ポータルサイト」を運営し、国等及び地方公共団体がホームページで提供している発注情報を中小企業者が一括して入手できるようにする。
- ② また、中小企業者の自主的努力を助長するため、当該サイトにおいて、国等が公表する競争契約参加資格申請に関する情報を始めとした官公需に関する情報を一元的に集約し、中小企業者に提供するものとする。
- ③ さらに、中小企業者を支援する機関においては、その支援ツールとして当該サイトの活用を促進するものとする。

【解説】

（１）国等による発注情報等のホームページへの掲載は、近年大きく進展していますが、中小企業者が発注情報を得るためには、現状では、それぞれの情報提供サイト（国等それぞれのホームページ等）に個別にアクセスする必要があります。例えば、同一地域内でも機関が異なれば別々に検索する必要があります。したがって、中小企業者が、自らのニーズ（得意分野や営業地域等）に応じた官公需の発注情報を網羅的に取得するには困難性が高いのが実情です。

このため平成21年度からは、中小企業者の国等の官公需発注情報へのアクセスを容易にするため、中小企業団体中央会の協力を得つつ、インタ

ーネット上に「官公需情報ポータルサイト」を構築し、各府省等がインターネット上で提供している「発注情報」を一括して検索できるようにしました。

- (2) また、「官公需情報ポータルサイト」については、これらの発注情報に加え、各府省の競争契約参加資格申請に関する情報等を一元的に集約（リンク集）し、閲覧することができるようコンテンツを充実させるとともに、中小企業者を支援する機関（商工会議所、商工会等）においても当該サイトの活用を促進し、利用を広めることとしています。

(4) 官公需に関する相談体制の整備

- ① 国等は、官公需の受注に意欲的な中小企業者の受注能力の向上に資するよう、中小企業者の相談に応じ、資格登録、入札に関する手続等について情報を提供する等必要な指導に努めるものとする。
- ② 国等は、契約担当官等（公庫等においてはこれに準ずる役職）を置いている部局ごとに官公需相談担当者を明確にし、「官公需相談窓口」を常設するとともに、当該窓口の所在情報を中小企業庁が取りまとめ、公表するものとする。
- ③ 中小企業庁は、全国の中小企業団体中央会が「官公需総合相談センター」を設置し、官公需に関する中小企業者からの相談に応じ適切な支援及び情報の提供等の充実を図る取組を支援する。

【解説】

- (1) 官公需受注の前提となる競争契約参加資格登録申請に係る情報や、入札関連手続等についての情報の提供は、中小企業者にとって大変重要であることは言うまでもありません。このため国等は、できるだけ分かりやすくこれらの情報を提供することが求められます。
- (2) また、それらの情報が、発注機関のどこで得られるか、明確にしておくことも必要です。このため国等は、契約の担当部局ごとに官公需相談担当者を明確にし、「官公需相談窓口」を常設し、中小企業者からの相談に円滑に対応することとしています。

なお、国等の全国の当該窓口の所在情報については、中小企業庁が取りまとめ、公表することとしています。

- (3) 民需が未だ低調な中、官公需に新たな仕事を求める中小企業者も多いと考えられますが、手続きがよく分からないなど、躊躇する場合も多く見られます。

このため、中小企業者からの官公需に関する、例えば、官公需契約への参加の仕方、どのような官庁でどのような発注が行われているか、現在参

加可能な入札案件はあるか、官公需適格組合証明の申請方法、などの相談に気軽に応じ、適切な支援等を行う「官公需総合相談センター」（参考4）を平成22年8月、全国の中小企業団体中央会に設置しました。

（参考4）

官公需総合相談センターの実施業務

（1）官公需に関する中小企業者等からの相談対応

官公需に係る仕事探しの方法や実際の発注情報の有無、入札参加資格の取得等、官公需に関連する中小企業者等からの相談に関し、面談、電話、メール等により対応します。

（2）官公需に関連する情報の収集・提供

官公需に関連する情報（発注情報（官公需情報ポータルサイトによる検索情報を含む。）、発注計画情報、落札情報、入札制度情報及び競争参加資格申請受付情報、官公需の受注環境に関する情報、官公需適格組合制度を始めとした官公需施策に関する情報等）を、国・独立行政法人等の地方支分部局等の発注機関、官公需施策を実施する行政機関、官公需適格組合を始めとした中小企業者等から収集するとともに、これらを中小企業者又は発注機関等からの求めに応じ提供します。

3. 中小企業者が受注し易い発注とする工夫

（1）分離・分割発注の推進

- ① 国等は、物件等の発注に当たっては、価格面、数量面、工程面等からみて分離・分割して発注することが経済合理性・公正性等に反しないかどうかを十分検討したうえで、可能な限り分離・分割して発注を行うよう努めるものとする。
- ② 国等は、分離・分割発注に際し、中小企業庁が取りまとめる効率的な分離・分割発注に係る事例を参考として活用するとともに、分野に応じて、部内の人材育成又は外部人材の活用等により、発注能力の向上等体制整備に努めるものとする。
- ③ 公共工事においては、公共事業の効率的執行を通じたコスト縮減を図る観点から適切な発注ロットの設定が要請されているところであり、国等は、かかる要請を前提として分離・分割して発注を行うよう努めるものとする。

【解説】

（1）官公需の発注に当たり、予算、納期、契約履行上の管理等諸々の条件を勘案して最適な方法を決める際、可能な限り工区別や量的に分離・分割発

注に努めることにより、中小企業者の受注機会の増大を図るものとされています。

ただし、その際には、分離・分割して発注することが、価格面、数量面、工程面等からみて、予算の適正な使用との関係、即ち、経済合理性、公正性、あるいは技術的な観点から見ても適切であるかどうかを十分に検討することが重要です。

(注)「分離発注」とは、例えば一の建物のうち設備工事等の特定の工種を分離して発注する場合などを言い、「分割発注」とは、一の工事等の工程や施工箇所を時期、規模等により2件以上に分割して発注するものを言います。

なお、経済合理性の無い不適切な分割発注がなされれば、非効率や競争の阻害をもたらすおそれがありますが、一方で、分割発注に係る透明性を確保しつつ、経済合理性を適切に判断した上でなされる分割発注については、むしろ幅広い企業の参入を可能とし、競争促進に資する効果を期待できるものであり、一層のコスト削減に繋げることをも可能とするものと考えられます。

したがって、分離・分割発注の推進は、一般競争入札の推進と必ずしも矛盾するものではありませんが、発注機関が経済合理性を満たしつつ行うことが重要です。

(2) 発注機関が適切な分離・分割発注を行うためには、発注について十分な知見と能力を持つことが必要です。しかし、官公需の発注現場においては、発注者と他の発注者との間での情報交流は十分とはいえない状況にあります。分離・分割発注を適切に運用し、より活用していくためには、発注機関において知見を共有する仕組みの構築や、部内の人材育成、外部専門家の活用等による十分な発注能力を持つ体制の整備が必要です。

こうしたことから、中小企業庁は、分離・分割発注に係る適切な発注事例の収集と各発注機関への普及を行っていくこととしています。

(3) なお、公共工事については、平成12年9月に「公共工事コスト削減対策に関する新行動指針」が定められ、公共事業の効率的執行を通じたコスト削減を図る観点から適切な発注ロットが要請されているところであり、かかる要請の範囲内で分離・分割して発注を行うよう努めるものとされています。

(2) 適正な納期・工期、納入条件等の設定

- ① 国等は、物件等の発注に当たっては、中小企業者が十分対応できるように適正な納期・工期の設定に配慮するものとする。
- ② 国等は、物件の発注に当たっては、納入場所、納入回数をはじめとする納入条件等について、明確なものとするよう努めるものとする。
- ③ 国等は、物件等の発注に当たっては、真にやむを得ないと認められる場合を除き、直接の銘柄指定はもとより原材料等の間接の銘柄指定等を行わないものとする。

なお、参考銘柄として固有の商品を例示する場合には複数の商品を例示する等、実質的な銘柄指定とならないよう配慮するものとする。

【解説】

- (1) 中小企業者にとって技能労働者等人材の確保は重要な問題であり、そのために労働時間の問題等の職場環境の改善は経営上の大きな課題となっています。このため国等においては、中小企業者が無理をせず、十分に対応できるように、適正な納期・工期の設定に配慮することとしています。
- (2) 物件の納入条件等を、発注時に明確にすることにより、トラブルを未然に防ぐことができます。また、正確な情報提供により、適正な入札価格等が設定できることになり、中小企業者の受注機会の増大に資するものと考えられます。
- (3) 特定の銘柄の物件等や原材料等と品質面から同等の物件や原材料等が存在する場合には、銘柄指定をすることによって中小企業者の入札等への参加に支障を来すこととなることから、真にやむを得ない場合を除き、銘柄指定を行わないものとされています。

なお、物品等の調達において、仕様書等に「参考銘柄」として固有の商品を例示する場合がありますが、その際、当該物品が特殊仕様となっており、実質的な銘柄指定となっているようなケースがあることから、参考銘柄として固有の商品を例示するような場合は、複数の商品を例示するなどにより、実質的な銘柄指定にならないよう配慮することとしています。

(3) 調達・契約手法の多様化における中小企業者への配慮

① 国等は、一括調達又は共同調達を行う場合は、経済合理性に留意しつつ、中小企業庁が取りまとめ分析した事例も参考に、適切な調達品目の分類化を行い、対象品目を選定するとともに、適切な配送エリアの設定を行うよう努めるものとする。

また、単価契約の際には、適正な予定数量を設定するよう努めるものとする。

② 国等は、既に実施されている総合評価落札方式、一括調達及び共同調達以外の新たな調達・契約手法の多様化を行う場合には、中小企業者の事業環境への悪影響が生じることのないよう適切な要件設定等を行うとともに、経済合理性に留意しつつ、積極的に中小企業者の受注機会を確保するよう努めるものとする。

【解説】

(1) 近年、中央省庁等で試行され、本格的な導入も始められた「一括調達」「共同調達」について、ただ単に大括りするのではなく、経済合理性を考慮した調達品目の分類化を行い、また、適切な配送エリアを設定することにより、中小企業者の受注機会の増大を図るよう努めることとしています。

各府省等のかかる取組を支援するため、中小企業庁は、一括調達、共同調達の実態を取りまとめ、分析を行った上で、適切な品目分類、適切な配送エリア等の事例を提供することとしています。

また、単価契約を締結する際には、設定する予定数量についても、実際の発注数量と著しい差が生じないよう適正な設定に努めることとしています。

(2) 既に実施されている総合評価落札方式、一括調達及び共同調達以外の新たな調達・契約手法の多様化を進める場合、具体的には、例えば、内閣府の行政刷新会議に報告された公共サービス改革プログラムに基づく「競り下げの試行」などを実施する際には、中小企業者の事業環境への悪影響が生じることのないよう適切な要件設定等を行うとともに、経済合理性に留意しつつ、積極的に中小企業者の受注機会を確保するよう努めることが重要です。

(4) 同一資格等級区分内の者による競争の確保

- ① 国等は、一般競争及び指名競争を行うに際しては、極力同一資格等級区分内の者による競争を確保すること等により、官公需適格組合を含む中小企業者の受注機会の増大を図るものとする。
- ② 国等は、一括調達又は共同調達による発注を行う場合には、競争参加者の資格の設定に際し、中小企業者の受注機会の確保に配慮するため、予定価格に対応する等級の者に加え、下位等級者の参加が可能となるよう弾力的な運用を図るものとする。
- ③ 国等は、資格等級に対応する契約の予定金額については、価格水準の変動等をも勘案しつつ、適時見直しを行う等一層の適正化を図るとともにこれを公表するものとする。

【解説】

(1) 官公庁等においては、競争契約参加資格登録に当たり、各々の企業の資本金、売上高、従業員等の規模を一定の基準により総合判定して、A、B、C等の区分による格付けを行うとともに、この区分に対応する契約の予定金額の範囲を定めています。

この場合、競争入札において当該等級区分内の者が少数の場合など、例外的に上位の者を競争に加えることがあります。本措置は、極力、同一等級区分内の中の企業を指名すること等により、中小企業者に受注機会の増大を図ろうとするものです。

(2) また、行政事務の効率化や徹底した経費削減への取組みの観点から、国等においては、競争契約の拡大や一括調達の導入が推進されています。

特に、平成20年4月1日の経済財政諮問会議における指摘を踏まえ、「内部管理業務の抜本的効率化検討チーム」において「アクションプラン」が策定され、「調達頻度が高く、量の多い消耗品等については、業務の効率化や廉価で迅速な調達に資するものについて、一括調達や単価契約の拡大を図る。(平成20年5月30日内部管理業務の抜本的効率化検討チーム決定)」ことを決定し、平成21年度から霞が関周辺に所在する府省において、パイロット的な取組みが開始されています。

この場合、例えば、一括調達に伴って予定価格が増額した結果、入札参加等級が上がり(予定価格C→Aなど)、これまでは入札に参加できていた中小企業者が入札から排除されてしまい、中小企業者が受注機会を失うおそれ等が懸念されることから、一括調達による競争参加資格の設定に際しては、下位等級者の競争参加が可能となるよう弾力的に運用を図ることとし、中小企業者の受注機会の確保に配慮することとしています。(参考5)

(3) また、物品の製造・販売、役務の提供等（工事を除く。）に係る国の一般競争に参加する者に必要な資格審査については、平成13年度から、いずれか1か所の申請場所に申請すれば、各府省の全調達機関に共通して有効な統一資格となっていますが、資格等級に対応する契約の予定金額について、価格水準の変動等をも勘案しつつ、適時見直しを行うものとされています。

(参考5)

一括調達の運用ルール〈抜粋〉

(平成21年1月16日各府省等申合せ、平成23年3月24日一部改定)

II. 各論 3. 単価契約に係る業務処理フロー等について

④入札事務

(略)

競争参加資格の設定については、中小企業者の受注機会の確保に配慮し、下位等級者の競争参加が可能となるよう、弾力的に運用を図ることとする。

(略)

III. その他 2. 地方支分部局の対応

地方支分部局については、平成22年度に、それぞれの機関における調達状況の実態を把握した結果、多くの機関において、合同官舎単位での調達、あるいは、同一府省における地域単位での共同調達について、導入が図られている状況がみられた。一方で、調達規模（多種少量になり単価契約になじまない）や地理的条件による配送コスト等の問題から、導入が図られていない機関又は品目も見られた。

平成23年度には、一括調達未実施の地方支分部局に対して、実施に向けた具体策を提示する。

(以下、略)

(5) 中小企業官公需特定品目等に係る受注機会の増大

- ① 国等は、中小企業官公需特定品目（織物、外衣・下着類、その他の繊維製品、家具、機械すき和紙、印刷、潤滑油、事務用品、台所・食卓用品及び再生プラスチック製製品）の発注を行うに際し、中小企業者の受注機会の増大を図るものとする。
- ② 国等は、中小企業官公需特定品目及び中小工事等に係る発注に当たって指名競争制度を利用する場合並びに少額の契約案件にあっては、官公需適格組合を含む中小企業者の受注機会の増大を図るよう努めるものとする。

【解説】

- (1) 官公需の対象となる物品等のうち、中小企業が製造する割合が多く、また、国等の調達に対する依存度が高く、当該製品を供給する中小企業者の受注機会を増大することが必要であると認められる品目を、中小企業官公需特定品目（以下「特定品目」という。）として昭和42年度から指定（参考6）しています。国等は、これら特定品目に係る個々の発注については、中小企業者の受注機会の増大を図るものとしています。
- (2) 指名競争契約及び少額随意契約については、会計法令上一定の場合に限り認められています（参考7、8）が、特に、特定品目及び中小工事の発注に当たって、当該制度を利用する場合には、中小企業者の受注機会の増大を図るよう努めるものとされています。

(参考6)

特定品目は、昭和42年度に7品目（織物、外衣・下着類、その他の繊維製品、家具、機械すき和紙、印刷、潤滑油）が指定され、その後、昭和50年度に事務用品、昭和56年度に金属洋食器がそれぞれ追加され、昭和58年度には、金属洋食器を拡充して台所・食卓用品とするとともに再生プラスチック製製品が追加して指定されています。（現在10品目）

(参考7) 予算決算及び会計令第94条（抄）

第94条 会計法第29条の3第5項の規定により指名競争に付することができる場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 予定価格が500万円を超えない工事又は製造をさせるとき。
- (2) 予定価格が300万円を超えない財産を買い入れるとき。
- (3) 予定賃借料の年額又は総額が160万円を超えない物件を借り入れるとき。

(中略)

(6) 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の賃借以外の契約でその
予定価格が200万円を超えないものをするとき。

(参考8) 予算決算及び会計令第99条(抄)

第99条 会計法第29条の3第5項の規定により随意契約によること
ができる場合は、次に掲げる場合とする。

(中略)

(2) 予定価格が250万円を超えない工事又は製造をさせるとき。

(3) 予定価格が160万円を超えない財産を買い入れるとき。

(4) 予定賃借料の年額又は総額が80万円を超えない物件を借り入れる
とき。

(中略)

(7) 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の賃借以外の契約でその
予定価格が100万円を超えないものをするとき。

(略)

(6) 官公需適格組合等の活用

- ① 国等は、中小企業庁が証明した官公需適格組合を始めとする事業協同組合等の受注機会の増大を図るものとする。
- ② 国等は、官公需適格組合の競争契約参加資格審査に当たっては、総合点数の算定方法に関する特例の一層の活用に努めるものとする。
- ③ 国等は、官公需適格組合制度について、官公需適格組合の発注機関別受注実績を公表するほか、各府省等は、中小企業庁と協力しつつ、発注機関に対し、当該制度の一層の周知徹底に努めるものとする。また、国は、地方公共団体に対する当該制度の一層の周知に努めるものとする。

【解説】

(1) 国等は、官公需法第3条において、「組合を国等の契約の相手方として活用するように配慮しなければならない」こととされています。

この実効性を高めるため、「官公需適格組合制度」が設けられています。

(参考9、10、11参照) 官公需適格組合制度は、事業協同組合等の中で特に官公需の受注に対し意欲的であり、かつ受注した契約は十分に責任をもって実施し得る経営基盤(組織体制、財務体制)が整備され、信頼性の高い組合に対して、申請に基づき、各経済産業局長又は沖縄総合事務局長が証明するものであり、発注機関が事業協同組合等の積極的活用を図るための便宜に供するものです。

- (2) また、国等の官公需適格組合に対する競争契約参加資格審査における格付けについては、組合の点数に審査対象組合員の点数を加算するという総合点数の算定方法に関する特例が設けられており、当該特例制度を一層活用するよう努めるものとしています。
- (3) また、発注機関において、官公需適格組合制度に対して十分な認識や理解が得られていない等の問題も散見されることから、官公需適格組合への発注実績を機関別の一覧できるリストを中小企業庁において作成し、最新の適格組合の名簿と併せ、中小企業庁のホームページで公表しています。
- さらに、地方公共団体において、官公需適格組合制度の活用状況が必ずしも芳しくないとの認識の下、その一層の活用を促す観点から、地方公共団体に対し当該制度の一層の周知に努めることとしています。

(参考 9)

官公需適格組合制度の沿革

昭和 4 2 年の官公需適格組合制度発足当初は、官公需適格組合証明の対象は「物件の納入」を行う組合に限定されていましたが、昭和 4 5 年度に運輸業、建築設計業等の「役務の給付」を行う組合が追加され、昭和 4 8 年度に「工事の請負」を行う組合が追加され、現在では、官公需の共同受注事業を行うすべての業種の事業協同組合等が本制度の対象となりました。

なお、工事の組合については、発注者、受注者双方から「証明基準が必ずしも工事の特殊性を配慮したものでないため、証明された組合が発注者側の信頼を十分得られる状況になっていない。」との声があったことから、これらを踏まえ、中小企業庁は各省各庁等とも協議の上、昭和 6 1 年度に工事関係についての新たな基準を設けました。

(参考 1 0)

官公需適格組合の証明を得るための手続きの概要

- (ア) 事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、企業組合又は協業組合であって、官公需適格組合の証明を得ようとする者は、主たる事務所の所在する都道府県の中小企業団体中央会に証明申請書及び添付書類を提出し、その事実確認を受けます。
- (イ) 中小企業団体中央会は、証明申請書等の記載事項について、事実と相違ないことを確認します。
- (ウ) 事実確認を受けた組合は、中小企業団体中央会から確認を受けた当該申請書及び添付書類を主たる事務所の所在する地域を管轄する経済産業局（又は沖縄総合事務局）中小企業担当課に提出します。

(エ) 経済産業局は申請が官公需適格組合証明基準に適合すると認めるときは、その旨証明し、申請した組合に証明書を交付します。

(参考11)

官公需適格組合証明基準

- (1) 組合の団結が強固であり、かつ熱心な指導者がいること。
- (2) 組合の経理的基盤が確立されていること。
- (3) 役員が連帯して保証できる等受注体制が確立していること。
- (4) 組合又は組合員について予算決算及び会計令第71条第1項各号に該当する事実がないこと。
- (5) 再申請の場合は特に国等の資格審査登録を受けていること。

(7) 調達手続の簡素・合理化

- ① 国等は、競争契約参加資格者の審査について、申請書類の統一化及び申請手続の簡素化等を一層推進するものとする。
- ② 国等は、国における競争契約参加資格審査申請手続の電子化の実施状況及び入札・開札手続の電子化の導入状況等を踏まえ、中小企業者の円滑な対応に留意しつつ、電子的手段の導入に努めるものとする。

【解説】

(1) 物品の製造・販売等の契約（公共事業を除く）に係る一般競争（指名競争）契約参加資格については、平成13年度から、各省各庁に共通する統一資格となりました。また、電子的手段（インターネット）によっても資格審査の申請が可能となり、資格審査の申請者は持参、郵送又はインターネットのいずれかの方法で申請受付場所のいずれか1か所に提出することにより、資格審査を受けることができるようになっていきます。

さらに、総務省や各省各庁のホームページにおいて、公共事業を除く発注情報や入札参加資格審査申請書の様式等の調達情報を提供するとともに、全省庁の調達情報を一元的に提供する専用のホームページ（参考12）が開設されています。

これは、中小企業者の資格審査申請等に伴う事務負担の軽減を図り、受注機会の増大に資するようにするものです。

(2) 電子入札・開札については、「e-Japan 重点計画－2003」（平成15年8月18日IT戦略本部決定）を受けて、既にほとんどの府省の本府省において導入され、引き続き各府省の地方支分部局等への導入が図られているところです。

(参考12)

統一資格審査申請・調達情報検索サイト（総務省）のURL

<http://www.chotatujoho.go.jp/va/com/ShikakuTop.html>

4. 中小企業者の特性を踏まえた配慮

(1) 技術力のある中小企業者に対する受注機会の増大

国等は、技術力のある中小企業者の受注機会の増大を図るため、政府調達（公共事業を除く）手続の電子化推進省庁連絡会議幹事会決定「技術力ある中小企業者等の入札参加機会の拡大について」に基づく入札参加機会の拡大措置の一層の活用に努めるとともに、技術力の正当な評価を踏まえ、技術力のある中小企業者に関する入札参加資格の弾力化を一層進めるものとする。

【解説】

官公需市場のうち、特に、IT分野や研究開発分野においては、技術力の高い中小企業者による参入に向けた積極的な挑戦がなされやすい分野です。国全体としての技術力の底上げを図るといふ産業政策上の観点からも、引き続き、かかる分野での技術力の高い中小企業者の官公需市場への参入を促していくことが重要です。

このため、発注機関においては、技術力の正当な評価を踏まえ、技術力のある中小企業者の入札参加資格の弾力化を一層進め、その受注機会の増大を図るものとされています。

技術力を正当に評価する方法としては、中小企業の新技術を利用した事業活動を促進するため、関係省庁が連携して中小企業による研究開発とその成果の事業化を支援するための「中小企業技術革新制度」（SBIR）による特定補助金等の交付を受けた中小企業者が、当該入札に係る物件及び役務の分野における技術力を自ら証明したり、発注機関が、特定補助金等の交付リスト等データベース（参考13）を活用することなどにより、客観性評価に努めることとしています。

(参考13)

中小企業技術革新制度（SBIR）特設サイト（中小企業基盤整備機構）のURL

<http://j-net21.smrj.go.jp/expand/sbir/>

(2) 地域の中小企業者等の積極活用

国等は、地方支分部局等において消費される物件等については、極力地方支分部局等における調達を促進することにより、地域の中小企業者等の受注機会の増大を図るものとする。

【解説】

国等が物品等の買入れのための契約をする場合、地方で消費される物件、活用される役務、実施される工事については極力地方支分部局等での契約を促進することにより、地域の中小企業者等の受注機会の増大を図るものとされています。

具体的には、例えば、少額な契約案件の場合に地域の中小企業者等と随意契約を行う等の配慮や、指名競争を活用する場合に、地域の中小企業者等を指名する等の配慮を行うこと等を指します。

(注)「地域の中小企業者」とせず、「地域の中小企業者等」と「等」を付しているのは、会計法の予算の適正な使用の観点から、地域以外の中小企業者を必ずしも排除するものでないことを明らかにするためです。

(3) 中小企業者の適切な評価

- ① 国等は、工事等の発注に当たっては、適切な評価手法による総合評価方式の導入・拡充に努めるものとする。
- ② 国等は、地域の建設業者を活用することにより円滑かつ効率的な施工が期待できる工事等の発注に当たっては、適切な地域要件の設定や、地域への精通度等地域企業の適切な評価等に努めるものとし、さらに、地方公共団体におけるこれらの取組を促進するものとする。
- ③ 国等は、工事等以外の物件及び役務の発注に当たっても、地域への精通度等が契約の円滑かつ効率的な実施の重要な要素となる場合にあっては、これを十分考慮するものとし、一般競争契約においては適切な地域要件の設定や総合評価落札方式における地域精通度等地域の中小企業者の適切な評価等と積極的な活用に努めるものとする。
- ④ 国等は、業務継続のため必要な物件及び役務の発注に当たって、災害時における継続的な供給体制を協定等を通じて構築しようとする場合は、必要に応じ、官公需適格組合を含む地域の中小企業者の適切な評価等とその積極的な活用に努めるものとする。

【解説】

- (1) 国等は、工事等の発注に当たっては、価格と品質が総合的に優れた調達を実現するため、適切な評価手法による総合評価方式の導入・拡充に努めるものとしています。
- (2) また、地域の建設業者を活用することにより円滑かつ効率的な施工が期待できる工事等の発注に当たっては、国等は、適切な地域要件の設定や、地域への精通度等地域企業の適切な評価等に努めるものとしています。
さらに、地方公共団体におけるこれらの取組を促進するものとしています。
- (3) 加えて、国等は、地域への精通度等が、事業の円滑かつ効率的な実施の重要な要素となる役務契約（例えば、運転業務、警備業務等）については、一般競争契約において、適切な地域要件の設定や、総合評価落札方式において地域精通度等を評点として活用するなど、地域の中小企業の適切な評価等に努めることとしています。
- (4) 加えて、災害時において、災害復旧や医療など国等が優先して行うべき業務の継続に必要となる物資等の継続的供給が確保できるよう、例えば「災害協定」や「防災協定」などの締結により、災害時における優先的な供給体制を構築しようとする場合や、災害時を含めた通常時における安定的な供給体制を構築しようとする場合は、地域の官公需適格組合や事業協同組合などを含む地域の中小企業者を適切に評価し、活用するよう努めることとしています。

(4) 中小建設業者に対する配慮

- ① 国等は、中小建設業者を取り巻く現下の諸情勢にかんがみ、中小工事の早期発注等により中小建設業者に対し特段の配慮を払い、その受注機会の増大に努めるものとする。
- ② 国等は、一般競争や指名競争を行うに際しては、極力同一資格等級区分内の者による競争を確保することとするが、優良な工事成績を上げた中小建設業者に対しては、施工能力等を勘案し、上位の等級に属する工事に係る競争に参加できるようにする等積極的に受注機会の確保に努めるものとする。
- ③ 国等は、特に、公共工事に関する発注に当たっては、共同による請負の適切な活用の一層の推進等により、中小建設業者に対する受注機会の増大に努めるものとする。
- ④ 国等は、地域の建設業者、専門工事業者等の中小建設業者を活用することにより円滑かつ効率的な施工が期待できる工事については、極力分離・分割して発注を行うよう努めるものとする。

【解説】

(1) 官公需に占める工事（建築・土木工事等）は、金額ベースで約4割を占めていますが、これらの受注者となる中小建設業者を取り巻く経営環境は依然として厳しい状況にあります。

このため、工事の発注については、中小工事の早期発注等、中小建設業者に対して特段の配慮を払うものとされています。

(2) また、一般競争や指名競争を行うに際しては、極力同一資格等級区分内の者による競争を確保することとしますが、優良な工事成績を上げた中小建設業者に対しては、施工能力等を勘案し、上位の等級に属する工事に係る競争に参加できるようにする等積極的に受注機会の確保に努めるものとされています。

なお、国の直轄事業への中小企業の参入機会の拡大を図る観点から、平成21年度から格付方法を改善し、国の直轄事業への入札の際、都道府県の公共工事の実績もカウントできるようにしています。

(3) 特に、公共工事に関する発注に関しては、平成18年5月に改正された「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」において、経常建設共同企業体への加点調整措置が「真に企業合併等に寄与する場合」（同指針第2.2(1)④）に限定されたこと等を受け、本方針においても、「共同による請負の適切な活用の一層の推進等により、中小建設業者に対する受注機会の増大に努めるものとする」と規定されています。

(4) さらに、地域の建設業者、専門工事業者等の中小建設業者を活用することにより円滑かつ効率的な施工が期待できる工事については、極力分離・分割して発注を行うよう努めるものとされています。

(5) 新規開業中小企業者の参入への配慮

① 国等は、新市場、新産業の創出・育成による雇用創出の重要性にかんがみ、新規開業中小企業者の受注機会（公共事業を除く。）の増大を図るよう特段の配慮に努めるものとする。

② 国等は、新規事業者の入札機会を拡大するために、物品の製造・販売等に係る競争契約の参加資格のあり方につき、引き続き検討を行う。

【解説】

(1) 新産業及び雇用を創出する新規開業中小企業者の役割の重要性にかんがみ、官公需に係る中小企業者の受注機会の増大を図るよう特段の配慮に努めるものとされています。

具体的には、全国中小企業団体中央会等の各地の中小企業団体を通じて官公需情報の提供を行うとともに、官公需受注のための手続きや官公需情

報の入手方法等についての情報提供を行い、新規開業中小企業者の官公需への参入を促進しています。

- (2) また、「規制改革・民間開放推進3か年計画」(平成16年3月)、「規制改革推進のための3か年計画」(平成19年6月)及び「規制改革推進のための3か年計画(再改訂)」(平成21年3月)において、「新規事業者の入札機会を拡大するために、例えば、入札参加資格の在り方の検討を行う」ことが閣議決定されており、競争契約参加資格の審査に使用される営業年数や自己資本額等の既存の指標の見直しや新たな指標の導入の検討を含め、入札参加資格のあり方を検討するものとされていることから、総務省及び関係省庁で引き続き検討を行っているところです。

5. ダンピング防止対策等の推進

官公需契約の一部に過度な低価格競争が生じていること等を踏まえ、ダンピング対策の充実等、適正価格での契約や価格と品質が総合的に優れた調達を推進を図るため、適切な対策を講じる。

【解説】

近時、国等の契約において、過度な低価格入札の問題が懸念されています。これは、国等の発注者側にとって品質確保の観点から、また、中小企業者等受注者にとっては仕事の確保の観点から、いずれも好ましい事態ではなく、また、労働条件や安全対策の面でも弊害が懸念されていることによります。

このため、ダンピング対策の充実等、適正価格での契約や価格と品質が総合的に優れた調達の推進を図るための対策を講じることとしています。

(1) 適切な予定価格の作成

- ① 国等は、物件等の発注に当たっては、需給の状況、原材料及び労務費等の最新の実勢価格等を踏まえた積算に基づき、消費税及び地方消費税の負担等を勘案し、適切に予定価格を作成するものとする。
- ② 国等は、公庫等及び地方公共団体における工事等の発注に際し、いわゆる歩切りや予定価格等の事前公表の取りやめ等が促進されるよう努めるものとする。

【解説】

- (1) 官公需の発注に当たって、適正価格での発注は、良質な物品等を調達するという観点からも十分留意すべきことです。本項は、発注に当たっての予定価格の設定等の際して、原材料コストの変動、消費税及び地方消費税の負担等を勘案して、適正な価格での発注に配慮することを定めたもので

す。また、消費税及び地方消費税については、前文においても、その適正な転嫁を受け入れるものとされています。

- (2) さらに、公庫等及び地方公共団体における工事等の発注に際し、いわゆる歩切りを厳に慎むことや予定価格の事前公表の取りやめ等について適切に対応することを要請しています。

(2) 低入札価格調査制度の適切な活用等

① 国等は、役務及び工事等の発注に当たっては、ダンピング受注の排除等適正価格による契約の推進のため、低入札価格調査制度を適切に活用するものとする。

② 国等は、特に人件費比率の高い役務契約については、適正な履行確保の観点から、低入札価格調査基準価格を下回る価格により落札した者と契約する場合における措置として、入札価格内訳書の徴収の徹底とともに、落札の決定があった旨の公表の徹底を行うものとする。

また、下請代金支払遅延等防止法、独占禁止法及び労働関連法等の所管行政庁は、その執行を図る上で、必要に応じ下記③において中小企業庁が取りまとめた情報も含め、低入札価格調査制度に基づく調査情報も活用する。

③ 中小企業庁は、特に人件費比率の高い役務契約であって人件費単価が低い業務（清掃等）について、各府省等が公表する低入札価格調査制度に基づく調査情報を取りまとめ、下請代金支払遅延等防止法、独占禁止法及び労働関連法等の所管行政庁に提供する。

④ 国等は、地方公共団体における工事等の発注に際し、低入札価格調査制度、最低制限価格制度及び入札ポンド制度等の適切な活用が促進されるよう努めるものとする。

【解説】

(1) 競争入札において過度な低価格入札があった場合、国等の会計法令上の措置として、「低入札価格調査制度」が設けられていることから、ダンピング受注の排除等適正価格による契約の推進のため、本制度を適切に活用することとしています。

(2) また、特に清掃、警備等の人件費割合が大きい業務は、契約価格の下落がそのまま人件費の削減につながり、それが従事者への待遇悪化（賃金の引き下げ、各種保険料の不払い等）や、作業品質の低下等の悪影響を及ぼすことも懸念されますが、そのような事態に陥りやすい中小企業者にとっては、適正な履行が確保できないことから競争参加を忌避し、受注機会を損ねている懸念もあります。

このため発注部局は、低入札価格調査基準価格を下回る価格により落札した者と契約する場合における措置として、入札価格内訳書の徴収の徹底及び落札の決定があった旨の公表の徹底を行うこととしています。

さらに、低価格競争の結果、官公需を受注した企業とその下請関係にある企業との間で不公正な取引が行われたり、労働関連法の違反行為が発生したりすることのないよう、下請代金支払遅延等防止法及び独占禁止法の執行当局や労働基準監督局においては、その執行を図る上で、必要に応じ低入札価格調査の調査情報も活用することとしています。

- (3) 特に人件費比率の高い役務契約であって人件費単価が低い業務（清掃、警備、自動車運行等）については、中小企業庁が各府省等の公表する低入札価格調査制度に基づく調査情報を取りまとめ、下請代金支払遅延等防止法、独占禁止法及び労働関連法等の所管行政庁に提供し、②と同様に業務執行に活用していただくこととします。
- (4) なお、地方公共団体における工事等の発注に際しては、低入札価格調査制度、最低制限価格制度及び入札ボンド制度等の適切な活用が促進されるよう努めるものとしています。

第2. 中小企業者向け契約目標

国等は、上記第1に掲げる措置を講ずること等により、平成23年度における国等の契約のうち、官公需予算総額に占める中小企業者向け契約の金額が、約3兆7,915億円、比率が、56.2%となるよう努めるものとする。

ただし、上記の数字は東日本大震災の影響により集計ができなかった機関の数字を含まない。

【解説】

官公需総予算額に占める中小企業者向け契約目標額は、発注に係る各省各庁等が従来からの施策及び平成23年度に講ずる施策を実施することにより、中小企業者が契約相手方となる契約がどれくらいの金額となるかの見込みないし見積もりを示すものです。

平成23年度の中小企業者向け契約目標額については、約3兆7,915億円となっています。

また、中小企業の仕事の確保に対する要請に対応するため、中小企業者向け契約目標額の表示に加え、昨年度から中小企業者向け契約目標比率も表示することとしました。平成23年度の中小企業者向け契約目標比率については、56.2%となっています。

なお、平成23年度の中小企業者向け契約目標は、東日本大震災の影響によ

り、中小企業者向け契約目標額の積算ができなかった一部の地方機関・部署の数值は含まれておりません。

※ 国等の契約目標額の推移 (単位；億円、%)

年度	官公需総予算額	中小企業者向け 契約目標額	国等		比率
			国	公庫等	
12	120,650	53,170	35,660	17,510	44.1
13	117,140	52,820	35,510	17,310	45.1
14	111,580	50,380	35,190	15,190	45.2
15	106,940	48,450	32,020	16,430	45.3
16	98,484	45,023	23,104	21,919	45.7
17	93,032	43,441	22,658	20,783	46.7
18	82,121	39,346	23,477	15,869	47.9
19	84,560	42,406	25,936	16,469	50.1
20	82,651	42,132	26,149	15,983	51.0
21	99,239	51,993	33,877	18,116	52.4
22	68,796	38,656	20,691	17,965	56.2
23	67,467	37,915	20,977	16,938	56.2

第3. 官公需対策における政府一体の取組み

(1) 方針の普及及び徹底等

国等は、本方針について、一層の普及及び徹底を図るものとする。また、国等の地方支分部局等は、官公需確保対策地方推進協議会への参加等により得た中小企業者の声を踏まえ、地方の実情に即して、中小企業者の受注機会の増大を図るよう努めるものとする。

【解説】

本方針の閣議決定後、経済産業大臣名をもって、各府省等の長（各府省經由で独立行政法人等）、都道府県知事及び政令指定都市の長あて、特別区の長及び特定市（人口10万人以上の市）の長あてに、一層の普及及び周知徹底を図るべく要請文書を送付しました。

また、地方経済産業局の主催で、全国47都道府県、50カ所で「官公需確保対策地方推進協議会」を開催し、地方の実情に即して、中小企業者の受注機会の増大を図るよう努めているところです。

(2) 措置状況の通知及び情報の公表

国等は、上記第1の諸項目に関する措置状況を中小企業庁あて通知するなど、中小企業庁と密接な連絡を取るとともに、本方針の進行について地方支分部局等を指導する等適切な管理を行い、本方針の実施について遺憾のないよう努めるものとする。中小企業庁は、各府省等から通知された措置状況について取りまとめ、その情報を公表するものとする。

【解説】

中小企業者の受注機会の増大を図るためには、毎年度の中小企業者に関する国等の契約の方針を閣議決定するプロセスの中で、前年度の措置の実施状況を評価し、翌年度の施策へと反映させていくことが重要です。

このため中小企業庁は、各省各庁等から通知された措置状況を取りまとめ、情報提供を行うものとされており、毎年度、中小企業庁のホームページにおいて「中小企業者の受注機会の増大のための措置に係る措置状況」を公表しています。

このほか、各省各庁等は、中小企業庁と密接な連絡をとり、中小企業者に関する国等の契約の方針の実施について、遺憾のないよう努めるものとされています。

(3) 地方公共団体の施策

中小企業庁は、地方公共団体による官公需施策の事例等を収集して取りまとめ、これらの情報を公表することにより、地方公共団体の官公需施策の推進に資することとする。

【解説】

地方公共団体における官公需施策はそれぞれ独自性がありますが、他の地方公共団体がどのような施策を講じているのかを承知することは、地方公共団体における官公需施策の推進に資すると考えられます。

このため、中小企業庁が地方公共団体の実施している官公需施策の事例等を収集して取りまとめ、これらを情報提供することとされています。

Ⅲ 関係法律等

1. 中小企業基本法

〔昭和38年7月20日〕
法律第154号

最終改正 平成21年法律第80号

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、中小企業に関する施策について、その基本理念、基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、国及び地方公共団体の責務等を明らかにすることにより、中小企業に関する施策を総合的に推進し、もつて国民経済の健全な発展及び国民生活の向上を図ることを目的とする。

(中小企業者の範囲及び用語の定義)

第2条 この法律に基づいて講ずる国の施策の対象とする中小企業者は、おおむね次の各号に掲げるものとし、その範囲は、これらの施策が次条の基本理念の実現を図るため効率的に実施されるように施策ごとに定めるものとする。

- 一 資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第4号までに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 二 資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人であつて、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 三 資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人であつて、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 四 資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人であつて、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの

2 この法律において「経営の革新」とは、新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入、新たな経営管理方法の導入その他の新たな事業活動を行うことにより、その経営の相当程度の向上を図ることをいう。

1 この法律において「創造的な事業活動」とは、経営の革新又は創業の対象となる事業活動のうち、著しい新規性を有する技術又は著しく創造的な経営管理方法を活用したものをいう。

4 この法律において「経営資源」とは、設備、技術、個人の有する知識及び技能その他の事業活動に活用される資源をいう。

5 この法律において「小規模企業者」とは、おおむね常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、5人）以下の事業者をいう。

(基本理念)

第3条 中小企業については、多様な事業の分野において特色ある事業活動を行い、多様な就業の機会を提供し、個人がその能力を発揮しつつ事業を行う機会を提供することにより我が国の経済の基盤を形成しているものであり、特に、多数の中小企業者が創意工夫を生かして経営の向上を図るための事業活動を行うことを通じて、新たな産業を創出し、就業の機会を増大させ、市場における競争を促進し、地域における経済の活性化を促進する等我が国経済の活力の維持及び強化に果たすべき重要な使命を有するものであることにかんがみ、独立した中小企業者の自主的な努力が助長されることを旨とし、その経営の革新及び創業が促進され、その経営基盤が強化され、並びに経済的社会的環境の変化への適応が円滑化されることにより、その多様で活力ある成長発展が図られなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条の基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、中小企業に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(基本方針)

第5条 政府は、次に掲げる基本方針に基づき、中小企業に関する施策を講ずるものとする。

- 一 中小企業者の経営の革新及び創業の促進並びに創造的な事業活動の促進を図ること。
- 二 中小企業の経営資源の確保の円滑化を図ること、中小企業に関する取引の適正化を図ること等により、中小企業の経営基盤の強化を図ること。
- 三 経済的社会的環境の変化に即応し、中小企業の経営の安定を図ること、事業の転換の円滑化を図ること等により、その変化への適応の円滑化を図ること。
- 四 中小企業に対する資金の供給の円滑化及び中小企業の自己資本の充実を図ること。

(地方公共団体の責務)

第6条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、中小企業に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(中小企業者の努力等)

第7条 中小企業者は、経済的社会的環境の変化に即応してその事業の成長発展を図るため、自主的にその経営及び取引条件の向上を図るよう努めなければならない。

- 2 中小企業者の事業の共同化のための組織その他の中小企業に関する団体は、その事業活動を行うに当たっては、中小企業者とともに、基本理念の実現に主体的に取り組むよう努めるものとする。
- 2 中小企業者以外であつて、その事業に関し中小企業と関係があるものは、国及び地方公共団体が行う中小企業に関する施策の実施について協力するようしなければならない。

(小規模企業への配慮)

第8条 国は、小規模企業者に対して中小企業に関する施策を講ずるに当たっては、経営資源の確保が特に困難であることが多い小規模企業者の事情を踏まえ、小規模企業の経営の発達及び改善に努めるとともに、金融、税制その他の事項について、小規模企業の経営の状況に応じ、必要な考慮を払うものとする。

(法制上の措置等)

第9条 政府は、中小企業に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上及び金融上の措置を講じなければならない。

(調査)

第10条 政府は、中小企業政策審議会の意見を聴いて、定期的に、中小企業の実態を明らかにするため必要な調査を行い、その結果を公表しなければならない。

(年次報告等)

第11条 政府は、毎年、国会に、中小企業の動向及び政府が中小企業に関して講じた施策に関する報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、中小企業政策審議会の意見を聴いて、前項の報告に係る中小企業の動向を考慮して講じようとする施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 基本的施策

第1節 中小企業の経営の革新及び創業の促進

(経営の革新の促進)

第12条 国は、中小企業者の経営の革新を促進するため、新商品又は新役務を開発するための技術に関する研究開発の促進、商品の生産又は販売を著しく効率化するための設備の導入の促進、商品の開発、生産、輸送及び販売を統一的に管理する新たな経営管理方法の導入の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(創業の促進)

第13条 国は、中小企業の創業を促進するため、創業に関する情報の提供及び研修の充実、創業に必要な資金の円滑な供給その他の必要な施策を講ずるとともに、創業の意義及び必要性に対する国民の関心及び理解の増進に努めるものとする。

(創造的な事業活動の促進)

第14条 国は、中小企業の創造的な事業活動を促進するため、商品の生産若しくは販売又は役務の提供に係る著しい新規性を有する技術に関する研究開発の促進、創造的な事業活動に必要な人材の確保及び資金の株式又は社債その他の手段による調達を円滑にするための制度の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

第2節 中小企業の経営基盤の強化

(経営資源の確保)

第15条 国は、経営方法の改善、技術の向上その他の中小企業の経営基盤の強化に必要な経営資源の確保に資するため、次に掲げる施策その他の必要な施策を講ずるものとする。

一 中小企業の施設又は設備の導入を図るため、中小企業者の事業の用に供する施設又は設備の設置又は整備を促進すること。

二 中小企業の技術の向上を図るため、中小企業者が行う技術に関する研究開発を促進し、国が行う技術に関する研究開発に中小企業者を積極的に参加させ、国、独立行政法人、地方公共団体又は地方独立行政法人の試験研究機関及び大学と中小企業との連携を推進し、並びに技術者研修及び技能者養成の事業を充実すること。

三 中小企業の事業活動に有用な知識の向上を図るため、経営管理者に対し研修の事業を充実するとともに、新たな事業の分野の開拓に寄与する情報その他の情報の提供を促進すること。

2 前項に定めるもののほか、国は、中小企業者の必要に応じ、情報の提供、助言その他の方法により、中小企業者が経営資源を確保することを支援する制度の整備を行うものとする。

(交流又は連携及び共同化の推進)

第16条 国は、中小企業者が相互にその経営資源を補完することに資するため、中小企業者の交流又は連携の推進、中小企業者の事業の共同化のための組織の整備、中小企業者が共同して行う事業の助成その他の必要な施策を講ずるものとする。

(産業の集積の活性化)

第17条 国は、自然的経済的社会的条件からみて一体である地域において、同種の事業又はこれと関連性が高い事業を相当数の中小企業者が有機的に連携しつつ行っている産業の集積の活性化を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(商業の集積の活性化)

第18条 国は、相当数の中小小売商業者又は中小サービス業者が事業を行う商店街その他の商業の集積の活性化を図るため、顧客その他の地域住民の利便の増進を図るための施設の整備、共同店舗の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(労働に関する施策)

第19条 国は、中小企業における労働関係の適正化及び従業員の福祉の向上を図るため必要な施策を講ずるとともに、中小企業に必要な労働力の確保を図るため、職業能力の開発及び職業紹介の事業の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

(取引の適正化)

第20条 国は、中小企業に関する取引の適正化を図るため、下請代金の支払遅延の防止、取引条件の明確化の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第21条 国は、中小企業が供給する物品、役務等に対する需要の増進に資するため、国等の物品、役務等の調達に関し、中小企業者の受注の機会の増大その他の必要な施策を講ずるものとする。

第3節 経済的社会的環境の変化への適応の円滑化

第22条 国は、貿易構造、原材料の供給事情その他の経済的社会的環境の著しい変化による影響を受け、現に同一の地域又は同一の業種に属する相当数の中小企業者の事業活動に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがある場合には、中小企業の経営の安定を図り、及び事業の転換を円滑にするための施策その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、中小企業者以外の者の事業活動による中小企業者の利益の不当な侵害を防止し、中小企業の経営の安定を図るための制度の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

3 国は、取引先企業の倒産の影響を受けて中小企業が倒産する等の事態の発生を防止するため、中小企業に関して実施する共済制度の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

4 国は、中小企業者の事業の再建又は廃止の円滑化を図るため、事業の再生のための制度の整備、小規模企業に関して実施する共済制度の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

3 国は、第1項及び前項の施策を講ずるに当たっては、中小企業の従事者の就職を容易にすることができるように必要な考慮を払うものとする。

第4節 資金の供給の円滑化及び自己資本の充実

(資金の供給の円滑化)

第23条 国は、中小企業に対する資金の供給の円滑化を図るため、政府関係金融機関の機能の強化、信用補完事業の充実、民間金融機関からの中小企業に対する適正な融資の指導その他の必要な施策を講ずるものとする。

(自己資本の充実)

第24条 国は、中小企業の自己資本の充実を図り、その経営基盤の強化に資するため、中小企業に対する投資の円滑化のための制度の整備、租税負担の適正化その他の必要な施策を講ずるものとする。

第3章 中小企業に関する行政組織

第25条 国及び地方公共団体は、中小企業に関する施策を講ずるにつき、相互に協力するとともに、行政組織の整備及び行政運営の効率化に努めるものとする。

第4章 中小企業政策審議会

(設置)

第26条 経済産業省に、中小企業政策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第27条 審議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、経済産業大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、この法律の施行に関する重要事項を調査審議する。

- 2 審議会は、前項に規定する事項に関し経済産業大臣又は関係各大臣に意見を述べることができる。
- 3 審議会は、前2項に規定するもののほか、中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)、中小企業支援法(昭和38年法律第147号)、小規模企業共済法(昭和40年法律第102号)、下請中小企業振興法(昭和45年法律第145号)、中小小売商業振興法(昭和48年法律第101号)、中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律(昭和52年法律第74号)、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律(平成3年法律第57号)、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律(平成5年法律第51号)、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平成11年法律第18号)、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法(平成11年法律第131号)、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(平成17年法律第85号)、中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律(平成18年法律第33号)、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律(平成19年法律第39号)、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平成20年法律第38号)及び商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律(平成21年法律第80号)の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

(組織)

第28条 審議会は、委員30人以内で組織する。

- 2 委員は、前条第1項に規定する事項に関し学識経験のある者のうちから、経済産業大臣が任命する。
- 3 委員は、非常勤とする。

4 第2項に定めるもののほか、審議会の職員で政令で定めるものは、経済産業大臣が任命する。

(資料の提出等の要求)

第29条 審議会は、その所掌事務を遂行する必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(委任規定)

第30条 この法律に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (抄)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 〔他の法令改正に付略〕

2. 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律

〔昭和41年6月30日〕
法律第97号

最終改正 平成19年法律第58号

(目的)

第1条 この法律は、国等が物件の買入れ等の契約を締結する場合における中小企業者の受注機会を確保するための措置を講ずることにより、中小企業者が供給する物件等に対する需要の増進を図り、もつて中小企業の発展に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第2号の3までに掲げる業種及び第3号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二 資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人であつて、卸売業（第3号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二の二 資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人であつて、サービス業（第3号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二の三 資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人であつて、小売業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

三 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

四 特別の法律により設立された組合及びその連合会であつて政令で定めるもののうちその直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が前各号のいずれかに該当する者であるもの、企業組合並びに協業組合（以下「組合」という。）

4 この法律において、「国等」とは、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によつて設立された法人であつて政令で定めるものをいう。以下同じ。）をいう。

(受注機会の増大の努力)

第3条 国等は、国等を当事者の一方とする契約で国等以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し国等が対価の支払をすべきもの（以下「国等の契約」という。）を締結するに当たっては、予算の適正な使用に留意しつつ、中小企業者の受注の機会の増大を図るように努めなければならない。この場合においては、組合を国等の契約の相手方として活用するように配慮しなければならない。

(中小企業者に関する国等の契約の方針の作成等)

第4条 国は、毎年度、国等の契約に関し、国等の当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、中小企業者の受注の機会の増大を図るための方針を作成するものとする。

2 経済産業大臣は、あらかじめ各省各庁の長等（国については財政法（昭和22年法律第34号）第20条第2項に規定する各省各庁の長、公庫等については当該公庫等を所管する大臣をいう。以下同じ。）と協議して前項の方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

3 経済産業大臣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、第1項の方針の要旨を公表しなければならない。

(国等の契約の実績の概要の通知)

第5条 各省各庁の長等は、毎会計年度又は毎事業年度の終了後、中小企業者との間で行った国等の契約の実績の概要を経済産業大臣に通知するものとする。

(各省各庁の長等に対する要請)

第6条 経済産業大臣及び中小企業者の行う事業を所管する大臣は、当該事業を行う者を相手方とする国等の契約に関し、各省各庁の長等に対し、中小企業者の受注の機会の増大を図るため特に必要があると認められる措置をとるべきことを要請することができる。

(地方公共団体の施策)

第7条 地方公共団体は、国の施策に準じて、中小企業者の受注の機会を確保するために必要な施策を講ずるように努めなければならない。

附 則（抄）

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 〔他の法令改正に付略〕

(参 考)

第 5 1 国 会
衆議院商工委員会
昭和41年 5 月 26 日

官公需についての中小企業者の受注の
確保に関する法律案に対する附帯決議

政府は、本法施行にあたり、次の諸点につき積極的な措置を講ずべきである。

- 1 中小企業者に関する官公需契約の方針を作成するにあたっては、官公需契約の総発注量に占める中小企業者の割合等を明示すること。
- 2 工事の発注、物件の購入等に際し、みだりに大手業者を指名することがないよう、資格基準、指名基準の運用について遺憾なきを期すること。
- 3 中小企業者の官公需確保の拡充策を講ずるため、中小企業政策審議会に官公需確保に関する小委員会を設けること。
- 4 中小企業向け官公需発注を推進するため、中央及び地方における官公需確保対策についての機構の整備拡充を図ること。
- 5 中小企業者の受注の確保について、地方公共団体を適切に指導するとともに、その施策の実施状況の把握に努めること。
- 6 本法の趣旨並びに官公需契約の手續・方法等について、関係中小企業者に対しその周知徹底を図ること。

3. 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律施行令

〔昭和41年7月11日〕
政令第248号

最終改正 平成22年政令第41号

(中小企業者の定義)

第1条 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（以下「法」という。）

第2条第1項第3号に規定する政令で定める業種並びにその業種ごとの資本の額又は出資の総額及び従業員の数、次の表のとおりとする。

	業 種	資本金の額又は出資の総額	従業員の数
1	ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	3億円	9百人
2	ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円	3百人
3	旅館業	5千万円	2百人

2 法第2条第1項第4号の政令で定めるものは、次のとおりとする。

- 一 事業協同組合
- 二 事業協同小組合
- 三 協同組合連合会
- 四 商工組合
- 五 商工組合連合会
- 六 商店街振興組合
- 七 商店街振興組合連合会

(国等の定義)

第2条 法第2条第2項の政令で定めるものは、次のとおりとする。

- 一 独立行政法人国立公文書館、独立行政法人酒類総合研究所、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人物質・材料研究機構、独立行政法人防災科学技術研究所、独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人国立健康・栄養研究所、独立行政法人労働安全衛生総合研究所、独立行政法人農林水産消費安全技術センター、独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人水産大学校、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構、独立行政法人農業生物資源研究所、独立行政法人農業環境技術研究所、独立行政法人国際農林水産業研究センター、独立行政法人森林総合研究所、独立行政法人水産総合研究センター、独立行政法人経済産業研究所、独立行政法人工業所有権情報・研修館、

独立行政法人日本貿易保険、独立行政法人産業技術総合研究所、独立行政法人製品評価技術基盤機構、独立行政法人土木研究所、独立行政法人建築研究所、独立行政法人交通安全環境研究所、独立行政法人海上技術安全研究所、独立行政法人港湾空港技術研究所、独立行政法人電子航法研究所、独立行政法人航海訓練所、独立行政法人海技教育機構、独立行政法人航空大学校、独立行政法人国立環境研究所、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構、自動車検査独立行政法人、独立行政法人統計センター、独立行政法人教員研修センター、独立行政法人造幣局、独立行政法人国立印刷局、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独立行政法人国民生活センター、独立行政法人日本万国博覧会記念機構、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人農業者年金基金、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人北方領土問題対策協会、独立行政法人平和祈念事業特別基金、独立行政法人情報通信研究機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金、独立行政法人情報処理推進機構、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人理化学研究所、独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園、独立行政法人労働政策研究・研修機構、独立行政法人雇用・能力開発機構、独立行政法人労働者健康福祉機構、独立行政法人日本貿易振興機構、独立行政法人原子力安全基盤機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人国際観光振興機構、独立行政法人水資源機構、独立行政法人自動車事故対策機構、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人医薬品医療機器総合機構、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人海洋研究開発機構、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人大学評価・学位授与機構、独立行政法人国立大学財務・経営センター、独立行政法人奄美群島振興開発基金、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、年金積立金管理運用独立行政法人、独立行政法人医薬基盤研究所、独立行政法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構、独立行政法人国立がん研究センター、独立行政法人国立循環器病研究センター、独立行政法人国立精神・神経医療研究センター、独立行政法人国立国際医療研究センター、独立行政法人国立成育医療研究センター及び独立行政法人国立長寿医療研究センター

二 国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人及び同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

三 日本司法支援センター

四 日本私立学校振興・共済事業団

五 沖縄振興開発金融公庫

六 日本年金機構及び日本中央競馬会

附 則（抄）

1 この法律は、公布の日から施行する。

(参考)

国等の数(平成22年4月1日現在)

国	16
公庫等	198
(内 訳)	
独立行政法人	103
国立大学法人	86
大学共同利用機関法人	4
日本司法支援センター	1
事業団	1
公庫	1
日本年金機構、日本中央競馬会	2
国等計	214

4. 中小企業者の範囲

1. 官公需法第2条第1項及び同法施行令第1条の規定により、中小企業者として取り扱われるものは、次のとおりである。

(1) 会社及び個人

会社にあつては、それが主として営む事業が属する業種に応じ、次表の(A)の「資本金の額又は出資の総額」又は(B)の「常時使用する従業員の数」のいずれかの要件を充足しているもの。個人にあつては、それが主として営む事業が属する業種に応じ、次表の(B)の「常時使用する従業員の数」の要件を充足しているもの。

業 種	(A) 資本金の額又は 出資の総額	(B) 常時使用する 従業員の数
① 製造業、建設業、運輸業その他の業種 (②～⑤に掲げる業種を除く。)	3億円以下	300人以下
② 卸売業	1億円以下	100人以下
③ サービス業	5千万円以下	100人以下
④ 小売業	5千万円以下	50人以下
⑤ 政令指定業種		
a. ゴム製品製造業（自動車又は航空機 用タイヤ及びチューブ製造業並びに 工業用ベルト製造業を除く。）	3億円以下	900人以下
b. ソフトウェア業又は情報処理サービ ス業	3億円以下	300人以下
c. 旅館業	5千万円以下	200人以下

[注1] 業種について

① 企業の属する業種は、その企業が主として営む事業により判定する。2種類以上の事業を兼営している企業の業種については、その企業の実態を従業員数の配分、営業規模、営業収益の割合等から総合的に判定する必要がある。

② 業種の区分は、「日本標準産業分類」によって行う。

卸売業	大分類 I（卸売・小売業）の中分類50から55まで
小売業	大分類 I（卸売・小売業）の中分類56から61まで
	大分類 M（宿泊業、飲食サービス業）の中分類76（飲食店）及び 77（持ち帰り・配達飲食サービス業）

サービス業	大分類G（情報通信業）の中分類38（放送業）及び39（情報サービス業）並びに小分類411（映像情報制作・配給業）、412（音声情報制作業）、415（広告制作業）及び416（映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業）
	大分類K（不動産業、物品賃貸業）の小分類693（駐車場業）及び中分類70（物品賃貸業）
	大分類L（学術研究、専門・技術サービス業）
	大分類M（宿泊業、飲食サービス業）の中分類75（宿泊業）
	大分類N（生活関連サービス業、娯楽業）。ただし、小分類791（旅行業）を除く。
	大分類O（教育、学習支援業）
	大分類P（医療、福祉）
	大分類Q（複合サービス事業）
大分類R（サービス業（他に分類されないもの））	
製造業その他	上記以外の全て

[注2]会社について

- ① 「会社」とは、会社法（平成17年法律第86号）に規定する株式会社（既存の有限会社を含む。）、合名会社、合資会社及び合同会社をいう。
- ② 会社の「資本金の額又は出資総額」は、会社の種類に応じ、次の基準で把握する。

株式会社・合同会社	資本金の額
合名会社・合資会社	社員の出資の総額（払込みの有無を問わない。）

[注3]個人について

事業を営んでいない一般の個人は中小企業者に該当しない。

(2) 組 合

- ① 企業組合
- ② 協業組合
- ③ その他特別な法律によって設立された組合及びその連合会であって、次に掲げるもの

事業協同組合	事業協同小組合	協同組合連合会
商工組合	商工組合連合会	
商店街振興組合	商店街振興組合連合会	

[注1] ③でいう特別な法律とは、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）及び商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）を指す。

[注2] ③に掲げる組合又はその連合会については、その直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が(1)の中小企業者に該当するものに限る。

2. 官公需法で中小企業者として取り扱われる者は、上記(1)の会社及び個人並びに(2)の組合に限られる。したがって、これら以外のもの、例えば、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に規定する一般社団法人及び一般財団法人、消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号）に規定する消費生活協同組合等は含まれない。

5. 関係法令等

(1) 会計法（抄）（昭和22年法律第35号）

第4章 契 約

（契約の方法）

- 第29条の3 契約担当官及び支出負担行為担当官（以下「契約担当官等」という。）は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合には、第3項及び第4項に規定する場合を除き、公告して申込みをさせることにより競争に付さなければならない。
- 2 前項の競争に加わろうとする者に必要な資格及び同項の公告の方法その他同項の競争について必要な事項は、政令でこれを定める。
 - 3 契約の性質又は目的により競争に加わるべき者が少数で第1項の競争に付する必要がない場合及び同項の競争に付することが不利と認められる場合においては、政令の定めるところにより、指名競争に付するものとする。
 - 4 契約の性質又は目的が競争を許さない場合、緊急の必要により競争に付することができない場合及び競争に付することが不利と認められる場合においては、政令の定めるところにより、随意契約によるものとする。
 - 5 契約に係る予定価格が少額である場合その他政令で定める場合においては、第1項及び第3項の規定にかかわらず、政令の定めるところにより、指名競争に付し又は随意契約によることができる。

（入札の原則）

- 第29条の5 第29条の3第1項、第3項又は第5項の規定による競争（以下「競争」という。）は、特に必要がある場合においてせり売りに付するときを除き、入札の方法をもってこれを行わなければならない。
- 2 前項の規定により入札を行なう場合においては、入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

（落札の方法）

- 第29条の6 契約担当官等は、競争に付する場合には、政令の定めるところにより、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とするものとする。ただし、国の支払の原因となる契約のうち政令で定めるものについて、相手方となるべき者の申込みに係る価格によつては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適當であると認められるときは、政令の定めるところにより、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を当該契約の相手方とすることができる。
- 2 国の所有に属する財産と国以外の者の所有する財産との交換に関する契約その他その性質又は目的から前項の規定により難い契約については、同項の規定にかかわらず、政令の定めるところにより、価格及びその他の条件が国にとって最も有利なもの（同項ただし書の場合にあつては、次に有利なもの）をもって申込みをした者を契約の相手方とすることができる。

(2) 予算決算及び会計令（抄）（昭和22年勅令第165号）

第7章 契 約

第2節 一般競争契約

（一般競争に参加させないことができる者）

第71条 契約担当官等は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 二 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- 六 この項（この号を除く。）の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

2 契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

（各省各庁の長が定める一般競争参加者の資格）

第72条 各省各庁の長又はその委任を受けた職員は、必要があるときは、工事、製造、物件の買入れその他についての契約の種類ごとに、その金額等に応じ、工事、製造又は販売等の実績、従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び経営の状況に関する事項について一般競争に参加する者に必要な資格を定めることができる。

- 2 各省各庁の長又はその委任を受けた職員は、前項の規定により資格を定めた場合においては、その定めるところにより、定期に又は随時に、一般競争に参加しようとする者の申請をまつて、その者が当該資格を有するかどうかを審査しなければならない。
- 3 各省各庁の長又はその委任を受けた職員は、第1項の資格を有する者の名簿を作成するものとする。
- 4 各省各庁の長又はその委任を受けた職員は、第1項の規定により一般競争に参加する者に必要な資格を定めたときは、その基本となるべき事項並びに第2項に規定する申請の時期及び方法等について公示しなければならない。

（契約担当官等が定める一般競争参加者の資格）

第73条 契約担当官等は、一般競争に付そうとする場合において、契約の性質又は目的により、当該競争を適正かつ合理的に行なうため特に必要があると認めるときは、各省各庁の長の定めるところにより、前条第1項の資格を有する者につき、さらに当該競争に参加する者に必要な資格を定め、その資格を有する者により当該競争を行なわせることができる。

(最低価格の入札者を落札者としなくすることができる契約)

第84条 会計法第29条の6第1項ただし書に規定する国の支払の原因となる契約のうち政令で定めるものは、予定価格が1,000万円（各省各庁の長が財務大臣と協議して1,000万円を超える金額を定めたときは、当該金額）を超える工事又は製造その他についての請負契約とする。

(契約内容に適合した履行がされないおそれがあるため最低価格の入札者を落札者としなくする場合の手続)

第85条 各省各庁の長は、会計法第29条の6第1項ただし書の規定により、必要があるときは、前条に規定する契約について、相手方となるべき者の申込みに係る価格によつては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準を作成するものとする。

第86条 契約担当官等は、第84条に規定する契約に係る競争を行なつた場合において、契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格が、前条の基準に該当することとなつたときは、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうかについて調査しなければならない。

2 契約担当官等は、前項の調査の結果、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めたときは、その調査の結果及び自己の意見を記載し、又は記録した書面を契約審査委員に提出し、その意見を求めなければならない。

第87条 契約審査委員は、前条第2項の規定により、契約担当官等から意見を求められたときは、必要な審査をし、書面によつて意見を表示しなければならない。

第88条 契約担当官等は、前条の規定により表示された契約審査委員の意見のうちの多数が自己の意見と同一であつた場合においては、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて申込みをした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて申込みをした他の者のうち最低の価格をもつて申込みをした者（以下「次順位者」という。）を落札者とするものとする。

2 契約担当官等は、契約審査委員の意見のうちの多数が自己の意見と異なる場合においても、当該契約の相手方となるべき者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めたことについて合理的な理由があるときは、次順位者を落札者としることができる。

(公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるため最低価格の入札者を落札者としなくする場合の手続)

第89条 契約担当官等は、第84条に規定する契約に係る競争を行なつた場合において、契約の相手方となるべき者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不相当であると認めたときは、その理由及び自己の意見を記載し、又は記録した書面を当該各省各庁の長に提出し、その者を落札者としなくすることについて承認を求めなければならない。

2 契約担当官等は、前項の承認があつたときは、次順位者を落札者とするものとする。

(最低入札者を落札者としなかつた場合の書面の提出)

第90条 契約担当官等は、次の各号に掲げる場合においては、遅滞なく、当該競争に関する調書を作成し、当該各号に掲げる書面の写しを添え、これを当該各省各庁の長を經由して財務大臣及び会計検査院に提出しなければならない。

一 第88条の規定により次順位者を落札者としたとき。 第86条第2項に規定する調査の結果及び自己の意見を記載し、又は記録した書面並びに第87条に規定する契約審査委員の意見を記載し、又は記録した書面

二 前条の規定により次順位者を落札者としたとき。 同条に規定する理由及び自己の意見を記載し、又は記録した書面並びに当該各省各庁の長の承認があつたことを証する書面

(交換等についての契約を競争に付して行なう場合の落札者の決定)

第91条 契約担当官等は、会計法第29条の6第2項の規定により、国の所有に属する財産と国以外の者の所有する財産との交換に関する契約については、それぞれの財産の見積価格の差額が国にとって最も有利な申込みをした者を落札者とするができる。

2 契約担当官等は、会計法第29条の6第2項の規定により、その性質又は目的から同条第1項の規定により難い契約で前項に規定するもの以外のものについては、各省各庁の長が財務大臣に協議して定めるところにより、価格その他の条件が国にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とするができる。

第3節 指名競争契約

(指名競争に付することができる場合)

第94条 会計法第29条の3第5項の規定により指名競争に付することができる場合は、次に掲げる場合とする。

一 予定価格が500万円を超えない工事又は製造をさせるとき。

二 予定価格が300万円を超えない財産を買い入れるとき。

三 予定賃借料の年額又は総額が160万円を超えない物件を借り入れるとき。

四 予定価格が100万円を超えない財産を売り払うとき。

五 予定賃貸料の年額又は総額が50万円を超えない物件を貸し付けるとき。

六 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が200万円を超えないものをするとき。

2 随意契約によることができる場合においては、指名競争に付することを妨げない。

(指名競争参加者の資格)

第95条 各省各庁の長又はその委任を受けた職員は、工事、製造、物件の買入れその他についての契約の種類ごとに、その金額等に応じ、第72条第1項に規定する事項について、指名競争に参加する者に必要な資格を定めなければならない。

2 第72条第2項及び第3項の規定は、各省各庁の長又はその委任を受けた職員が前項の規定により資格を定めた場合に準用する。

3 前項の場合において、第1項の資格が第72条第1項の資格と同一である等のため、前項において準用する同条第2項及び第3項の規定による資格の審査及び名簿の作成を要しないと認められるときは、当該資格の審査及び名簿の作成は、行なわず、同条第2項及び第3項の規定による資格の審査及び名簿の作成をもつて代えるものとする。

4 各省各庁の長又はその委任を受けた職員は、年間の契約の件数が僅少であることその他特別の事情がある契約担当官等に係る指名競争については、当該競争に参加する者に必要な資格及びその審査に関し第1項及び第2項に定めるところと異なる定めをし、又は当該競争に参加する資格を有する者の名簿を作成しないことができる。

(指名基準)

第96条 各省各庁の長又はその委任を受けた職員は、契約担当官等が前条の資格を有する者のうちから競争に参加する者を指名する場合の基準を定めなければならない。

2 各省各庁の長又はその委任を受けた職員は、前項の基準を定めたときは、財務大臣に通知しなければならない。

(競争参加者の指名)

第97条 契約担当者等は、指名競争に付するときは、第95条の資格を有する者のうちから、前条第1項の基準により、競争に参加する者をなるべく10人以上指名しなければならない。

2 前項の場合においては、第75条第1号及び第3号から第5号までに掲げる事項をその指名する者に通知しなければならない。

第4節 随意契約

(随意契約によることができる場合)

第99条 会計法第29条の3第5項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 国の行為を秘密にする必要があるとき。
- 二 予定価格が250万円を超えない工事又は製造をさせるとき。
- 三 予定価格が160万円を超えない財産を買い入れるとき。
- 四 予定賃借料の年額又は総額が80万円を超えない物件を借り入れるとき。
- 五 予定価格が50万円を超えない財産を売り払うとき。
- 六 予定賃貸料の年額又は総額が30万円を超えない物件を貸し付けるとき。
- 七 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が100万円を超えないものをするとき。
- 八 運送又は保管をさせるとき。
- 九 沖縄振興開発金融公庫その他特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人のうち財務大臣の指定するものとの間で契約をするとき。
- 十 農場、工場、学校、試験所、刑務所その他これらに準ずるものの生産に係る物品を売り払うとき。
- 十一 国の需要する物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品を売り払うとき。

- 十二 法律の規定により財産の譲与又は無償貸付けをすることができる者にその財産を売り払い又は有償で貸し付けるとき。
- 十三 非常災害による罹災者に国の生産に係る建築材料を売り払うとき。
- 十四 罹災者又はその救護を行なう者に災害の救助に必要な物件を売り払い又は貸し付けるとき。
- 十五 外国で契約をするとき。
- 十六 都道府県及び市町村その他の公法人、公益法人、農業協同組合、農業協同組合連合会又は慈善のため設立した救済施設から直接に物件を買い入れ又は借り入れるとき。
- 十七 開拓地域内における土木工事をその入植者の共同請負に付するとき。
- 十八 事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会又は商工組合若しくは商工組合連合会の保護育成のためこれらの者から直接に物件を買い入れるとき。
- 十九 学術又は技芸の保護奨励のため必要な物件を売り払い又は貸し付けるとき。
- 二十 産業又は開拓事業の保護奨励のため、必要な物件を売り払い若しくは貸し付け、又は生産者から直接にその生産に係る物品を買い入れるとき。
- 二十一 公共用、公用又は公益事業の用に供するため必要な物件を直接に公共団体又は事業者売り払い、貸し付け又は信託するとき。
- 二十二 土地、建物又は林野若しくはその産物を特別の縁故がある者に売り払い又は貸し付けるとき。
- 二十三 事業経営上の特別の必要に基づき、物品を買い入れ若しくは製造させ、造林をさせ、又は土地若しくは建物を借り入れるとき。
- 二十四 法律又は政令の規定により問屋業者に販売を委託し又は販売させるとき。
- 二十五 国が国以外の者に委託した試験研究の成果に係る特許権及び実用新案権の一部を当該試験研究を受託した者に売り払うとき。

第99条の2 契約担当官等は、競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいないときは、随意契約によることができる。この場合においては、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。

第99条の3 契約担当官等は、落札者が契約を結ばないときは、その落札金額の制限内で随意契約によることができる。この場合においては、履行期限を除くほか、最初競争に付するときに定めた条件を変更することができない。

(分割契約)

第99条の4 前2条の場合においては、予定価格又は落札金額を分割して計算することができる場合に限り、当該価格又は金額の制限内で数人に分割して契約をすることができる。

(予定価格の決定)

第99条の5 契約担当官等は、随意契約によろうとするときは、あらかじめ第80条の規定に準じて予定価格を定めなければならない。

(見積書の徴取)

第99条の6 契約担当官等は、随意契約によろうとするときは、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならない。

第7節 雑則

(競争参加者の資格等を定めようとする場合の財務大臣への協議)

第102条の3 各省各庁の長は、第72条第1項の一般競争に参加する者に必要な資格、第85条の基準若しくは第95条第1項の指名競争に参加する者に必要な資格を定めようとするとき、又は同条第4項の規定による定めをしようとするときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。この場合において、その定めようとする事項が競争に参加する者に必要な資格であるときは、当該協議は、その資格の基本となるべき事項についてあれば足りる。

(指名競争に付し又は随意契約によろうとする場合の財務大臣への協議)

第102条の4 各省各庁の長は、契約担当官等が指名競争に付し又は随意契約によろうとする場合においては、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- 一 契約の性質又は目的により競争に加わるべき者が少数で一般競争に付する必要性がない場合において、指名競争に付そうとするとき。
- 二 一般競争に付することを不利と認めて指名競争に付そうとする場合において、その不利と認める理由が次のイからハまでの一に該当するとき。
 - イ 関係業者が通謀して一般競争の公正な執行を妨げることとなるおそれがあること。
 - ロ 特殊の構造の建築物等の工事若しくは製造又は特殊の品質の物件等の買入れであつて検査が著しく困難であること。
 - ハ 契約上の義務違反があるときは国の事業に著しく支障をきたすおそれがあること。
- 三 契約の性質若しくは目的が競争を許さない場合又は緊急の必要により競争に付することができない場合において、随意契約によろうとするとき。
- 四 競争に付することを不利と認めて随意契約によろうとする場合において、その不利と認める理由が次のイからニまでの一に該当するとき。
 - イ 現に契約履行中の工事、製造又は物品の買入れに直接関連する契約を現に履行中の契約者以外の者に履行させることが不利であること。
 - ロ 随意契約による場合は、時価に比べて著しく有利な価格をもつて契約することができる見込みがあること。
 - ハ 買入れを必要とする物品が多量であつて、分割して買入れなければ売惜しみその他の理由により価格を騰貴させるおそれがあること。
- 二 急速に契約しなければ、契約をする機会を失い、又は著しく不利な価格をもつて契約しなければならないこととなるおそれがあること。
- 五 第94条第1項各号に掲げる場合において、指名競争に付そうとするとき。
- 六 第94条第2項の規定により、随意契約によることができる場合において、指名競争に付そうとするとき。
- 七 第99条第1号から第18号まで、第99条の2又は第99条の3の規定により随意契約によろうとするとき。

(3) 契約事務取扱規則（抄） （昭和37年大蔵省令第52号）

（最低の価格をもつて申込みをした者を落札者とし、しないこととする必要がある場合の手続）

第10条 契約担当官等は、法第29条の6第1項ただし書の規定により、最低の価格をもつて申込みをした者を直ちに落札者とせず、令第86条から第89条までの規定により落札者を定める必要があると認めるときは、遅滞なく、これらの規定による手続を経て落札者を定めなければならない。

2 前項の規定により落札者を定めたときは、直ちに、次の各号に掲げる場合に依り当該各号に定めるところにより通知をするものとする。

一 最低の価格をもつて申込みをした者以外の者を落札者とした場合 次に掲げる者の区分に依りそれぞれ次に定める通知

イ 当該落札者 必要な事項の通知

ロ 最低の価格をもつて申込みをした者で落札者とならなかつた者 落札者とならなかつた理由その他必要な事項の通知

ハ その他の入札者 適宜の方法による落札の決定があつた旨の通知

二 最低の価格をもつて申込みをした者を落札者とした場合 次に掲げる者の区分に依りそれぞれ次に定める通知

イ 当該落札者 必要な事項の通知

ロ その他の入札者 適宜の方法による落札の決定があつた旨の通知

3 前項の規定による通知をしたときは、併せて適宜の方法により落札の決定があつた旨を公表するものとする。

(4) 地方自治法（抄） （昭和22年法律第67号）

第6節 契 約

（契約の締結）

- 第234条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。
- 2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。
 - 3 普通地方公共団体は、一般競争入札又は指名競争入札（以下この条において「競争入札」という。）に付する場合においては、政令の定めるところにより、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもつて申込みをした者を契約の相手方とするものとする。ただし、普通地方公共団体の支出の原因となる契約については、政令の定めるところにより、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて申込みをした者のうち最低の価格をもつて申込みをした者以外の者を契約の相手方とすることができる。
 - 4 普通地方公共団体が競争入札につき入札保証金を納付させた場合において、落札者が契約を締結しないときは、その者の納付に係る入札保証金（政令で定めるところによりその納付に代えて提供された担保を含む。）は、当該普通地方公共団体に帰属するものとする。
 - 5 普通地方公共団体が契約につき契約書又は契約内容を記録した電磁的記録を作成する場合においては、当該普通地方公共団体の長又はその委任を受けた者が契約の相手方とともに、契約書に記名押印し、又は契約内容を記録した電磁的記録に当該普通地方公共団体の長若しくはその委任を受けた者及び契約の相手方の作成に係るものであることを示すために講ずる措置であつて、当該電磁的記録が改変されているかどうかを確認することができる等これらの者の作成に係るものであることを確実に示すことができるものとして総務省令で定めるものを講じなければ、当該契約は、確定しないものとする。
 - 6 競争入札に加わろうとする者に必要な資格、競争入札における公告又は指名の方法、随意契約及びせり売りの手続その他契約の方法に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

(5) 地方自治法施行令（抄） （昭和22年政令第16号）

第6節 契 約

（指名競争入札）

第167条 地方自治法第234条第2項の規定により指名競争入札によることができる場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- 一 工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき。
- 二 その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である契約をするとき。
- 三 一般競争入札に付することが不利と認められるとき。

（随意契約）

第167条の2 地方自治法第234条第2項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定賃貸借料の年額又は総額）が別表第5上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。
- 二 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。
- 三 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第12項に規定する障害者支援施設（以下この号において「障害者支援施設」という。）、同条第21項に規定する地域活動支援センター（以下この号において「地域活動支援センター」という。）、同条第1項に規定する障害福祉サービス事業（同条第6項に規定する生活介護、同条第14項に規定する就労移行支援又は同条第15項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下この号において「障害福祉サービス事業」という。）を行う施設若しくは小規模作業所（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者の地域における作業活動の場として同法第15条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。以下この号において同じ。）において製作された物品を普通地方公共団体の規則で定める手続により買い入れる契約、障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第41条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第2項に規定するシルバー人材センターから普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける契約又は母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する母子福祉団体が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの及び同条第3項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子福祉団体から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約をするとき。
- 四 新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を、普通地方公共団体の規則で定める手続により、買い入れる契約をするとき。
- 五 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

- 六 競争入札に付することが不利と認められるとき。
 - 七 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
 - 八 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
 - 九 落札者が契約を締結しないとき。
- 2 前項第8号の規定により随意契約による場合は、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。
 - 3 第1項第9号の規定により随意契約による場合は、落札金額の制限内でこれを行うものとし、かつ、履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた条件を変更することができない。
 - 4 前2項の場合においては、予定価格又は落札金額を分割して計算することができることに限り、当該予定価格又は金額の制限内で数人に分割して契約を締結することができる。
(一般競争入札において最低価格の入札者以外の者を落札者とすることができる場合)
- 第167条の10 普通地方公共団体の長は、一般競争入札により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によつてはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とすることができる。
- 2 普通地方公共団体の長は、一般競争入札により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があるときと認めるときは、あらかじめ最低制限価格を設けて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とすることができる。
- 第167条の10の2 普通地方公共団体の長は、一般競争入札により当該普通地方公共団体の支出の原因となる契約を締結しようとする場合において、当該契約がその性質又は目的から地方自治法第234条第3項本文又は前条の規定により難いものであるときは、これらの規定にかかわらず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とすることができる。
- 2 普通地方公共団体の長は、前項の規定により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、落札者となるべき者の当該申込みに係る価格によつてはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不相当であると認めるときは、同項の規定にかかわらず、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とすることができる。
 - 3 普通地方公共団体の長は、前2項の規定により落札者を決定する一般競争入札（以下「総合評価一般競争入札」という。）を行おうとするときは、あらかじめ、当該総合評価一般競争入札に係る申込みのうち価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとって

最も有利なものを決定するための基準（以下「落札者決定基準」という。）を定めなければならない。

- 4 普通地方公共団体の長は、落札者決定基準を定めようとするときは、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、学識経験を有する者（次項において「学識経験者」という。）の意見を聴かなければならない。
- 5 普通地方公共団体の長は、前項の規定による意見の聴取において、併せて、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとし、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、学識経験者の意見を聴かなければならない。
- 6 普通地方公共団体の長は、総合評価一般競争入札を行おうとする場合において、当該契約について第167条の6第1項の規定により公告するときは、同項の規定により公告をしなければならない事項及び同条第2項の規定により明らかにしておかなければならない事項のほか、総合評価一般競争入札の方法による旨及び当該総合評価一般競争入札に係る落札者決定基準についても、公告をしなければならない。

（参考）別表第5（第167条の2関係）

1 工事又は製造の請負	都道府県及び指定都市	250万円
	市町村（指定都市を除く。以下この表において同じ。）	130万円
2 財産の買入れ	都道府県及び指定都市	160万円
	市町村	80万円
3 物件の借入れ	都道府県及び指定都市	80万円
	市町村	40万円
4 財産の売払い	都道府県及び指定都市	50万円
	市町村	30万円
5 物件の貸付け		30万円
6 前各号に掲げるもの 以外のもの	都道府県及び指定都市	100万円
	市町村	50万円

(6) 政府調達に関する協定（抄） （平成7年12月8日条約第23号）

第1条 適用範囲

1 この協定は、附属書I（注）において特定するこの協定の適用対象となる機関による調達に係る法令、手続及び慣行について適用する。

（注） 附属書Iは、各締結国について5の付表に分けられる。

付表1においては、中央政府の機関を掲げる。

付表2においては、地方政府の機関を掲げる。

付表3においては、この協定に従って調達するその他のすべての機関を掲げる。

付表4においては、この協定の適用を受けるサービスを特定する（この協定の適用を受けるサービスを掲げる方法によるか、適用を受けないサービスを掲げる方法によるかを問わない。）。

付表5においては、この協定の適用を受ける建設サービスを特定する。

基準額については、各締結国の付表において特定する。

第2条 契約の評価

3 機関は、この協定の適用を回避する意図の下に、評価の方法を選択してはならず、また、いかなる調達も分割してはならない。

第3条 内国民待遇及び無差別待遇

1 各締結国は、法令、手続及び慣行であってこの協定の適用を受ける政府調達に係るものについて、他の締結国の产品及びサービスに対し並びに他の締結国の供給者であって締結国の产品及びサービスを提供するものに対し、即時かつ無条件で、次の待遇よりも不利でない待遇を与える。

(a) 国内の製品、サービス及び供給者に与えられる待遇

(b) 当該他の締結国以外の締結国の製品、サービス及び供給者に与えられる待遇

附属書I

付表1に関する注釈

3 この協定は、この協定が日本国について効力を生ずる時に有効な法令に従って協同組合又は連合会と締結する契約については、適用しない。

付表2に関する注釈

3 この協定は、この協定が日本国について効力を生ずる時に有効な法令に従って協同組合又は連合会と締結する契約については、適用しない。

付表3に関する注釈

2 この協定は、この協定が日本国について効力を生ずる時に有効な法令及び規則に従って協同組合又は連合会と締結する契約については、適用しない。

(7) 国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（抄）

（昭和55年政令第300号）

（趣旨）

第1条 この政令は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）その他の国際約束を実施するため、国の締結する契約のうち国際約束の適用を受けるものに関する事務の取扱いに関し、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）及び予算決算及び会計令臨時特例（昭和21年勅令第558号。以下「予決令臨時特例」という。）の特例を設けるとともに必要な事項を定めるものとする。

（一般競争の公告）

第5条 契約担当官等が特定調達契約につき一般競争に付する場合における予決令第74条の規定の適用については、同条中「10日前」とあるのは「40日前（一連の調達契約のうち最初の契約以外の契約に係る一般競争については、24日前）」と、「官報、新聞紙、掲示その他の方法」とあるのは「官報」と、「5日」とあるのは「10日」と読み替えるものとする。

（指名競争の公示等）

第7条 契約担当官等は、特定調達契約につき指名競争に付そうとするときは、第5条第1項の規定により読み替えられた予決令第74条の規定の例により、公示しなければならない。

（複数落札入札制度による物品等又は特定役務の調達）

第11条 契約担当官等は、特定調達契約につき一般競争又は指名競争に付する場合（予決令臨時特例第4条の2第1項に規定する場合を除く。）において、その需要数量が多いときは、その需要数量の範囲内でこれらの競争に参加する者の落札を希望する数量及びその単価を入札させ、予定価格を超えない単価の入札者のうち、低価の入札者から順次需要数量に達するまでの入札者をもって落札者とすることができる。

2 予決令臨時特例第4条の2第2項及び第4条の3から第4条の9までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、予決令臨時特例第4条の4中「入札者に対する通知」とあるのは、「国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号。以下この条において「特例政令」という。）第7条第1項の規定による公示」と、「令第75条各号に掲げる事項」とあるのは「特例政令第6条の規定により公告をするものとされている事項又は特例政令第7条第2項の規定により公示をするものとされている事項」と読み替えるものとする。

（随意契約によることができる場合）

第12条 特定調達契約につき会計法第29条の3第5項の規定により随意契約によることができる場合は、予決令第99条第18号に掲げる場合並びに予決令第99条の2及び第99条の3並びに予決令臨時特例第4条の8（前条第2項において準用する場合を含む。）の規定により随意契約によることができるものとされる場合に限るものとする。

（随意契約によろうとする場合の財務大臣への協議）

第13条 各省各庁の長は、契約担当官等が特定調達契約につき随意契約によろうとする場合においては、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。ただし、次に掲げる場合において随意契約によろうとするときは、この限りでない。

- 一 他の物品等をもつて代替させることができない芸術品又は特許権等の排他的権利に係る物品等若しくは特定役務の調達をする場合において、当該調達の相手方が特定されているとき。
 - 二 既に調達をした物品等（以下この号において「既調達物品等」という。）の交換部品その他既調達物品等に接続して使用する物品等の調達をする場合であつて、既調達物品等の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既調達物品等の使用に著しい支障が生ずるおそれがあるとき。
 - 三 国の委託に基づく試験研究の結果製造された試作品等の調達をする場合
 - 四 既に契約を締結した建設工事（協定の附属書I日本国の付表4に掲げる建設工事という。以下この号において同じ。）（以下この号において「既契約工事」という。）についてその施工上予見し難い事由が生じたことにより既契約工事を完成するために施工しなければならなくなつた追加の建設工事（以下この号において「追加工事」という。）で当該追加工事の契約に係る予定価格に相当する金額（この号に掲げる場合に該当し、かつ、随意契約の方法により契約を締結した既契約工事に係る追加工事がある場合には、当該追加工事の契約金額（当該追加工事が二以上ある場合には、それぞれの契約金額を合算した金額）を加えた額とする。）が既契約工事の契約金額の百分の五十以下であるものの調達をする場合であつて、既契約工事の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既契約工事の完成を確保する上で著しい支障が生ずるおそれがあるとき。
 - 五 緊急の必要により競争に付することができない場合
 - 六 前条第一項の規定により随意契約によることができる場合
- 2 契約担当官等が特定調達契約につき随意契約によろうとする場合においては、予決令第102条の4の規定は、適用しない。

（落札者等の公示）

第14条 契約担当官等は、特定調達契約につき、一般競争又は指名競争により落札者を決定したとき、又は随意契約の相手方を決定したときは、財務省令で定めるところによりその日の翌日から起算して72日以内に、官報により公示をしなければならない。

(8) 競争参加者の資格に関する公示

平成22・23・24年度において別記1に掲げる各省各庁における物品の製造・販売等に係る競争契約の参加資格(全省庁統一資格)を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

本資格は、別表に掲げる申請場所のいずれか1か所に申請書を提出すれば、その資格は別記2に掲げる競争参加地域のうち、希望する地域(複数選択可)ごとに所在する別記1に掲げる各省各庁の全調達機関において有効な統一資格となるものです。なお、既に有効期間を平成25年3月31日までとする資格を有する者は、この公示するところによる申請は必要ありません。

平成23年1月7日

衆議院庶務部会計課長
参議院庶務部会計課長
国立国会図書館総務部会計課長
最高裁判所事務総局経理局長
会計検査院事務総長官房会計課長
内閣府大臣官房会計課長
総務省大臣官房会計課長
法務省大臣官房会計課長
外務省大臣官房会計課長
財務省大臣官房会計課長
文部科学省大臣官房会計課長
厚生労働省大臣官房会計課長
農林水産省大臣官房経理課長
経済産業省大臣官房会計課長
国土交通省大臣官房会計課長
環境省大臣官房会計課長
防衛省経理装備局会計課長

◎調達機関番号 001, 002, 003, 004, 005, 006, 007, 008, 009, 010, 011, 012, 013, 014, 015, 016, 017, 018, 019, 020, 021

◎所在地番号 13

1 資格の種類及び調達する物品等の種類

競争参加資格を得ようとする者の資格の種類及び調達する物品等は、次のとおりとする。

(1) 物品の製造

①衣服・その他繊維製品類②ゴム・皮革・プラスチック製品類③窯業・土石製品類
④非鉄金属・金属製品類⑤フォーム印刷⑥その他印刷類⑦図書類⑧電子出版物類⑨紙
・紙加工品類⑩車両類⑪その他輸送・搬送機械器具類⑫船舶類⑬燃料類⑭家具・什器
類⑮一般・産業用機器類⑯電気・通信用機器類⑰電子計算機類⑱精密機器類⑲医療用
機器類⑳事務用機器類○21その他機器類○22医薬品・医療用品類○23事務用品類○24
土木・建設・建築材料○25警察用装備品類○26防衛用装備品類○27その他

(2) 物品の販売

①衣服・その他繊維製品類②ゴム・皮革・プラスチック製品類③窯業・土石製品類④非鉄金属・金属製品類⑤フォーム印刷⑥その他印刷類⑦図書類⑧電子出版物類⑨紙・紙加工品類⑩車両類⑪その他輸送・搬送機械器具類⑫船舶類⑬燃料類⑭家具・什器類⑮一般・産業用機器類⑯電気・通信用機器類⑰電子計算機類⑱精密機器類⑲医療用機器類⑳事務用機器類○21その他機器類○22医薬品・医療用品類○23事務用品類○24土木・建設・建築材料○25警察用装備品類○26防衛用装備品類○27その他

(3) 役務の提供等

①広告・宣伝②写真・製図③調査・研究④情報処理⑤翻訳・通訳・速記⑥ソフトウェア開発⑦会場等の借り上げ⑧賃貸借⑨建物管理等各種保守管理⑩運送⑪車両整備⑫船舶整備⑬電子出版⑭防衛用装備品類の整備⑮その他

(4) 物品の買受け

①立木竹(ただし、国有林野事業特別会計で行う林産物の買受けを除く。)②その他

2 資格審査の受付期間

平成22・23・24年度全省庁統一資格の資格審査の受付は、平成25年3月31日まで随時申請について行う。

なお、「資格審査結果通知書」の有効開始年月日は、資格を付与したときから有効となるため、希望する調達案件の入札に間に合わないことがあるので、余裕を持って申請すること。

3 競争参加資格の申請

(1) インターネットの場合

ア 申請の方法

別記3に掲げるインターネットホームページにアクセスし、必要事項を入力の上、次の添付書類を送信すること。送信先の受付機関での受付完了後、申請内容確認のメールが、登録したメールアドレスあて送信される。

なお、添付書類は、申請内容確認のメールに記載された受付機関あて郵送（書留郵便）等することもできる。

(ア) 登記事項証明書(法人の場合)

(イ) 財務諸表(法人の場合)又は営業用純資本額に関する書類及び収支計算書(個人の場合)

(ウ) 営業経歴書

(エ) 次の各税についての未納税額のないことを証明する納税証明書（電子納税証明書を含む。）(個人の場合はその3の2、法人の場合はその3の3とする。)

A 消費税及び地方消費税(法人及び個人)

B 法人税(法人の場合)

C 所得税(個人の場合)

注：公的機関が発行する書類については、発行日から3か月以内のものとする（内容が鮮明であれば写しでも可）。

(2) 持参又は郵送等の場合

ア 申請書の入手方法

「一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(物品製造等)」(以下「申請書」という。)は、別記3に掲げるインターネットホームページにアクセスし、申請書を出力する。また、競争参加資格を得ようとする者は、別表に掲げる申請場所において、無料で申請書を手に入れることもできる。

なお、上記の方法以外で入手した申請書での申請は不可とする。

イ 申請書の提出方法

申請書に本公示3(1)に掲げる書類を添え、別表に掲げる申請場所のいずれか1か所に提出すること。

また、公的機関が発行する書類については、発行日から3か月以内のものとする(内容が鮮明であれば写しでも可)。

持参の場合の受付時間は、土日休日を除く10時から16時(執務時間内に限る。)とする。郵送(書留郵便)等も可。

(3) 申請書等の作成に用いる言語

ア 申請書及び財務諸表は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ 添付書類のうち、金額欄については、出納官吏事務規程(昭和22年大蔵省令第95号)第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

4 競争参加者の資格及びその審査

(1) 競争に参加できる者の資格審査は、別記4の項目ごとの実数に基づき付与数値を算定し、その合計点をもって行う。

(2) 競争に参加できる者の資格は、前記(1)の合計点により別記5の区分に基づいて格付けする。

5 資格審査結果の通知

「資格審査結果通知書」により通知(申請書に記載された住所で代表者あてに郵送等)する。

6 資格の有効期間

資格を付与されたときから平成25年3月31日までとする。

7 競争参加資格を有する者の名簿の閲覧先及び資格審査に関する照会先別表に掲げる申請場所

(競争参加資格を有する者の名簿は、別記3に掲げるインターネットホームページにおいて閲覧することができる。)

8 その他

(1) 申請内容の変更

有資格者は、次の事項に変更があった場合は、速やかに別記3に掲げるインターネットホームページにアクセスし、必要事項を入力の上、次の添付書類を送信すること。

また、申請書同様、持参又は郵送等による変更届の提出もできる。

なお、「競争参加資格審査申請書変更届(物品製造等)」(以下「変更届」という。)の入手方法及び提出方法については、本公示3[競争参加資格の申請]に示すものと同様とする。

ア 「住所」、「商号又は名称」又は「代表者氏名」の場合

(ア) 資格審査結果通知書

(イ) 登記事項証明書(法人の場合)又は変更項目を確認できる書類(個人の場合)

イ 「競争参加を希望する地域」、「営業所」の場合

(ア) 資格審査結果通知書

ウ 「希望する資格の種類」又は「調達する物品等(営業品目)」の場合

(ア) 資格審査結果通知書

エ 「希望する資格の種類」に「物品の製造」を追加する場合

(ア) 資格審査結果通知書

(イ) 直近の財務諸表

オ その他の事項の場合

本公示3の申請を改めて行うこと。

(2) 会社更生法及び民事再生法開始に基づく更生手続の決定等を受けた者の手続

有資格者が「会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の決定を受けた者」又は「民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の決定を受けた者」に該当した場合は、次に掲げる書類各1部を添え、別表に掲げる申請場所のいずれか1か所に速やかに提出すること。

ア 更生手続開始決定書又は再生手続開始決定書(鮮明であれば写しでも可)

イ 許可決定に伴い定款、役員等に変更があった場合にはそれを証明する書類として、登記事項証明書(鮮明であれば写しでも可)

ウ 上記イに伴う競争参加資格審査申請書変更届(物品製造等)

なお、書類の提出によりその資格が継続するが、各省各庁が詳細の現状把握を必要と判断する場合には、各省各庁別にヒアリング等を実施する場合がある。

(3) 合併・分社等の場合の手続

有資格者に合併、分社、個人から法人への変更等があった場合は、本公示3の申請を改めて行うこと。

(4) 廃業等の場合の手続

有資格者に廃業等(廃業・倒産・破産)があった場合は、別表に掲げる申請場所のいずれか1か所に速やかに届け出ること。郵送(書留郵便)等も可。

(5) 資格審査結果通知書の再発行

紛失による再発行依頼は、別表に掲げる申請場所のいずれか1か所に提出すること。

別記1 資格が有効となる各省各庁

衆議院、参議院、国立国会図書館、最高裁判所、会計検査院、内閣官房、内閣法制局、人事院、内閣府本府、宮内庁、公正取引委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省で外局及び附属機関その他の機関並びに地方支分部局を含む。

別記2 競争参加地域及び都道府県名

- (1) 北海道：北海道
- (2) 東北：青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
- (3) 関東・甲信越：茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県
- (4) 東海・北陸：富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
- (5) 近畿：滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
- (6) 中国：鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
- (7) 四国：徳島県、香川県、愛媛県、高知県
- (8) 九州・沖縄：福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

別記3 インターネットホームページ

統一資格審査申請受付サイト

<https://www.chotatujoho.go.jp/va/com/Shi-kakuTop.html>

別記4 付与数値

〔掲載順序 項目 段階：付与数値(年間平均高、自己資本額の合計及び営業年数については物品の製造、物品の製造以外の2区分の付与数値を示し、流動比率については共通の付与数値を示し、機械設備等の額は物品の製造のみの付与数値を示す。)]

(1) 年間平均(生産・販売)高

200億円以上		： 60、 65
100億円以上	200億円未満	： 55、 60
50億円以上	100億円未満	： 50、 55
25億円以上	50億円未満	： 45、 50
10億円以上	25億円未満	： 40、 45
5億円以上	10億円未満	： 35、 40
2.5億円以上	5億円未満	： 30、 35
1億円以上	2.5億円未満	： 25、 30
5,000万円以上	1億円未満	： 20、 25
2,500万円以上	5,000万円未満	： 15、 20
2,500万円未満		： 10、 15

(2) 自己資本額の合計

10億円以上		： 10、 15
1億円以上	10億円未満	： 8、 12
1,000万円以上	1億円未満	： 6、 9
100万円以上	1,000万円未満	： 4、 6
100万円未満		： 2、 3

(3) 流動比率（物品の製造、物品の製造以外とも共通）

140%以上		: 10
120%以上	140%未満	: 8
100%以上	120%未満	: 6
100%未満		: 4

(4) 営業年数

20年以上		: 5、 10
10年以上	20年未満	: 4、 8
10年未満		: 3、 6

(5) 機械設備等の額（物品の製造のみ）

10億円以上		: 15
1億円以上	10億円未満	: 12
5,000万円以上	1億円未満	: 9
1,000万円以上	5,000万円未満	: 6
1,000万円未満		: 3

(6) 合計（最高点） 100

別記5 資格の種類別等級区分及び予定価格の範囲

〔掲載順序 契約の種類 ①数値：等級 ②予定価格の範囲〕

(1) 物品の製造

① 90点以上		: A
80点以上	90点未満	: B
55点以上	80点未満	: C
55点未満		: D

② Aは3,000万円以上、Bは2,000万円以上3,000万円未満、Cは400万円以上2,000万円未満、Dは400万円未満

注：船舶類にあつては、各省各庁が必要に応じ、別に公示する方法により示す。

注：国有林野事業特別会計で行う素材生産にあつては、林野庁が必要に応じ別に公示する方法により示す。

(2) 物品の販売、役務の提供等

① 90点以上		: A
80点以上	90点未満	: B
55点以上	80点未満	: C
55点未満		: D

② Aは3,000万円以上、Bは1,500万円以上3,000万円未満、Cは300万円以上1,500万円未満、Dは300万円未満

注：船舶類及び船舶整備にあつては、各省各庁が必要に応じ、別に公示する方法により示す。

注：国有林野事業特別会計で行う造林にあつては、林野庁が必要に応じ別に公示する方法により示す。

(3) 物品の買受け

① 70点以上 : A

50点以上 70点未満 : B

50点未満 : C

② Aは1,000万円以上、Bは200万円以上1,000万円未満、Cは200万円未満

なお、統一資格に基づき実際に調達を行うに際しては、適正な競争性を確保するため、他の等級の競争参加が可能となるような弾力的な競争参加を認める場合がある。

別表 略

【参考】

競争契約参加資格審査統一基準
[最終改正：平成23年1月7日]

平成22・23・24年度において、各省各庁における物品の製造・販売等に係る競争契約の参加資格（全省庁統一資格）を得ようとする者の申請方法等について公示された内容のうち、資格等級分けのための付与数値及び資格等級に基づく予定価格の範囲についてまとめたもの（同資格決定は各省各庁の全調達機関において有効な統一資格となる）。

I. 付与数値：

次の5項目、各段階毎の付与数値を合計して、等級決定の基礎数値を算出。

① 年間平均生産高			② 自己資本額			③ 流動比率			④ 営業年数			⑤ 機械設備等の額		
段階	付与数値		段階	付与数値		段階	付与数値		段階	付与数値		段階	付与数値	
	製造	以外		製造	以外		製造	以外		製造	以外		製造	以外
200億円以上	60	65	10億円以上	10	15	140%以上	10	10	20年以上	5	10	10億円以上	15	—
100億円以上 200億円未満	55	60	1億円以上 10億円未満	8	12	120%以上 140%未満	8	8	10年以上 20年未満	4	8	1億円以上 10億円未満	12	—
50億円以上 100億円未満	50	55	1,000万円以上 1億円未満	6	9	100%以上 120%未満	6	6	10年未満	3	6	5,000万円以上 1億円未満	9	—
25億円以上 50億円未満	45	50	100万円以上 1,000万円未満	4	6	100%未満	4	4				1,000万円以上 5,000万円未満	6	—
10億円以上 25億円未満	40	45	100万円未満	2	3							1,000万円未満	3	—
5億円以上 10億円未満	35	40												
2.5億円以上 5億円未満	30	35												
1億円以上 2.5億円未満	25	30												
5,000万円以上 1億円未満	20	25												
2,500万円以上 5,000万円未満	15	20												
2,500万円未満	10	15												
合計（最高点）100														

(注) 1 『付与数値』欄の「製造」は物品の製造を指す。
「以外」は物品の販売、役務の提供等、物品の買受けを指す。
2 『⑤ 機械設備等の額』は、物品の製造の場合に適用の審査項目

II. 資格等級区分及び予定価格の範囲

付与数値の合計値により次の区分に決定。

(1) 物品の製造

付与数値の合計値による等級区分		予定価格の範囲
90点以上	A	3,000万円以上
80点以上 90点未満	B	2,000万円以上 3,000万円未満
55点以上 80点未満	C	400万円以上 2,000万円未満
55点未満	D	400万円未満

(注) 船舶類にあつては、各省各庁が必要に応じ、別に公示する方法により示す。

(注) 国有林野事業特別会計で行う素材生産にあつては、林野庁が必要に応じ別に公示する方法により示す。

(2) 物品の販売、役務の提供等

付与数値の合計値による等級区分		予定価格の範囲
90点以上	A	3,000万円以上
80点以上 90点未満	B	1,500万円以上 3,000万円未満
55点以上 80点未満	C	300万円以上 1,500万円未満
55点未満	D	300万円未満

(注) 船舶類及び船舶整備にあつては、各省各庁が必要に応じ、別に公示する方法により示す。

(注) 国有林野事業特別会計で行う造林にあつては、林野庁が必要に応じ別に公示する方法により示す。

(3) 物品の買受け

付与数値の合計値による等級区分		予定価格の範囲
70点以上	A	1,000万円以上
50点以上 70点未満	B	200万円以上 1,000万円未満
50点未満	C	200万円未満

1. 「平成23年度中小企業者に関する国等の契約の方針」の実施について

平成23・06・27中第2号

平成23年6月28日

各府省等の長 殿

経済産業大臣

「平成23年度中小企業者に関する国等の契約の方針」の実施について

現下の厳しい経済情勢の中で、経済収縮の悪影響を受けやすい中小企業者の受注機会を確保することは極めて重要であります。特に、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害（以下「東日本大震災」という。）は、東日本太平洋沿岸部を中心に甚大な被害をもたらし、被災した中小企業者を始め、全国の中小企業者の事業環境にも影響を与えています。

このような認識の下、本日、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第4条の規定に基づき「平成23年度中小企業者に関する国等の契約の方針（以下「国等の契約の方針」という。）」が閣議決定されました。この中で、本年度の官公需における中小企業者向けの契約目標額については、3兆7,915億円とするとともに、官公需総額に占める中小企業者向けの契約目標比率を56.2%といたしました。また、この目標達成に向けて、東日本大震災の被災地域等の中小企業者に対する配慮や、調達・契約手法の多様化における中小企業者への配慮を始めとする中小企業者が受注し易い発注とする工夫などの措置を盛り込んだところであります。

つきましては、貴職におかれては、貴府（院、所、省）及び所管独立行政法人等（衆議院、参議院、最高裁判所及び会計検査院を除く。以下同じ。）が行う契約において、中小企業者の受注機会の増大を図られますよう、また、中小企業者向けの契約目標の達成に向けて、最大限の努力を払われますようお願いいたします。

加えて、本閣議決定の内容に関し、所管各部局（地方支分部局を含む。（衆議院、参議院及び会計検査院を除く。））及び所管独立行政法人等の各契約担当窓口に至るまで、周知徹底していただくようお願いいたします。

また、地方公共団体を通じて事業を執行する場合には、地方公共団体に対しても、国等の契約の方針に準じて中小企業者の受注機会の増大に努めるよう周知徹底していただくようお願いいたします。

なお、国等の契約の方針の実施に当たりましては、下記の諸事項に御留意いただき、本方針の実効性の確保を図られますよう、お願いいたします。

おって、当省におきましては、地方経済産業局の主催で、国等の地方支分部局及び地方公共団体の契約担当者等を対象として、国等の契約の方針の周知を目的とした「官公需確保対策地方推進協議会」を全都道府県で開催することを予定しておりますので、本協議会への貴府（院、所、省）及び所管独立行政法人等の御担当者へ出席していただきますよう、併せてお願い申し上げます。

記

1. 国等の契約の方針において、「国は、民営化された独立行政法人等のうち、国及び地方公共団体がその株式の過半を保有している会社に対し、国等の契約の方針を参考として、可能な限り、中小企業者の受注機会の増大のための措置を講じるよう要請する」（前文）とされたことを踏まえ、以下に掲げる会社の所管府省は、速やかに要請文書の発出等を行っていただくこと。

なお、以下に掲げる会社のほか、同様の趣旨で要請することが適当と考えられる会社等がある場合には、併せて、要請等の発出をしていただくこと。

日本郵政株式会社、株式会社日本政策金融公庫、
株式会社日本政策投資銀行、輸出入・港湾関係情報処理センター株式会社、
東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、
西日本高速道路株式会社、成田国際空港株式会社、
日本環境安全事業株式会社、関西国際空港株式会社、
東京地下鉄株式会社、首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、
本州四国連絡高速道路株式会社

2. 国等の契約の方針第1. 2. (4) ②について

「官公需相談窓口」について、所内配置図への表示や看板等掲げるなど、相談者にその存在が分かりやすいよう配慮していただくとともに、例えば、当該窓口において、受注者の従業員や下請事業者等から労働関係法令等違反の相談（違反が懸念されるものも含む。）を受けた場合などには、相談者の希望に応じ、当該申告情報を最寄りの労働基準監督機関に回付するなどの対応を行っていただくこと。

3. 国等の契約の方針第1. 3. (3) ②について

「公共サービス改革プログラム（平成23年4月行政刷新会議公共サービス改革分科会公表）」に基づく競り下げの試行を含め、各府省等が新たな調

達・契約手法の試行又は導入等を行う場合には、調達対象品目等の選定、競争参加資格や調達手続等の設定等に当たって、中小企業者の事業環境への悪影響が生じることのないようにするとともに、経済合理性に留意しつつ、積極的に中小企業者の受注機会を確保するよう努めること。また、各府省等が当該手法の評価・検証を行う場合には、過年度の調達に比して中小企業者の競争参加が増加したか、過年度の調達に競争参加していた中小企業者で参加しなかったものがどの程度あったか、当該手法の試行又は導入により中小企業者向け契約比率がどう変化したかなど、中小企業者の受注機会の確保・増大及び事業環境に与えた影響を分析し、中小企業者の受注機会の確保・増大に向けた改善に資すること。

4. 国等の契約の方針第1. 5. (2) ②について

下請代金支払遅延等防止法、独占禁止法及び労働関連法等の執行機関から発注機関に対し低入札価格調査対象案件に係る入札価格内訳書等の提供依頼があった場合には、速やかに対応を行っていただくこと。

(総務大臣宛での「また書き」の部分は下記のとおり)

また、地方公共団体を通じて事業を執行する場合には、地方公共団体に対しても、国等の契約の方針に準じて中小企業者の受注機会の増大に努めるよう周知徹底していただくとともに、地方公共団体を通じて事業を行う場合以外であっても、地方公共団体に対しまして、国等の契約の方針に準じて、中小企業者の受注機会の増大に努めていただくよう御指導くださいますことをお願いいたします。

平成23・06・27中第2号
平成23年6月28日

各都道府県知事 殿

経済産業大臣

「平成23年度中小企業者に関する国等の契約の方針」の実施について

現下の厳しい経済情勢の中で、経済収縮の悪影響を受けやすい中小企業者の受注機会を確保することは極めて重要であります。特に、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害（以下「東日本大震災」という。）は、東日本太平洋沿岸部を中心に甚大な被害をもたらし、被災した中小企業者を始め、全国の中小企業者の事業環境にも影響を与えています。

このような認識の下、本日、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第4条の規定に基づき「平成23年度中小企業者に関する国等の契約の方針（以下「国等の契約の方針」という。）」が閣議決定されました。この中で、本年度の官公需における中小企業者向けの契約目標額については、3兆7,915億円とするとともに、官公需総額に占める中小企業者向けの契約目標比率を56.2%といたしました。また、この目標達成に向けて、東日本大震災の被災地域等の中小企業者に対する配慮や、調達・契約手法の多様化における中小企業者への配慮を始めとする中小企業者が受注し易い発注とする工夫などの措置を盛り込んだところであります。

官公需法第7条においては、地方公共団体においても国の施策に準じて努力すべき旨定められており、かねてから格別の御配慮を頂いているところでありますが、貴（都道府県）におかれましては、厳しい経済情勢を踏まえ、国等の契約の方針に準じて、地域の実情に応じ必要な場合には中小企業者に関する契約の方針を策定するなど中小企業者の受注機会の増大に努めていただくよう要請します。

また、国等の契約の方針では、国等が官公需に係る中小企業者の受注機会の増大のために推進する措置の一つとして「官公需適格組合等の活用」を規定しており、発注機関別官公需適格組合への契約実績を公表するとともに、発注機

関に対し当該制度の一層の周知に努めることとしております。貴（都道府県）におかれましても、官公需適格組合の活用を含め、中小企業者の受注機会の増大のための措置に積極的に取り組まれるようお願いいたします。

なお、貴（都道府県）下の政令指定都市、特別区（東京都のみ）及び特定市（人口10万人以上の市）宛てには、当職より別途通知しておりますが、加えて、貴職から、各市（区）町村に対し、上記の趣旨を周知いただきますとともに、その際、各契約担当窓口に至るまで徹底されますよう特段の御配慮をお願いいたします。

※

当省におきましては、地方経済産業局の主催で、国等の地方支分部局及び地方公共団体の契約担当者等を対象として、国等の契約の方針の周知を目的とした「官公需確保対策地方推進協議会」を全都道府県で開催する予定としておりますので、本協議会への貴（都道府県）及び各市（区）町村の御担当者の出席を推奨していただきますよう、併せてお願い申し上げます。

（国及び地方公共団体がその株式の過半を保有している会社に関係する都府県宛ては、※の箇所に下記を挿入）

また、国等の契約の方針の前文に記されているとおり、「国は、民営化された独立行政法人等のうち、国及び地方公共団体がその株式の過半を保有している会社に対し、国等の契約の方針を参考として、可能な限り、中小企業者の受注機会の増大のための措置を講じるよう要請する」こととしておりますが、以下に掲げる会社の株主であります貴（都府県）におかれましても、上記の趣旨を御理解の上、御協力していただきますようお願い申し上げます。

関西国際空港株式会社、東京地下鉄株式会社、首都高速道路株式会社、
阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社

平成23・06・27中第2号
平成23年6月28日

政令指定都市、特別区及び特定市
(人口10万人以上の市)の長 殿

経済産業大臣

「平成23年度中小企業者に関する国等の契約の方針」の実施に
ついて

現下の厳しい経済情勢の中で、経済収縮の悪影響を受けやすい中小企業者の受注機会を確保することは極めて重要であります。特に、平成23年3月1日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害(以下「東日本大震災」という。)は、東日本太平洋沿岸部を中心に甚大な被害をもたらし、被災した中小企業者を始め、全国の中小企業者の事業環境にも影響を与えています。

このような認識の下、本日、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和41年法律第97号)第4条の規定に基づき「平成23年度中小企業者に関する国等の契約の方針(以下「国等の契約の方針」という。)」が閣議決定されました。この中で、本年度の官公需における中小企業者向けの契約目標額については、3兆7,915億円とするとともに、官公需総額に占める中小企業者向けの契約目標比率を56.2%といたしました。また、この目標達成に向けて、東日本大震災の被災地域等の中小企業者に対する配慮や調達・契約手法の多様化における中小企業者への配慮を始めとする中小企業者が受注し易い発注とする工夫などの措置を盛り込んだところであります。

官公需法第7条においては、地方公共団体においても国の施策に準じて努力すべき旨定められており、かねてから格別の御配慮を頂いているところでありますが、貴市(区)におかれましては、厳しい経済情勢を踏まえ、国等の契約の方針に準じて、地域の実情に応じ必要な場合には中小企業者に関する契約の方針を策定するなど中小企業者の受注機会の増大に努めていただくよう要請します。

また、国等の契約の方針では、国等が官公需に係る中小企業者の受注機会の増大のために推進する措置の一つとして「官公需適格組合等の活用」を規定し

ており、発注機関別官公需適格組合への契約実績を公表するとともに、発注機関に対し当該制度の一層の周知に努めることとしております。貴市（区）におかれましても、官公需適格組合の活用を含め、中小企業者の受注機会の増大のための措置に積極的に取り組まれるようお願いいたします。

なお、貴市（区）各部局の契約御担当者に対し、上記の趣旨を徹底されますよう特段の御配慮をお願いいたします。

※

当省におきましては、地方経済産業局の主催で、国等の地方支分部局及び地方公共団体の契約担当者等を対象として、国等の契約の方針の周知を目的とした「官公需確保対策地方推進協議会」を全都道府県で開催する予定としておりますので、本協議会への貴市（区）の御担当者の出席を推奨していただきますよう、併せてお願い申し上げます。

（国及び地方公共団体がその株式の過半を保有している会社に関係する市宛ては、※の箇所下記を挿入）

また、国等の契約の方針の前文に記されているとおり、「国は、民営化された独立行政法人等のうち、国及び地方公共団体がその株式の過半を保有している会社に対し、国等の契約の方針を参考として、可能な限り、中小企業者の受注機会の増大のための措置を講じるよう要請する」こととしておりますが、以下に掲げる会社の株主であります貴市におかれましても、上記の趣旨を御理解の上、御協力していただきますようお願い申し上げます。

関西国際空港株式会社、東京地下鉄株式会社、首都高速道路株式会社、
阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社

2. 官公需総合相談センターについて

官公需総合相談センターについて

平成22年7月
中小企業庁

1. 官公需総合相談センターの設置

民需が未だ低調な中、官公需に新たな仕事を求める中小企業者も多いと考えられるが、手続きがよく分からないなど、市場参入を躊躇する場合も多く見られる。

このため、中小企業者からの官公需に関する、例えば、官公需契約への参加の仕方、どのような官庁でどのような発注が行われているか、現在参加可能な入札案件はあるか、官公需適格組合証明の申請方法、などの相談に気軽に応じ、各種の官公需に関連する情報を提供しつつ、適切な支援等を行う窓口（官公需総合相談センター）を、全国の中小企業団体中央会に設置することとする。

2. 官公需総合相談センターの業務

(1) 官公需に関連する情報の提供、相談への対応等

官公需に関連する情報を、中小企業者又は発注機関等からの求めに応じ提供する。具体的には、次の業務を行う。

- ① 官公需に関連する情報を、面談、電話、メール等により中小企業者に提供する。
- ② 官公需に係る仕事探しの方法や実際の発注情報の有無、入札参加資格の取得等に関し、面談、電話、メール等により中小企業者の相談に応じる。
- ③ 官公需に関連する情報を、国・独立行政法人等の地方支分部局等の発注機関、官公需施策を実施する行政機関等からの求めに応じ、提供する。

(2) 官公需に関連する情報の収集

官公需に関連する情報を、国・独立行政法人等の地方支分部局等の発注機関、官公需施策を実施する行政機関、官公需適格組合を始めとした中小企業者等から収集する。

なお、官公需に関連する情報とは、主として次のものをいう。

- ① 発注情報（官公需情報ポータルサイトによる検索情報を含む。）
- ② 発注計画情報
- ③ 落札情報
- ④ 入札制度情報及び競争参加資格申請受付情報
- ⑤ 官公需の受注環境に関する情報
- ⑥ 官公需適格組合制度を始めとした官公需施策に関する情報
- ⑦ その他、中小企業者の官公需の受注機会の増大に関連する情報

(参考)

官公需総合相談センター一覧

組織名	担当部署名	〒	所在地	電話
北海道中小企業団体中央会	連携支援部	060-0001	札幌市中央区北1条西7丁目プレスト1・7	011-231-1919
青森県中小企業団体中央会	連携支援部連携支援1課	030-0802	青森市本町2-9-17青森県中小企業会館内	017-777-2325
岩手県中小企業団体中央会	連携支援部	020-0023	盛岡市内丸14-8県米連ビル内	019-624-1363
宮城県中小企業団体中央会	連携推進部	980-0011	仙台市青葉区上杉一丁目14-2	022-222-5560
秋田県中小企業団体中央会	総務部調査広報課	010-0923	秋田市旭北錦町1-47秋田県商工会館内	018-863-8701
山形県中小企業団体中央会	支援部	990-8580	山形市城南町1-1-1霞城セントラル14F	023-647-0360
福島県中小企業団体中央会	事業支援課	960-8053	福島市三河南町1-20コラッセふくしま会館内	024-536-1264
茨城県中小企業団体中央会	連携支援部特定支援課	310-0801	水戸市桜川2-2-35	029-224-8030
栃木県中小企業団体中央会	事業管理部	320-0806	宇都宮市中央3-1-4栃木県産業会館3F	028-635-2300
群馬県中小企業団体中央会	総務部情報課	371-0026	前橋市大手町3-3-1群馬県中小企業会館内	027-232-4123
埼玉県中小企業団体中央会	組合支援部	330-8669	さいたま市大宮区桜木町1-7-5大宮ソニックシティ9F	048-641-1315
千葉県中小企業団体中央会	商業連携支援部	260-0026	千葉市中央区千葉港4-2千葉県中小企業会館内	043-306-3284
東京都中小企業団体中央会	振興課	104-0061	東京都中央区銀座2丁目10番18号東京都中小企業会館7階	03-3542-0040
神奈川県中小企業団体中央会	組織支援部組織運営支援チーム	231-0015	横浜市中区尾上町5-80神奈川中小企業センター9F	045-633-5131
新潟県中小企業団体中央会	工業振興課	951-8133	新潟市中央区川岸町1-47-1新潟県中小企業会館内	025-267-1100
長野県中小企業団体中央会	連携支援部支援課	380-0936	長野市中御所岡田131-10長野県中小企業指導センター4F	026-228-1171
山梨県中小企業団体中央会	連携支援部連携支援課	400-0035	甲府市飯田2-2-1山梨県中小企業会館内	055-237-3215
静岡県中小企業団体中央会	連携組織課	420-0853	静岡市葵区追手町44-1静岡県産業経済会館内	054-254-1511
愛知県中小企業団体中央会	振興部	460-0002	名古屋市中区丸の内2-4-7愛知県産業貿易館西館2F	052-229-0044
岐阜県中小企業団体中央会	広報チーム	500-8384	岐阜市藪田南5-14-53岐阜県県民ふれあい会館8F	058-277-1100
三重県中小企業団体中央会	企画振興課	514-0004	津市栄町1-891三重県合同ビル内	059-228-5195
富山県中小企業団体中央会	調査連携推進グループ	930-0083	富山市総曲輪2-1-3富山商工会議所ビル内	076-424-3686
石川県中小企業団体中央会	情報企画課	920-8203	金沢市鞍月2-20石川県地場産業振興センター新館5F	076-267-7711
福井県中小企業団体中央会	総合支援課	910-0005	福井市大手3-7-1織協ビル内	0776-23-3042
滋賀県中小企業団体中央会	指導課	520-0806	大津市打出浜2-1コロボしが21 5F	077-511-1430
京都府中小企業団体中央会	連携支援課	615-0042	京都市右京区西院東中水町17京都府中小企業会館内	075-314-7131
奈良県中小企業団体中央会	業務第1部	630-8213	奈良市登大路町38-1奈良県中小企業会館内	0742-22-3200
大阪府中小企業団体中央会	労政調査部調査広報課	540-0029	大阪市中央区本町橋2-5マイドームおおさか6F	06-6947-4372
兵庫県中小企業団体中央会	広報・情報支援部広報・情報支援課	650-0011	神戸市中央区下山手通4-16-3兵庫県民会館内	078-331-2045
和歌山県中小企業団体中央会	情報総務部情報総務課	640-8152	和歌山市十番丁19Wajima十番丁4F	073-431-0852
鳥取県中小企業団体中央会	連携組織部広報労働課	680-0845	鳥取市富安1-96中央会館内	0857-26-6671
島根県中小企業団体中央会	組織振興課	690-0886	島根県松江市母衣町55番地4	0852-21-4809
岡山県中小企業団体中央会	組織支援課	700-0817	岡山市北区弓之町4-19-20岡山県中小企業会館2F	086-224-2245
広島県中小企業団体中央会	情報調査部	730-0011	広島市中区基町5-44	082-228-0926
山口県中小企業団体中央会	連携・創業支援班	753-0074	山口市中央4-5-16山口県商工会館6F	083-922-2606
徳島県中小企業団体中央会	組織支援課	770-8550	徳島市西新町2-5徳島経済センター内	088-654-4431
香川県中小企業団体中央会	事業振興部	760-8562	高松市福岡町2-2-2-401香川県産業会館内	087-851-8311
愛媛県中小企業団体中央会	指導支援部	791-1101	松山市久米窪田町337-1テクノプラザ愛媛3F	089-955-7150
高知県中小企業団体中央会	連携振興課	781-5101	高知市布師田3992-2高知県中小企業会館内	088-845-8870
福岡県中小企業団体中央会	産業支援課	812-0046	福岡市博多区吉塚本町9番15号福岡県中小企業振興センター9階	092-622-8780
佐賀県中小企業団体中央会	総務労働部	840-0831	佐賀市松原1-2-35佐賀商工会館内	0952-23-4598
長崎県中小企業団体中央会	業務推進課	850-0031	長崎市桜町4-1長崎商工会館9F	095-826-3201
熊本県中小企業団体中央会	指導部指導1課	860-0801	熊本市安政町3-13熊本県商工会館内	096-325-3255
大分県中小企業団体中央会	組織支援2課	870-0026	大分市金池町3-1-64大分県中小企業会館内	097-536-6331
宮崎県中小企業団体中央会	連携企画課	880-0013	宮崎市松橋2-4-31宮崎県中小企業会館内	0985-24-4278
鹿児島県中小企業団体中央会	情報調査課	892-0821	鹿児島市名山町9-1鹿児島県産業会館内	099-222-9258
沖縄県中小企業団体中央会	組織支援部連携組織課	901-0152	那覇市宇小祿1831-1沖縄産業支援センター605	098-859-6120

組織名	担当部署名	〒	所在地	電話
全国中小企業団体中央会	政策推進部	104-0033	東京都中央区新川1-26-19全中・全味ビル	03-3523-4902

3. 分離・分割発注に係る適切事例

分離・分割発注に係る適切事例

発注機関が分離・分割発注を的確に運用し活用していくための効率的な分離・分割発注事例を紹介します。

【分離発注事例】

- 事例 1. 建築工事、給排水工事、電気工事を分離発注した事例
～県営住宅（愛宕住宅）の建設工事～
- 事例 2. ビルメンテナンス業務を分離発注した事例
～福岡国税局管内税務署建物環境衛生管理業務～
- 事例 3. 電子決裁等のシステム開発を分離発注した事例
～長崎県情報政策課のシステム開発～
- 事例 4. デザイン、製作、配送を分離発注した事例
～ユニバーサル技能五輪国際大会懸垂幕・横断幕作成業務～

【分割発注事例】

- 事例 5. 労働者派遣業務を業務ごとに分割発注した事例
～所得税確定申告の処理事務に係る労働者派遣業務～
- 事例 6. 地デジ対応テレビ等を分割発注した事例
～公共施設等地上デジタル化推進事業～
- 事例 7. 外構工事、駐車場整備工事等を分割発注した事例
～静岡県牧之原市相良総合センター外構工事～
- 事例 8. 農業用水路、排水路、農道整備工事を分割発注した事例
～経営体育成基盤整備事業～

事例 1

県営住宅（愛宕住宅）の建設工事

1. 調達物・調達内容の概要

【工事概要】

- ・鉄筋コンクリート造7階建 49戸
- ・建設面積：653.45 m² 延床面積 3,259.73 m²
- ・工期：平成24年度（発注は平成23年度）
- ・工事総額：567,800,000円

【分離発注の内容】

工事区分	落札業者	契約額
建築工事	中小企業	415,000,000円
給排水工事	中小企業	100,300,000円
電気工事	中小企業	52,500,000円

2. 分離発注が採用された背景、理由

愛知県では、「愛知県公共工事発注方針」を定め、地元建設業者の活用により、円滑かつ効率的な施行が期待できる工事について、コスト削減の要請を踏まえながら、分離・分割発注を行うこととしており、これに基づき本工事を分離発注することとした。

3. 分離発注の手順、方法

いずれの工事区分においても、県内に営業所を置く事業者による事後審査方式一般競争入札により実施した。

4. 分離発注の効果

専門工業者に発注することにより、それぞれの専門性を活かした質の高い施行を期待している。

事例 2

福岡国税局管内税務署建物環境衛生管理業務

1. 調達物・調達内容の概要

福岡国税局管内税務署のうち、建物延べ面積3,000㎡以上の建築物について、その衛生的環境を確保するために実施する業務（ビル管理：空気環境衛生・作業環境・貯水槽・排水槽・飲料水の管理、定期清掃、害虫防除管理）。

2. 分離発注が採用された背景、理由

- ①当案件については、毎週行う検査業務や2か月に1度行わなければならない検査業務等であることから、1年間を通じて各税務署（5署）へ労働者を配置できる業者は限られること
- ②分離発注することにより、地方の業者の参入が見込まれること
- ③3県に跨って業務を遂行することにより、単価の増加が見込まれること。

3. 分離発注の手順、方法

各署から清掃内容や清掃場所等に関する意見集約を行った上で、会計課においてブロックごとの仕様書を作成し、一般競争入札により行っている。

4. 分離発注の効果

3ブロックに分離しているが、いずれのブロックにおいても複数の業者が応札しており、競争性の確保に繋がっている。

事例3

長崎県情報政策課のシステム開発

1. 調達物・調達内容の概要

知事からのミッションによって電子県庁を構築するための新たなコンピュータシステムの開発を開始。現在までのところ、電子決裁システムのほか、旅費申請や職員宿舎の入退居システムなど庁内事務に必要なシステム開発を行っている。

2. 分離発注を採用した背景、理由

電子県庁の構築に必要とされていた開発費の抑制を実現するとともに、IT分野における地元中小企業を育成するため、システム開発における分離発注方式を行った。

3. 分離発注の手順、方法

長崎県では、まず職員自らが、開発するシステムの備えるべき機能を明確化する作業を行っている。機能を明確にした後、外部の専門家の協力を得てシステムを開発するための詳細な設計仕様書を作成した。

この設計仕様書は、必要となる機能ごとに分離して作成されており、この設計仕様書に基づいて機能ごとに分離発注を実施している。このような手順に従って開発した電子決裁システムの場合、コマンドツールやPDF書類の作成などの機能ごとに、合計7件の入札を実施し、システムの開発を行った。

(参考) 詳細設計仕様書作成までの手順

4. 分離発注の効果

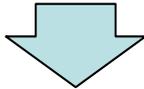
- (1) 発注する側がシステムの内容を十分に把握することにより、開発した特定の企業への依存などの弊害を回避する効果があった。
- (2) 設計仕様書を詳細に作成することで、業務内容を明確にし、中小企業が入札に参加しやすくなる効果を生んだ。加えて、既成のパッケージソフトへの依存をなくし、システムをオープンにすることで、多くの企業の入札への参加を促すことが可能となった。
- (3) システム開発をこのプロセスで進めることにより、職員の人件費を加味しても、総合的に開発コストの低減が図られた。

< 詳細設計仕様書作成までの手順 >

【第一段階】

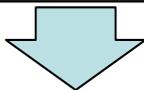
作成するシステムの画面デザインを
職員自ら構想を練って明確化する。

構想が出来上がったら
Webデザイナー等に依頼し
画面デザインを作成する。



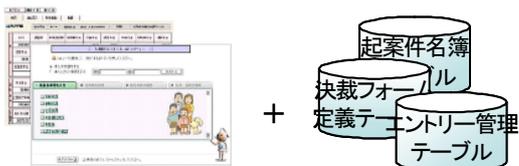
【第二段階】

画面デザインが完成したら
SE等に依頼しデータベースの
テーブル・フォーマットを作成
する。



【第三段階】

画面デザインとデータベースが完成したら
SEに依頼し設計仕様書を作成委託する。



< 分離発注 >



システムの機能ごとに数種類に分け、
入札による分離発注を実施

事例4

ユニバーサル技能五輪国際大会懸垂幕・横断幕作成業務

1. 調達物・調達内容の概要

静岡県で開催された「2007年ユニバーサル技能五輪国際大会（「技能五輪国際大会」と「国際アビリンピック」を史上初めて同時開催したもの）」の認知促進のための懸垂幕・横断幕作成業務（デザイン業務、製作業務、配送業務）における分離発注事例。

2. 分離発注が採用された背景、理由

通常、懸垂幕・横断幕を作成する際には、印刷業者や広告代理店などへの一括発注が多いが、当該案件は国際的イベントに伴う案件であり、その認知度を高める懸垂幕・横断幕には、豊富な経験に裏打ちされた高度なデザイン力が必要であった。さらに、製作枚数が多いため、製作、配送についてもそれぞれ高い専門性を有する業者に発注を行う必要があった。加えて、イベントの趣旨からも、障害者雇用に積極的な企業に依頼することが望まれ、短い納期で完了する必要があり分離して発注することが適当と判断した。

3. 分離発注の手順、方法

品質が重要視されるデザイン業務については、経験技術で勝るデザイナーに依頼。製作業務については、入札参加資格を有し、障害者雇用に積極的な企業、官公需適格組合の中から決定。発送業務については、単価契約事業者を活用した。

4. 分離発注の効果

予算の範囲内で十分な効果を上げることが出来た。
地元事業者に発注することにより、十分な打合せを行うことで高い品質の結果がえられるとともに、打合せ費用のコストを削減できた。
県内中小企業者、特に障害者雇用に積極的な事業者を選定することでイベントの開催趣旨に沿うことが出来た。

所得税確定申告書等の処理事務に係る労働者派遣業務

1. 調達物・調達内容の概要

- ①申告会場に設置するパソコンを使用し、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」サイトを利用し、申告書の作成及び送信を行う複数の者に対し実施する操作指導(申告書の作成及び送信に係るパソコンの操作補助を含む。)
 - ②申告書等の整理及び税務署内に設置するパソコン等端末機器を使用してのデータ入力事務
 - ③申告書の発送、收受、分離及び補完事務の補助事務
 - ④申告会場の受付及び案内事務
 - ⑤その他申告業務に関連する作業の補助事務
- 以上の業務内容について、福岡ブロック、北九州・筑豊ブロック、筑後ブロック、佐賀・長崎ブロックの4ブロックに分割発注している事例。

2. 分割発注が採用された背景、理由

- ①当案件については、各税務署における業務であることから、労働者数が多大(300~500名程度)であり、それだけの労働者を確保している業者は限られること
- ②分離発注することにより、地方の業者の参入が見込まれること
- ③3県に跨って業務を遂行することにより、単価の増加が見込まれること。

3. 分割発注の手順、方法

関係課より各ブロックごとの仕様書の提出を受け、会計課において各ブロックごとに一般競争入札を行っている。

4. 分割発注の効果

1ブロック(佐賀・長崎ブロック)を除いた3ブロックにおいては複数の業者が応札しており、競争性の確保に繋がっている。

事例 6

公共施設等地上デジタル化推進事業

1. 調達物・調達内容の概要

徳島県では、平成23年7月のテレビ放送完全デジタル化を控え、県本・支庁舎、県立施設のテレビ受像機のデジタル化のための、地デジ対応テレビ・地デジチューナーの調達及びアナログ機処分。

テレビ=965台、チューナー=169台 計=1,134台

2. 分割発注を採用した背景、理由

納入時のアンテナ接続・初期設定等の施工、現有機の引き取り・処分、納入後の修理依頼や操作指導などを要することや、納入コストなどの価格面の有利性など、各庁舎・県立施設の近隣業者から調達することが総合的に有利と考えられること、地域に根ざした取扱業者に幅広く受注機会を分配することによる地域経済活性化への配慮から、できるだけ「街の電気屋さん」的規模の家電取扱業者を対象とする調達方法とした。

3. 分割発注の手順、方法

本・分庁舎については部局単位、県立施設については所在エリア(郡市町村単位など)を基本として、25の調達案件に分割し、各々平均5者程度の県登録業者を指名し、競争入札を実施した。

4. 分割発注の効果

通常は、これほどの細分化した発注は、業務量の増大を伴うため、あまり行うことはないが、この調達に関しては、事業の趣旨に併せて、「地域経済の活性化」をもう一つの主眼とし、あえて細分化することとした。

普段、発注機会の少ない家電取扱業者、特に小規模の家電店に幅広く発注することにより、疲弊著しい地域経済の活性化の一助となった。

静岡県牧之原市相良総合センター外構工事

1. 工事の概要

静岡県牧之原市相良総合センター外構工事

- ①工事場所 静岡県牧之原市相良総合センター
- ②工事内容 全体工事面積：11,074 m²
土木工事、給排水工事、舗装工事、建物周辺外構工事、擁壁工事、植栽工事他一式
- ③工 期 平成18年7月20日～平成19年3月30日

2. 分割発注を採用した背景、理由

外構工事の内容は、建物周辺工事（イベント広場、車寄せ、エントランス等）と駐車場工事に大きく区分されるが、いずれも難易度の高い工事でないこと、工期が短いため分割して工事を行うことが適当と判断した。分割に当たっては、建物の施工の効率を考慮したうえで3分割が適当と判断した。

3. 分割発注の手順、方法

入札方式：指名競争入札他

参加資格：市内及び近傍に本店又は支店が所在する地元中小企業及び地元中小企業者を含むJV

<工 区>	<工事内容>	<落札業者>	<契約額>
A工区	車寄せ・エントランス	県内中小企業	40百万円
B工区	駐車場	県内中小企業	57百万円
C工区	建物周辺外構工事	県内業者他JV	45百万円
合 計			142百万円

建物本体との関連性が高いC工区以外は、工事現場近傍の市町に所在する業者を基準に選定した。

4. 分割発注の効果

分割発注することにより、短期間で施工する必要がある条件をクリアできたと共に、分離したことで、それぞれの施工業者と綿密な打合せ等を行うことにより相互理解が深められ、発注者の意図する施工が実現できた。

また、地元中小企業者の受注が可能となった。

経営体育成基盤整備事業

1. 工事の概要

- ①工事名 中瀬川南地区ほ場整備工事
 ②工事場所 三重県伊賀市西明寺
 ③工事概要 整地工事面積＝8.1ha、道路工事距離＝926.0m、
 用水路工事距離＝1,052.7m、排水路工事距離＝1,466.0m、
 排水路護岸工事距離＝1,250.0m、農道橋下部工事一式
 水管橋下部工事一式 水管橋上部工事一式
 ④工期 平成18年9月29日～平成19年3月20日（約172日間）
 ⑤総事業費 190,575,000円（消費税込み）

経営体育成基盤整備事業（旧ほ場整備事業）とは、ほ場（水田）の一枚一枚に用水路、排水路、農道を配置し、区画を大きく整形することで効率的な農作業と生産性の高いほ場を造成する事業である。将来の担い手を睨み、大型機械が導入できるような水田とする狙いがある。

2. 分割発注が採用された背景、理由

中瀬川南地域に係る河川には漁業権があり、施工は漁期外の10月1日から翌年3月20日の間で行わなければならないという制約があった。

個人が所有する財産である農地を預かり、換地により整備する事業であるため、施工品質の均一性を確保する必要があった。

このような観点から2分割することが適当と判断した。

3. 分割発注の手順、方法

入札方式は、公募型指名競争入札方式とした。指名業者数については応募者が12者を超える場合は、提出された公募型指名競争入札審査基準の評価項目届出書を審査のうえ、評価点合計の上位12者を指名することとなっている。A工区、B工区ともに12者を超えて応募があり、審査の結果12者を入札参加者として指名し競争入札を実施した。その結果、中小企業が下記のとおり落札した。

全額消費税込み

区分	応募者数	指名業者数	落札価格
A工区	14者	12者	95,025,000円
B工区	14者	12者	95,550,000円
合計	—	—	190,575,000円

4. 分割発注の効果

適切な規模に分割したことにより、漁業組合との協議により設定された漁期外で工事の施工を行うことができ、施工品質の均一性を保つことができた。

また、工事の完了後、地盤沈下等が生じる場合があるが、地元業者が受注したことによって、メンテナンス等に速やかな対応が可能となった。

4. 「昭和44年度中小企業者に関する国等の契約の方針」に基づく発注計画の作成および官公需事務に関する体制の整備について

44 企 庁 第 1358 号
昭和 44 年 10 月 9 日

各省事務次官 殿

中小企業庁長官

昭和44年9月12日の閣議において決定された「昭和44年度中小企業者に関する国等の契約の方針」のⅡの(1)に定める発注計画および同(5)に定める官公需事務に関する体制の整備に関しては、次の要領により実施することと致したいので、ついては、貴省（院、所、府）および貴管下庁、地方支分部局、公社、公団等においてその円滑な実施が図られるよう特段のご配慮をお願いします。

~~~~~  
別紙

「昭和44年度中小企業者に関する国等の契約の方針」に基づく発注計画の作成および官公需事務に関する体制の整備について

「昭和44年度中小企業者に関する国等の契約の方針」（昭和44年9月12日閣議決定）のⅡの(1)に定める発注計画および同(5)に定める官公需事務に関する体制の整備については次の要領により実施することとする。

記

##### 1. 発注計画の作成について

(1) 国等が作成する中小企業官公需特定品目に関する発注計画については、決定された予算額等により、別紙様式に従い、毎年年度当初までに（ただし、昭和44年度分については11月末日までに）これを作成し、同発注計画の内容に関し、国等に対し中小企業団体中央会および共同受注体制の整備されている事業協同組合等として通商産業局長が証明した組合等（適格組合）からその提供方につき要望が行なわれたときは、これを提供するものとする。

(2) 上記(1)による発注計画の作成は、支出官（公社、公団においてはこれらに準ずる役職をいう。以下同じ。）を置いている部局ごとに行なうものとする。ただし、2の(1)ただし書に該当する場合には、総括的権限を有する部局において、当該部局の管下にある部局について、まとめて作成することができるものとする。

##### 2. 官公需事務に関する体制の整備について（略）

~~~~~

昭和 年度官公需発註計画

国等の部局名：

品名	調 達 予 定							発注1回 当り平均 発注数量	品質上特 に要求さ れる条件 等	中小企業 の受注の 可能性	中小企業 が受注で きないと 思われる 主な理由	備 考
	数量	金額 (万円)	規 格 仕様等	入 札 方 法	時 期	入 札 場 所	納 入 場 所					

(注) (1) 本発註計画は(2)に例示した品目ごとに記入すること。

(2) 中小企業官公需特定品目にはそれぞれ該当する品名を例示したが、これ以外に該当する品目があれば、その分を含め記入すること。

(中小企業官公需特定品目)

(例 示)

- | | |
|---------------------------|------------------|
| 1) 織 物 | 綿スフ、毛織物 |
| 2) 外衣・下着類 | 制服、作業衣、雨衣、外衣、下着服 |
| 3) 繊維製品 | 手袋、クツ下、メリヤス製品 |
| 4) 家 具 | 鋼製家具、木製家具 |
| 5) 機械すき和紙 | トイレットペーパー、和紙 |
| 6) 印 刷 (1件50万円以上の活版印刷に限る) | |
| 7) 潤滑油 (グリースを含む) | |

(3) 同一品名にて規格または入札方法が異なる場合には異なる区分ごとに記入すること。

(編者注) 中小企業官公需特定品目は、事務用品、台所・食卓用品及び再生プラスチック製製品の3品目が追加になっている。

5. 公共工事コスト縮減対策に関する新行動指針（抄）

公共工事コスト縮減対策に関する新行動指針（抄）

平成12年9月1日
公共工事コスト縮減対策
関係閣僚会議決定

第1 基本的考え方

2. 新指針の考え方

このような現状を踏まえ、現下の状況を鑑みるに、これまでの公共工事コスト縮減施策により一定の成果が得られたものの、依然として厳しい財政事情の下で引き続き社会資本整備を着実に進めていくことが要請されていること、また、これまで実施してきたコスト縮減施策の定着を図ることや新たなコスト縮減施策を進めていくことが重要な課題となっている。

また、今後に向けては、工事コストの低減だけでなく、工事の時間的コストの低減、施設の品質の向上によるライフサイクルコストの低減等についても取り組むべき重要な課題となっていることから、これらも含めた総合的なコスト縮減を図っていく必要がある。

さらに、「行政コスト削減に関する取組方針」（以下「取組方針」という。）が平成11年4月27日に閣議決定されており、公共工事のコスト縮減についても、取組方針の一環のものとして位置付けられているところである。

したがって、取組方針の下、今後引き続き、地方、民間の主体的な取り組みを含めて各省庁が一致協力して総合的に公共工事のコスト縮減に取り組むこととし、平成12年度以降の新たな「公共工事コスト縮減対策に関する新行動指針」（以下「行動指針」という。）を策定する。

なお、行動指針の目標期間は、平成12年度から、取組方針の最終年度である平成20年度末とする。

第2 具体的措置

3. 具体的施策 （1）工事コストの低減

2) 工事発注の効率化等

b. 適切な発注ロットの設定

中小企業者の上位ランク工事への参入機会の拡大など、中小企業の受注機会の確保に配慮しつつ適切に発注ロットを設定する。また、事業箇所の重点化等により投資の重点化を図る。

（施策事例）

- ・ 中小企業の受注機会の確保に配慮しつつ、適切な発注ロットの設定を推進
- ・ 地方公共団体に対する国と同様の取り組みの要請

6. 官公需適格組合の証明及び競争契約参加資格申請書の内容確認要領

〔 61 企 庁 第 834 号 〕
〔 昭 和 61 年 6 月 9 日 〕

最終改正 平成13・02・15中庁第1号 平成13年2月27日

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（以下「官公需法」という。）第3条に基づき、国等の契約を締結するに当たって発注機関の事業協同組合等の積極的活用を図るための便宜に供するため、下記の要領により官公需適格組合の証明（以下単に「証明」という。）及び競争契約参加資格申請書の内容確認を行うものとする。

記

1. 官公需適格組合の証明

(1) 対象組合

ア. 証明の対象組合は、官公需法第2条第1項第4号に規定する組合とする。

イ. 次に掲げる組合は、証明を受けることができない。

- ① 設立後1年を経過しない組合
- ② 定款によりその行おうとする共同受注の対象事業についての関係法令に基づく許可、認可、登録又は届出を要する場合に、当該許可等を受けていない組合
- ③ その直接又は間接の構成員たる事業者の3分の1以上が大企業又は大企業若しくはその役員から当該事業者の発行済株式の総数の2分の1以上の出資を受けている等大企業からその事業活動について実質的に支配を受けていると認められる中小企業者であるもの
- ④ (3)一クの規定により証明を取り消され、その取り消しの日から2年を経過しない組合

(2) 証明区分及び証明基準

ア. 証明は、

- ① 物品の納入、製造の請負又は役務の提供（以下「物品納入等」という。）
- ② 工事（建設業法第2条第1項の建設工事をいう。以下同じ。）の請負（以下「工事」という。）の別に行う。

イ. 証明基準は物品納入等に係る組合については別表1，工事に係る組合については別表2のそれぞれの左欄に掲げるとおりとする。

(3) 証明及び申請の手續

ア. 事実確認の申請

申請組合は、

- ① 物品納入等に係る証明の取得を希望する組合にあつては、様式1による証明申請書2通（正1通、副1通）に別表1の右欄に掲げる添付書類各2通を添え、証明の申請を経済産業局（沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）に行おうとする日の10日前までに、

- ② 工事に係る証明の取得を希望する組合にあつては、様式2による証明申請書2通（正1通、副1通）に別表2の右欄に掲げる添付書類各2通を添え、証明の申請を経済産業局に行おうとする日の20日前までに、その主たる事務所の所在する都道府県の中小企業団体中央会（以下「中央会」という。）に提出する。

イ. 事実確認等

- ① 中央会は、証明申請書及び添付書類の記載事項が真正であると確認した場合には、その旨申請書の下欄に記載し、当該確認済申請書を申請組合に返還する。
- ② 中央会は、①の事実確認を行う場合、別表1又は別表2のそれぞれの欄中に掲げる事項について実地の調査等を実施し、様式3によりその調査内容について経済産業局に報告する。

ウ. 証明の申請

中央会から返還をうけた確認済の証明申請書に、

- ① 物品納入等に係る証明の申請にあつては、添付書類各2通（正1通、副1通）を添えて、証明書の有効期間の始期として希望する日の20日前までに、
- ② 工事に係る証明の申請にあつては、添付書類各9通（正1通、副8通）を添えて、証明書の有効期間の始期として希望する日の30日前までに、その主たる事務所の所在する地域を管轄する経済産業局の別紙に掲げる課に提出する。

エ. 証明方法

- ① 経済産業局は、
- a) 物品納入等に係る証明申請にあつては、申請組合が証明基準に適合しているか否かについて、必要に応じ関係省庁の意見を聴いた上で審査し、適合していると認めるときは、その旨経済産業局長（沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。）が証明を行い、様式4による証明書を交付する。
- b) 工事に係る証明申請にあつては、申請組合が証明基準に適合しているかについて審査し、適合していると認めるときは、別途定める設置規定に基づき設置される官公需適格組合審査諮問委員会（以下「審査委員会」という。）の意見を聴いた上でその旨経済産業局長が証明を行い、様式5による証明書を交付する。
- ② 経済産業局及び審査委員会は①の規定による審査に当たっては、イ-②の規定に基づき中央会から当該申請組合に関し報告を受けた内容を踏まえてこれを行う。

オ. 証明の有効期間

- ① 証明の有効期間は2年間（ただし、物品納入等のうち、平成13年1月10日付けの「競争参加者の資格に関する公示」の「資格の種類及び調達する物品等の種類」に該当するものについては3年間）とし、証明書に明示する。
- ② 工事に係る証明の有効期間の始期は4月1日、7月1日、10月1日、1月1日のいずれか又は四半期ごとに経済産業局が定める場合にあつては、その定めの日とする。

- ③ 更新に係る証明を行う場合には、当該申請組合が初回に証明を受けた日から当該更新に係る証明の有効期間の始期までの継続証明期間を証明書に記入する。

カ. 報告請求・立入検査

経済産業局長は、この要領の施行に必要な限度において、官公需適格組合に対しその業務等に関し報告を求め、又はその職員に官公需適格組合の事務所に立入り必要な検査若しくは質問をさせることができる。

キ. 変更等の届出

官公需適格組合は、証明申請書に記載した事項について変更があったときは、速やかにその旨書面をもって経済産業局及び中央会に通知する。

ク. 証明の取消し

- ① 経済産業局長は、官公需適格組合が次に該当すると認めるときは、証明の有効期間内においても、証明を取り消し、証明書の変更を求めることができる。
- a) (1)ーイのいずれかに該当するに至ったとき
 - b) 証明基準に適合しなくなったと認められるとき
 - c) カの規定による報告又はケの規定による資料の提出をせず又は虚偽の報告をしたとき
 - d) カの規定による検査を拒み、妨げ若しくは忌避し又は同規定による質問に対して正当な理由がなく陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき
 - e) 不正な手段により証明を受けたとき
- ② 経済産業局長は、①の規定により工事に係る官公需適格組合に対する証明を取り消そうとするときは、あらかじめ審査委員会の意見を聴かなければならない。ただし、緊急に取り消す必要があると認められる場合はこの限りではない。その場合には、取り消した後速やかに審査委員会にその旨を報告しなければならない。

ケ. 中間資料の提出

- ① 官公需適格組合は、証明を受けてから1年を経過したときは、経過した日より1ヶ月以内に最近1年間の決算関係書類、収支予算書及び事業計画書を経済産業局及び中央会に提出しなければならない。
- ② 経済産業局は、提出を受けた決算関係書類等により官公需適格組合の実情を把握し、適宜指導することができる。
- ③ 中央会は、提出を受けた決算関係書類等により官公需適格組合の実情を把握しておく。

コ. 証明等の公表

経済産業局は、証明を行った場合又は取り消した場合には速やかにその旨を経済産業省の公報に公表する。

サ. 中小企業庁への報告

経済産業局は、証明を行った場合又は取り消した場合には、四半期ごとにそれぞれ様式6又は様式7により中小企業庁へ報告する。

(4) 発注機関からの問合せ

経済産業局は、発注機関からの問合せについては、口頭等簡易な方法により処理することができる。

2. 競争契約参加資格申請書内容確認

(1) 対象組合

発注機関から問合せのあった組合及び官公需適格組合の証明を受けた組合であって申請のあったもの

(2) 申請手続

組合は、様式8による競争契約参加資格申請書の内容確認申請書4通（正1通、副3通）に官公需適格組合証明書の写し1通、審査対象組合の決算書類4通及び事業計画書4通を添付して、中央会に提出する。

(3) 内容確認

中央会は、(2)の内容確認申請書に添付された競争契約参加資格申請書の記載事項が真正であると認めた場合には、その旨当該申請書の下欄に記載し、当該確認済申請書を申請組合に返還する。

(4) 発注機関からの問合せ

中央会は、発注機関からの問合せについて口頭等簡易な方法により処理することができる。

附則

1 本要領は、昭和61年7月1日から施行する。

2 昭和42年9月30日付け42企庁第1389号「官公需適格組合の証明及び競争契約参加資格申請書の内容確認要領」は昭和61年6月30日をもって廃止する。

附則（平成7年10月27日付け7企庁第1562号）

この改正は、平成7年10月27日から施行する。

附則（平成10年3月26日付け平成10・03・25企庁第1号）

この改正は、平成10年4月1日から施行する。

附則（平成12年10月27日付け平成12・10・18企庁第6号）

1 この改正は、平成13年1月6日から施行する。

2 この改正前の証明であって、この改正の際現に有効なものは、その有効期間が満了することとなる日までその効力を有する。

附則（平成13年2月27日付け平成13・02・15中庁第1号）

この改正は、平成13年4月1日から施行する。

(別表1)

証 明 基 準	
項 目	基 準
1. 共同事業の協調性・円滑性	組合の共同事業に関し、組合員の協調裡に円滑に行われていること。
2. 官公需の受注に関する熱心度	① 官公需の受注に関し、熱心な指導者がいること。 ② 国等に資格審査を申請し、審査決定を受けていること（2回目以降の申請（更新の申請を含む。以下同じ。）の場合。）。
3. 共同受注体制	① 事務局常勤役職員が2名以上いること。 ② 共同受注担当役員が定められていること。 ③ 共同受注担当役員を含めた若干名をもって構成する共同受注委員会が設置されていること。 ④ 次の内容を有する官公需共同受注規約が定められていること。 イ. 組合が受注しようとする物品等の種類及び規模 ロ. 共同受注に係る物品等についての具体的かつ公正な配分基準 ハ. 組合の役員及び共同受注に係る案件を実施した組合員が当該案件に関し連帯して責任を負う旨 ⑤ ③の共同受注委員会が適正に運営が行われ、④の共同受注規約に従って組合運営が行われていること。 ⑥ 共同受注した案件に関する検査体制が確立されていること。 ⑦ その他共同受注体制に関し問題があると認められるものではないこと。
4. 経理的基礎	① 組合運営を円滑に遂行するに足りる経常的収入があること。 ② その他経理的基礎又は金銭的信用の面で問題があると認められるものでないこと。
5. その他	① 組合又は組合員に予算決算及び会計令第71条第1項各号に該当する事実がないこと。 ② その他組合の共同事業の遂行、組合及び組合員の労働福祉の状況、社会的信用その他の面で著しい問題があると認められるものでないこと。

調 査 事 項	添 付 書 類
共同事業の遂行の状況	a. 登記簿謄本 b. 定款 c. 組合員名簿 d. 直前2年間の共同受注の経歴書 e. 直前2年間の脱退組合員名と脱退の理由 f. 事業計画書 g. 総会及び理事会の議事録
	a. 組合指導者の組合事業に関連する経歴書 b. 資格登録先及び審査決定による格付の一覧表
事務局体制の確立の状況 I. 共同受注委員会の運営の状況 II. 配分の状況 III. 実際の責任体制の確立の状況 検査体制の確立の状況	a. 組合事務所一覧表 b. 事務局役職員の一覧表（氏名及び担当業務、常勤・非常勤の有無、組合による雇用関係の有無） c. 共同受注委員会規約 d. 共同受注委員会規約制定の決議書（総会議事録） e. 共同受注委員委嘱状の写し f. 官公需共同受注規約 g. 官公需共同受注規約制定の決議書（総会議事録） h. 直前2年間の配分状況 i. 検査員委嘱書類 j. 第三者検査機関の検査受託証明書
	a. 決算関係書類 b. 収支予算書
 該当事実の有無	要領を理解する旨及び5.①の事項についての誓約書

(別表2)

証 明 基 準	
項 目	基 準
1. 共同事業の協調性・円滑性	<p>① 共同受注事業を1年以上行っており、証明申請日の前1年間において、相当程度の共同受注の実績があること。</p> <p>② 組合の定款において、組合員が自由脱退する場合の予告期間を1年としていること。</p> <p>③ 証明申請日の前1年間（2回目以降の申請（更新の場合を含む。以下同じ。）の場合にあつては2年間）において、組合と組合員とが同一の官公需の競争入札に応札したことがないこと。</p> <p>④ その他組合の共同事業に関し、組合員の協調裡に円滑に行われていること。</p>
2. 官公需の受注に関する熱心度	<p>① 官公需の受注に関し、熱心な指導者がいること。</p> <p>② 国等に資格審査を申請し、審査決定を受けていること（2回目以降の申請の場合。）。</p>
3. 共同受注体制	<p>① 事務局役職員が次のようであること。</p> <p>イ. 公共性のある工事であつて、工事1件の請負代金の額が1,500万円以上のもの（電気工事、管工事、電気通信工事又はさく井工事にあつては500万円以上）を請け負おうとする組合にあつては、事務局常勤役員が1名以上、常勤職員が2名以上おり、当該役職員のうち2名以上が技術職員であること。</p> <p>ロ. 上記以外の工事を請け負おうとする組合にあつては、事務局常勤役員が2名以上いること。</p> <p>② 組合独自の事務所を有していること。</p> <p>③ 共同受注担当役員が定められていること。</p> <p>④ 共同受注担当役員を含めた若干名をもって構成する共同受注委員会が設置されていること。</p> <p>⑤ ①のイに掲げる組合にあつては、組合の役員及び技術者が中心となり、共同受注に係る工事の施工の基本方針等についての総合的な企画及び調整を行う企画・調整委員会が設置されていること。</p>

調 査 事 項	添 付 書 類
<p>該当事実の有無</p> <p>共同事業の遂行の状況</p>	<p>a. 登記簿謄本 b. 定款 c. 組合員名簿</p> <p>d. 直前2年間の工事経歴書</p> <p>e. 直前2年間の脱退組合員名と脱退の理由</p> <p>f. 直前2年間の脱退組合員が施工を担当した工事の名称と被配分額</p> <p>g. 共同受注を希望する工事種別ごとの直前2年間の年間平均工事高</p> <p>h. 基準1－③の該当事実の有無</p> <p>i. 事業計画書</p> <p>j. 総会及び理事会の議事録（直前2年間のもの）</p>
	<p>a. 組合指導者の組合事業に関連する経歴書</p> <p>b. 資格登録先及び審査決定による格付の一覧表</p>
<p>事務局体制の確立の状況</p>	<p>a. 組合事務所一覧表</p> <p>b. 事務局役職員の一覧表（氏名及び担当業務、常勤・非常勤の有無、組合による雇用関係の有無）</p> <p>c. 建設業の経營業務の管理責任者の経歴書</p> <p>d. 技術職員の資格を証明するもの及び実務経歴</p> <p>e. 役職員の給与の源泉徴収票</p> <p>f. 組合事務所の所有又は賃借を証する書類の写し</p> <p>g. 共同受注委員会規約</p> <p>h. 共同受注委員会規約の決議書（総会議事録）</p> <p>i. 共同受注委員委嘱状の写し</p> <p>j. 企画・調整委員会規約</p> <p>k. 企画・調整委員会規約制定の決議書（総会議事録）</p> <p>l. 企画・調整委員委嘱状の写し</p>

証 明 基 準	
項 目	基 準
	<p>⑥ 次の内容を有する官公需共同受注規約が定められていること。</p> <p>イ. 組合が受注しようとする工事の種類及び規模</p> <p>ロ. 共同受注に係る工事についての具体的かつ公正な配分基準</p> <p>ハ. 組合技術職員が共同受注に係る工事の現場において、施工組合員の技術職員との密接な連絡の下に技術上の総合的な監督指導に当たる旨</p> <p>ニ. 組合の役員及び共同受注に係る工事を施工した組合員が当該工事に関し連帯して責任を負う旨</p> <p>ホ. 共同受注に係る工事を施工した組合員が脱退する場合には、当該案件に関し脱退後においても連帯して責任を負う旨の取決めを組合との間で交わす旨</p> <p>⑦ ④の共同受注委員会及び⑤の企画・調整委員会が適正に運営が行われ、⑥の共同受注規約に従って組合運営が行われていること（2回目以降の申請の場合。）</p> <p>⑧ 共同受注に係る工事に関する検査体制が確立されていること。</p> <p>⑨ その他共同受注体制に関し、問題があると認められるものでないこと。</p>
4. 経理的基礎	<p>① 組合運営を円滑に遂行するに足りる経常的収入があること。</p> <p>② 自己資本、資金調達力、欠損状況その他の観点からみて工事を履行するに足りる経理的基礎を有すると認められること。</p> <p>③ その他経理的基礎又は金銭的信用の面で問題があると認められるものでないこと。</p>
5. その他	<p>① 組合又は組合員に予算決算及び会計令第71条第1項各号に該当する事実がないこと。</p> <p>② その他組合の共同事業の遂行、組合及び組合員の労働福祉の状況、社会的信用その他の面で著しい問題があると認められるものでないこと。</p> <p>③ 官公需の受注に関し中小企業団体中央会の指導を受けていること。</p>

調 査 事 項	添 付 書 類
<p>共同事業の遂行の状況</p> <p>I. 共同受注委員会の運営の状況</p> <p>II. 企画・調整委員会の運営の状況</p> <p>III. 配分の状況</p> <p>IV. 組合の技術職員による監督・指導の状況</p> <p>V. 実際の責任体制の確立の状況、検査体制の確立の状況</p>	<p>m. 官公需共同受注規約</p> <p>n. 官公需共同受注規約制定の決議書（総会議事録）</p> <p>o. 直前2年間の配分状況</p> <p>p. 検査員委嘱書類</p>
	<p>a. 決算関係書類</p> <p>b. 収支予算書</p>
<p>該当事実の有無</p> <p>指導の状況</p>	<p>要領を理解する旨並びに1.③及び5.①の事項についての誓約書</p>

(別紙) 各経済産業局(沖縄総合事務局含む)担当課

北海道経済産業局産業部中小企業課

〒060-0808 札幌市北区北8条西2-1-1 札幌第1合同庁舎
5 011-709-1783 (直)

東北経済産業局産業部中小企業課

〒980-8403 仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎
5 022-222-2425 (直)

関東経済産業局産業部中小企業課

〒330-9715 さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館
5 048-600-0323 (直)

中部経済産業局産業部中小企業課

〒460-8510 名古屋市中区三の丸2-5-2
5 052-951-2748 (直)

近畿経済産業局産業部中小企業課

〒540-8535 大阪市中央区大手前1-5-44 合同庁舎1号館
5 06-6966-6023 (直)

中国経済産業局産業部中小企業課

〒730-8531 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館
5 082-224-5661 (直)

四国経済産業局産業部中小企業課

〒760-8512 高松市サンポート3-33
5 087-811-8529 (直)

九州経済産業局産業部中小企業課

〒812-8546 福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎
5 092-482-5447 (直)

内閣府沖縄総合事務局経済産業部中小企業課 那覇第2合同庁舎2号館

〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1
5 098-866-1755 (直)

様式 1

官 公 需 適 格 組 合 証 明 申 請 書

官公需適格組合の証明を得たく、「官公需適格組合の証明及び競争契約参加資格申請書の内容確認要領」（昭和61年6月9日付け61企庁第834号）に基づき、別記事項及び別添書類の記載事項についての事実確認及び官公需適格組合証明基準に適合していることの証明を申請します。

平成 年 月 日

(都道府県) 中小企業団体中央会 殿
(各管轄) 経済産業局長又は沖縄総合事務局長 殿

郵便番号・住所
電 話
組 合 名
代 表 者 氏 名

申請者 〃の官公需適格組合証明申請に係る記載事項については、
事実と相違ないことを確認します。

平成 年 月 日

(都道府県) 中小企業団体中央会
印

記

(1) 組合の概要

- ① 設立（登記）年月日
- ② 組合の事業
- ③ 共同受注しようとする物品納入等の種類

- ④ 組合の地区
 - ⑤ 第1回官公需適格組合証明取得年月日
 - ⑥ 組合員の資格及び組合員数（理事数）
 - ⑦ 設立後現在に至るまでの組合の組織の変遷
 - ⑧ 設立後現在に至るまでの共同事業の推移
- (2) 組合が行う共同受注事業についての許可、認可、登録又は届出
- | | | | |
|-------------|----------|------|------|
| イ. ○○○○○の許可 | 昭和 年 月 日 | 許可番号 | 行政庁名 |
| | 平成 | | |
| ロ. ○○○○○の認可 | 昭和 年 月 日 | 認可番号 | 行政庁名 |
| | 平成 | | |
| ハ. ○○○○○の登録 | 昭和 年 月 日 | 登録番号 | 行政庁名 |
| | 平成 | | |
| ニ. ○○○○○の届出 | 昭和 年 月 日 | 届出番号 | 行政庁名 |
| | 平成 | | |
- (3) 共同事業遂行に際しての紛争及び規約等の違反者の有無
 - (4) 組合指導者の氏名及び役職
 - (5) 共同受注担当役員及び共同受注委員の氏名
 - (6) 官公需共同受注規約を定めた日
昭和 年 月 日 (第 回総会)
平成
 - (7) 配分基準の要旨
 - (8) 共同受注に係る案件に関する検査体制
 - (9) 出資金の総額及び一口当たりの出資金額
- (注) 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式 2

官 公 需 適 格 組 合 証 明 申 請 書

官公需適格組合の証明を得たく、「官公需適格組合の証明及び競争契約参加資格申請書の内容確認要領」（昭和61年6月9日付け61企庁第834号）に基づき、別記事項及び別添書類の記載事項についての事実確認及び官公需適格組合証明基準に適合していることの証明を申請します。

平成 年 月 日

(都道府県) 中小企業団体中央会 殿
(各管轄) 経済産業局長又は沖縄総合事務局長 殿

郵便番号・住所
電 話
組 合 名
代 表 者 氏 名

申請者 の官公需適格組合証明申請に係る記載事項については、
事実と相違ないことを確認します。

平成 年 月 日

(都道府県) 中小企業団体中央会
印

記

(1) 組合の概要

- ① 設立（登記）年月日
- ② 組合の事業
- ③ 共同受注しようとする工事の種類
- ④ 組合の地区
- ⑤ 第1回官公需適格組合証明取得年月日

- ⑥ 組合員の資格及び組合員数（理事数）
- ⑦ 設立後現在に至るまでの組合の組織の変遷
- ⑧ 設立後現在に至るまでの共同事業の推移
- (2) 取得している建設業の許可
 - イ. 特定又は一般建設業（ 工事業）の許可、昭和 平成 年 月 日（特・
般— ）第 号
- (3) その他組合が行う共同受注事業についての許可、認可、登録又は届出
 - イ. ○○○○○の許可 昭和 年 月 日 許可番号 行政庁名
平成
 - ロ. ○○○○○の認可 昭和 年 月 日 認可番号 行政庁名
平成
 - ハ. ○○○○○の登録 昭和 年 月 日 登録番号 行政庁名
平成
 - ニ. ○○○○○の届出 昭和 年 月 日 届出番号 行政庁名
平成
- (4) 証明を受けようとする工事の種類（建設業法別表の上欄に掲げる区分により記載のこと。）
- (5) 組合員数及び組合員の行う工事の種類別内訳
- (6) ① 定款に共同受注事業を記載した日
昭和 年 月 日
平成
- ② 証明申請日の前1年間における共同受注件数及び実績額
○○件 ○○○○○○円
- (7) 共同事業遂行に際しての紛争及び規約等の違反者の有無
- (8) 組合指導者の氏名及び役職
- (9) 技術職員の氏名及び資格（組合事務所の専任技術者又は工事現場担当の主任技術者の別に書くこと。）
- (10) 共同受注担当役員及び共同受注委員の氏名
- (11) 企画・調整委員の氏名（恒常的な委員である組合役員及び組合技術者等の身分を明示すること。）
- (12) 官公需共同受注規約を定めた日
昭和 年 月 日（第 回総会）
平成
- (13) 組合が受注しようとする工事の種類（業種）及び規模（金額）
- (14) 配分基準の要旨
- (15) 共同受注に係る工事に関する検査体制
- (16) 出資金の総額及び一口当たりの出資金額
- (17) 自己資本の額
- (18) 欠損の額（当期の未処理損失額（赤字）が法定準備金及び任意積立金の合計額を上回る額）及びその出資総額に占める割合
- (19) 流動比率（流動資産／流動負債）×100
（注）用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

官 公 需 適 格 組 合 証 明 書
(物品納入等)

貴組合は、官公需適格組合証明基準に適合していると認められるので、これを証明する。

番 号
年 月 日

経済産業局長又は沖縄総合事務局長 印

組 合 名

住 所

証明有効期間 平成 年 月 日～平成 年 月 日

継続証明期間（更新に係る証明の場合） 年間

物品納入等の種類 イ ロ

- (注) 1. 物品納入等の種類は、「競争参加者の資格に関する公示」の「資格の種類及び調達する物品等の種類」に該当するものはイ、該当しないものはロとする。
2. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

官 公 需 適 格 組 合 証 明 書
(工 事)

貴組合は、官公需適格組合審査諮問委員会の意見を聴いて審査した結果、官公需適格組合証明基準に適合していると認められるので、これを証明する。

番 号
年 月 日

経済産業局長又は沖縄総合事務局長 印

組 合 名

住 所

証明有効期間 平成 年 月 日～平成 年 月 日

継続証明期間（更新に係る証明の場合） 年間

工 事 の 種 類

証明基準 3-①の別 イ ロ

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

7. 事業協同組合等の活用について

41 企 庁 第1592号

昭和41年10月28日

各事務次官 殿

中小企業庁長官

中小企業の官公需確保対策等について

昭和41年10月24日に開催された中小企業官公需確保対策推進協議会において、事業協同組合等の活用等、官公需ニュースの提供に関し別添1および2のとおり決定されたので、これが実施につきよろしくお願いします。

貴所管の法人においても中小企業者の受注の確保について配慮するようご指導下さい。
(以下省略)

~~~~~  
別添 1

### 事業協同組合等の活用について

昭和41年8月16日の閣議において決定された「昭和41年度中小企業者に関する国等の契約の方針」の運用に関し、事業協同組合等の活用については、次の要領により行うものとする。

1. 随意契約の相手方としての活用（略）
2. 競争入札参加資格基準の改善
  - 1) 適格組合の受注機会を増大するため、別記の「中小企業組合の資格審査について」を考慮しつつ、当該組合の資格審査を行なうものとする。
  - 2) 本年度の物品の納入等に係る競争参加資格審査は完了しているが、適格組合については、相当間の期間を定めてその申請をまって資格審査を行なうよう努めることとする。

### 中小企業組合の資格審査について

1. 資格審査にあたり対象となる組合は、原則として次のような組合とする。
  - 1) 適格組合の要件を備えていること。
  - 2) 組合員の過半数が組合の受注しようとする物品等と同一の業種（卸小売業を含む）に属するものであること。
  - 3) 組合員の過半数が組合の主たる事務所の所在する都道府県に事務所または事業所を有していること。（ただし、当該業種において、地方または全国を単位とする組合しか存在しないときはこの限りでない。）
2. 3以下に定める方法による資格審査にあたり対象となる組合員は、原則として当該組合の次のような組合員とする。
  - 1) 受注しようとする物品等と同一業種に属する事業を行なっている組合員
  - 2) 組合員の主たる事務所の所在する都道府県に主たる事務所または事業所を持つ組合員
3. 客観的事項の審査
  - 1) 年間平均製造高（販売高）、経営規模（資本金、従業員等）等は、組合および審査対象組合員のそれぞれの値の合計額とする。
  - 2) 経営比率および営業年数等は、組合および審査対象組合員のそれぞれの値の平均値による。
4. 格付にあたっては、組合の結合の強弱、組合員数、共同受注の実績（民需および第2年度以降の官公需）等を勘案し、おおむね30%の範囲内で調整することができるものとする。

~~~~~  
別添2 （省略）

8. 技術力ある中小企業者等の入札参加機会の拡大について

技術力ある中小企業者等の入札参加機会の拡大について

平成 12 年 10 月 10 日
政府調達（公共事業を除く）手続の
電子化推進省庁連絡会議幹事会決定
最終改正 平成 22 年 3 月 30 日

政府調達（公共事業を除く）手続の電子化について、技術力のある中小企業者等の入札参加機会の拡大を図るために、次の措置を講ずることとする。

1. 意義

技術力のある中小企業者等はものづくりの重要な担い手であり、我が国のものづくり能力の強化を図り、活力ある経済社会を構築するためには、国として、このような技術力ある中小企業者等の事業活動を支援することが重要である。

このようなことから、国自らが物件等を調達するにあたって、会計法令等関係法令や WTO 政府調達協定、バーチャル・エージェンシーの検討結果との整合性を確保しつつ、技術力ある中小企業者等の入札参加機会の拡大を図る。

2. 重点的に取り組み分野

技術力ある中小企業者等の入札参加機会を拡大する分野は、「競争参加者の資格に関する公示」のうち、以下の契約の種類を重点とする。

契 約 の 種 類
物品の製造 物品の販売（自らが製造した物品の販売に限る。） 役務の提供等

なお、分野については、技術革新やそれに伴う産業動向の変化等を踏まえ、必要に応じてその見直しを図ることとする。

3. 入札参加の拡大の統一基準

重点的に取り組む分野における入札については、「競争参加者の資格に関する公示」別記 5 資格の種類別等級区分及び予定価格の範囲に規定される予定価格に対応する等級に格付けされた者のほか、以下の基準により、当該等級に相当する技術力を有すると認められた者の入札も認める。

〔上位等級入札への参加基準〕

次の(1)から(4)のいずれかを満たす者

- (1) 当該入札に係る物件と同等以上の仕様の物件を製造した実績等を証明できる者
- (2) 資格審査の統一基準における統一付与数値合計に以下の技術力評価の数値を加算した場合に、当該入札における等級に相当する数値となる者

項 目	区 分	加 算 数 値
特許保有件数 (当該入札物件等に関する特許)	3件以上	15
	2件	10
	1件	5
技術士資格保有者数 (当該入札物件の製造等に携わる従業員)	9人以上	15
	7～8人	12
	5～6人	9
	3～4人	6
	1～2人	3
技能認定者数(特級、1級、単一等級) (当該入札物件の製造等に携わる従業員)	11人以上	6
	9～10人	5
	7～8人	4
	5～6人	3
	3～4人	2
	1～2人	1

注1. 特許には、海外で取得した特許を含む。

2. 技術士には技術士と同等以上の科学技術に関する外国の資格のうち、文部科学省令で定められるものを有する者であって、技術士の業務を行うのに必要な相当の知識及び能力を有すると文部科学大臣が認めたものを含む。

- (3) 中小企業技術革新制度(SBIR)の特定補助金等の交付先中小企業者等であり、当該入札に係る物件等の分野における技術力を証明できる者
- (4) 株式会社産業革新機構の支援対象事業者又は当該支援対象事業者の出資先事業者であり、当該入札に係る物件等の分野における技術力を証明できる者

4. 入札時の添付書類

入札参加時に追加して提出させる添付書類は次のとおりとする。

- (1) 当該入札に係る物件と同等以上の仕様の物件を製造した実績等を証明できる者
 - ・過去に製造した物件等の仕様書(仕様が明記されたカタログ等を含む。当該入札における要求仕様を完全に満足するものに限る。)、その製造した物件等の受注及び納入の実績が確認できる注文書並びに納入物受領等確認書類
- (2) 統一基準における付与数値合計に技術力評価の数値を加算した場合に、当該入札にかかる等級に相当数値以上となる者

- ・当該入札物件等に関連する特許に係る特許証の写し、特許公報の写し及び特許の概要説明書。（海外で取得した特許は和文訳を添付）
 - ・当該入札物件の製造等に携わる従業員が保有する技術士登録証の写し
 - ・当該入札物件の製造等に携わる従業員が保有する技能士資格証（特級、1級、単一等級に限る）の写し
- (3) 中小企業技術革新制度（SBIR）の特定補助金等の交付先中小企業者等であり、当該入札に係る物件等の分野における技術力を証明できる者
- ・具体的運用については、別途定める運用指針によるものとする。
- (4) 株式会社産業革新機構の支援対象事業者又は当該支援対象事業者の出資先事業者であり、当該入札に係る物件等の分野における技術力を証明できる者
- ・株式会社産業革新機構の支援の対象となった旨の文書の写し及び当該入札物件等に関連する研究開発の成果、性能試験のデータ、規格又は品質等当該入札物件等と同等以上の仕様の物件等を製造又は提供できる技術力が確認できる書類等

5. 適用除外

重点的に取り組む分野においても、調達案件の内容、性格等に鑑みて、技術力に基づく評価により下位等級の者の入札を認めることになじまないと考えられる調達案件については、契約担当官等の判断により、このような取扱いを行わないこともできるものとする。

附 則（平成22年3月30日政府調達（公共事業を除く）手続の電子化推進省庁連絡会議幹事会決定）

この決定は、平成22年3月30日から施行する。

中小企業技術革新制度（SBIR）に係る入札参加特例措置の運用指針

平成 22 年 3 月 30 日
政府調達（公共事業を除く）手続の
電子化推進省庁連絡会議幹事会決定

「技術力ある中小企業者等の入札参加機会の拡大について（平成12年10月10日政府調達（公共工事を除く）手続の電子化推進省庁連絡会議幹事会」の3の（3）に規定する具体的運用は、以下のとおりとする。

1. 入札物件等に係る技術分野がSBIR特定補助金等により実施した研究開発に係る技術分野と同じ分野である場合

（1）入札時の添付書類

- ①SBIR特定補助金等の確定通知書の写し
- ②SBIR特定補助金等の成果報告書の写し、実績報告書の写し等のSBIR特定補助金等により実施した研究開発の内容を確認できるもの
- ③入札物件等に係る技術分野がSBIR特定補助金等により実施した研究開発に係る技術分野と同じ分野であることの説明書（別紙1）

（2）調達機関において確認する点

- ・①及び②の書類がSBIR特定補助金等に指定されている事業のものであるか
- ・②及び③の書類の内容により、入札物件等に係る技術分野とSBIR特定補助金等により実施した研究開発に係る技術分野が同じ分野であるか

2. 上記1以外の場合

（1）入札時の添付書類

- ①SBIR特定補助金等の確定通知書の写し
- ②SBIR特定補助金等の成果報告書の写し、実績報告書の写し等のSBIR特定補助金等により実施した研究開発の内容を確認できるもの
- ③入札物件等の仕様を満たして物件等を製造又は提供できることの説明書（別紙2）
注）別紙2の妥当性を裏付ける添付書類として、例えば、以下のものが想定される
 - ・第三者機関又は自社の検査、試験、分析にて得られた性能等のデータ書類
 - ・製品のカタログ等仕様を明記した書類

（2）調達機関において確認する点

- ・①及び②の書類がSBIR特定補助金等に指定されている事業のものであるか
- ・③の書類及び添付書類の内容により、入札物件等の仕様を満たして物件等を製造又は提供できるか

各調達機関において、上記1-（2）又は2-（2）の確認を行うことができた場合は、中小企業者が保有している入札参加資格等級にかかわらず、上位等級入札へ参加できるものとする。

なお、各調達機関が、入札物件等の仕様に応じて技術審査等を実施する場合は、当該審査等も受ける必要がある。

入札物件等に係る技術分野とSBIR特定補助金等により実施した研究開発
に係る技術分野が同じ分野であることの説明書

平成 年 月 日

殿

住所
商号又は名称
代表者氏名



平成○年○月○日△△より入札公告のあった入札件名「××」に関し、入札物件等に係る技術分野とSBIR特定補助金等により実施した研究開発に係る技術分野が同じ分野であることを、以下のとおり説明します。

記

【 交付を受けたSBIR特定補助金等の概要 】

SBIR特定補助金等名称	
SBIR特定補助金等の交付 機関	
研究開発実施期間	
採択テーマ	

【 技術分野が同じ分野であることの説明 】

研究開発概要及び研究開発 成果	
入札物件等に係る技術分野 とSBIR特定補助金等により 実施した研究開発に係る 技術分野が同じ分野である ことの説明	

入札物件等の仕様を満たして物件等を製造又は提供できることの説明書

平成 年 月 日

殿

住所
 商号又は名称
 代表者氏名



平成〇年〇月〇日△△より入札公告のあった入札件名「××」に関し、入札物件等の仕様を満たして物件等を製造又は提供できることを、以下のとおり説明します。

記

【 交付を受けたSBIR特定補助金等の概要 】

SBIR特定補助金等名称	
SBIR特定補助金等の交付機関	
研究開発実施期間	
採択テーマ	

【 仕様を満たして物件等を製造又は提供できることの説明 】

仕様を満たして物件等を製造又は提供できることの説明	
添付書類の名称	

9. ベンチャー企業からの I T 関連政府調達の方策について

平成 16 年 3 月 31 日
〔I T 関係省庁連絡会議申合せ〕

ベンチャー企業からの I T 関連政府調達の方策について

e-Japan戦略Ⅱ、e-Japan重点計画－2003及びe-Japan戦略Ⅱ加速化パッケージに基づき、I T分野の技術力の高いベンチャー企業の育成を図るため、技術力の高いベンチャー企業からの政府調達を拡大するための方策として以下の措置を講ずることとし、可能なものから早急に取り組む。

- 1 企業共同体（ジョイントベンチャー）への入札参加機会の付与
 - ・入札公告時に高度 I T 技術者の配置等一定の技術的要件を付与する入札案件については、個別案件毎に、当該技術的要件を満たす企業共同体に対し、企業共同体内の責任体制、契約履行後の対応の確保等に留意しつつ、競争入札への参加機会を付与する。
- 2 入札参加資格の弾力化
 - ・民間における契約実績や同種のシステムの開発実績、高度 I T 技術者の配置、ソフトウェアプロセス改善活動実績等一定の技術的基準を考慮しつつ、競争入札参加資格制度の運用を弾力化する。
- 3 発注単位の考察
 - ・情報システムの発注において、調達自体の経済性を損なわず、より多くの企業の優れた技術力を活かすことができるような調達を先行府省で試行的に行い、発注単位のあり方につき検討を深める。
- 4 ベンチャー企業の資金繰りへの対応
 - ・政府からの受託事業において、ベンチャー企業は年度末払いでは資金繰りが困難な場合が多い。このため、事業の進捗管理に配慮しつつ、概算払に関する手続きの簡素化により、概算払の活用を拡大する。
 - ・官公庁は、取引先企業との契約上、債権の譲渡を禁止する特約（債権譲渡禁止特約）を付すのが一般的であったが、近年、売掛債権が金融機関及び信用保証協会に譲渡される場合に限り、譲渡禁止特約を解除することとされた。これに加えて、取引先企業が一定の受け皿機関に対して債権を譲渡することについて検討する。

5 ベンチャー企業に関する情報の提供、共有化

- ・ベンチャー企業の政府調達実績に関する情報の提供、共有化を図るため、一般公開される政府調達事例データベースの活用について検討する。
- ・通信・放送機構（4月1日から独立行政法人情報通信研究機構）及び独立行政法人情報処理推進機構のホームページにおいて、ベンチャー企業についての情報提供の充実を図る。

6 随意契約の活用

- ・ベンチャー企業と先端的な共同研究を行って生じた成果を活用して開発された研究関連機器等であって、当該機器を提供できる者が当該ベンチャー企業以外に存在しない場合には、現行会計法規上容認されている随意契約を効果的に活用する。

7 フォローアップ等

- ・ベンチャー企業が下請け形態での政府調達実績を有用に活用できるよう、IT分野の政府調達契約における再委託制限条項の運用のあり方について検討する。
- ・以上についての各府省の取組状況や調達実績のフォローアップを実施し、その結果について評価を行う。

10. 公共工事の品質確保に関する当面の対策について

公共工事の品質確保に関する当面の対策について

平成20年3月28日
公共工事の品質確保の促進に関する
関係省庁連絡会議

公共工事は、現在及び将来における国民生活及び経済活動の基盤となる社会資本を整備するものとして社会経済上重要な意義を有している。

昨今の公共工事を取り巻く環境は、公共投資の減少等に伴い建設業の競争が激化するなど大きく変化している。この結果、国土交通省直轄工事の平均落札率が平成17年度以降急激に低下するなど、過度な低価格入札、いわゆるダンピング受注が近年増加しているところであり、昨今の原油高騰とも相まって、公共工事の品質確保等に懸念が生じ、ひいては瑕疵の発生や、維持補修費用の増嵩などによるライフサイクルコストの増大にもつながることとなる。また、下請業者や建設労働者へのしわ寄せの存在も明らかとなっているところである。

政府としては、これまでも公共工事の品質確保の促進に関する法律（以下、品確法という。）に則り総合評価方式の拡充、ダンピング受注への対策に取り組んできたところである。

しかしながら、公共工事の品質確保を実現するための総合評価方式の普及が地方公共団体では遅れていること、不良不適格業者の存在、地元優良業者の淘汰、下請企業等へのしわ寄せ等の問題が指摘されており、これらの問題に対して総合的な対策を打ち出すことが喫緊の課題となっている。また、今後、老朽化した社会資本ストックの急速な増加が想定される中、総合的なコスト縮減を図りつつ、維持管理の段階においても品質を確保していく必要がある。

このため、政府一体となって、以下の基本方針の下、必要な対策を迅速に進めることとする。

1. 総合評価方式の徹底

(1) 国の調達

- ①平成20年度以降に新規に発注する公共工事において、原則総合評価方式を実施する。
- ②毎年度の総合評価方式の実施状況を公表する。
- ③調査設計業務等においても平成20年度早期に総合評価方式を本格導入する。

(2) 地方公共団体の調達

- i) 地方公共団体において工事の品質を確保するための取組が行われるよう、あらゆる機会を通じて以下の施策を推進する。

①品確法遵守が発注者の責務であることの周知徹底

- ・国庫補助事業については、平成20年度以降、交付決定時に品確法遵守についての条件を付すことを原則とする。

②総合評価方式の導入・拡大

- ・地方公共団体における毎年度の総合評価方式の実施目標とその達成状況の公表を促進する。

ii) 総合評価方式の導入・拡大に向け、以下の施策など、各種支援を図る。

- ①地方公共団体向け総合評価実施マニュアルの改定（今年度中）
- ②発注者支援技術者制度の全国統一化（平成20年度中）

2. 不良不適格業者の排除、地場産業育成、下請企業等へのしわ寄せ防止

(1) 国の調達

i) 不良不適格業者の排除を図るため、以下の施策を講じる。

- ①平成20年度中に企業・技術者のデータベースに工事成績を追加する。
- ②発注者ごとに所有している企業・技術者のデータベースの相互利用に向けて検討する。
- ③平成20年度より少なくとも政府調達協定対象工事については原則入札ボンドを導入するとともに、特殊法人等（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律が適用又は準用される特殊法人等。以下同じ。）及び地方公共団体と連携して入札ボンドの拡大を図る。

ii) 地場産業育成を図るため、以下の施策を講じる。

- ①平成20年度より下位等級業者の上位等級工事への参入機会を順次拡大する。
- ②引き続き、適切に地域要件を設定する。
- ③様々な地域貢献の評価のあり方について、関係団体等と連携して検討を行う。
- ④地元企業を下請業者とする場合等へインセンティブを付与すべく、具体的な検討を行う。

iii) 下請企業等へのしわ寄せ防止を図るため、以下の施策を講じる。

- ①下請企業の能力を適切に評価するため、平成20年度より専門工事部分についての評価を行う総合評価方式を順次導入・拡大する。

(2) 地方公共団体の調達

- ①予定価格等の事前公表は、積算能力のない業者の参入を助長すること等から、予定価格等の事後公表への移行を促進する。
- ②予定価格等の事前公表を行う地方公共団体に対して、その理由を公表することを求める。
- ③地方公共団体における適切な地域要件の設定、入札ボンドの導入・拡大を促進する。

3. 契約等の対等な関係の構築、ダンピングの防止

(1) 国の調達

- ①平成20年度より予定価格の作成に見積もりを活用する積算方式を導入・拡大するなど、実勢価格を予定価格に一層反映させる。
- ②所要の経費が計上されるよう、早期に低入札価格調査基準価格の見直しを図る。
- ③低価格受注による工事の品質低下の防止を図るため、施工体制確認型総合評価方式・特別重点調査の導入・拡大を図る。
- ④調査設計業務等についても工事に準じて低入札価格調査等の低価格受注対策を実施する。
- ⑤円滑かつ速やかな工事代金の関係者間の支払いを確保するため、
 - ・平成20年度中に出来高部分払い方式を順次導入・拡大するとともに、
 - ・あわせて、施工プロセスを通じた検査を順次導入・拡大する。
- ⑥適切な設計変更・支払いを実施するため、
 - ・各発注者が連携して平成20年度中に、設計変更ガイドライン等を取りまとめる。
 - ・発注者の事由に基づく工事一時中止等への対応として、工事現場の維持等に要する費用の適切な計上に資するガイドラインを作成する。
- ⑦設計思想の伝達及び情報共有、問題解決の迅速化を図るため、平成20年度より三者会議やワンデーレスポンスを順次導入・拡大する。

(2) 地方公共団体の調達

- ①地方公共団体における予定価格や低入札価格調査基準価格などの適切な見直しを促進する。
- ②所要の経費が計上されるよう、国において見直された後の新しい低入札価格調査基準価格について、地方公共団体への普及促進を図る。
- ③最低制限価格制度の活用や、総合評価方式を実施する際における低入札価格調査と価格による失格基準の併用を促進する。

4. 特殊法人等の調達

特殊法人等において、上に掲げる国の調達における取組と同様の取組が講じられるよう、関係府省は所要の指導等を行うものとする。

5. 不当廉売・不公正取引等に対する監視の強化

- ①公正取引委員会は各発注者と連携し、低入札価格調査の対象となった工事等について情報を収集した上で、所要の調査を実施し、問題となる行為が認められた場合には厳正に対処する。
- ②国土交通省は、不当に低い請負代金の禁止等に係る「建設業法令遵守ガイドライン」の周知徹底を引き続き実施し、不公正取引等に対する監視を強化する。
- ③建設業法違反に関する通報窓口として設置された「駆け込みホットライン」について、建設業団体等関係事業者への周知徹底を引き続き実施する。

6. 情報の共有のための体制整備

- ①上記に掲げた施策が効果的に機能するよう、国、特殊法人等及び地方公共団体の各発注者間の連絡調整を図るため、地域ブロックごとに部局横断的な発注者協議会を平成20年度中に設置する。
- ②施工段階での受注者からの様々な苦情を関係者間で処理するための体制を整備する。

1 1. 公共工事の入札及び契約の適正化の推進について（抜粋）

国総入企第22号

財計第2570号

平成20年12月22日

各省各庁の長 殿

国土交通大臣

財務大臣

公共工事の入札及び契約の適正化の推進について

（略）

I. 緊急に措置に努めるべき事項

1. ～2. （略）

3. ダumping受注の防止の徹底等

(1) 低入札価格調査制度の適切な活用

低入札価格制度を適切に導入・活用し、ダumping受注の排除を徹底すること。

（略）

低入札価格調査基準価格については、中央公共工事契約制度運用連絡協議会において低入札価格調査基準価格に係るモデルが見直されたことを踏まえ、その算定方式の改訂等により適切に見直すこと。

(2) （略）

(3) 予定価格の適切な設定

予定価格の作成に当たっては、資材等の最新の実勢価格等を踏まえた積算に基づく適正な水準とすることが必要であり、所要の経費を積算において計上するとともに、いわゆる歩切りによる予定価格の不当な切り下げは厳に慎むこと。

4. 一般競争入札の拡大及び総合評価方式の導入・拡充の条件整備等

(1) 適切な競争参加資格の設定について

適切な競争参加条件（過去の工事実績及び成績、地域要件等）の設定等、必要な条件整備を適切に講じること。（略）

(2) （略）

II. （略）

総行行第171号
国総入企第21号
平成20年12月22日

各都道府県知事 殿
各政令指定都市市長 殿

総務省自治行政局長
国土交通省建設流通政策審議官

公共工事の入札及び契約の適正化の推進について

(略)

I. 緊急に措置に努めるべき事項

1. ～2. (略)

3. ダンピング受注の防止の徹底等

(1) 低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の適切な活用

低入札価格制度及び最低制限価格制度を適切に導入・活用し、ダンピング受注の排除を徹底すること。(略)

最低制限価格及び低入札価格調査基準価格については、中央公共工事契約制度運用連絡協議会において低入札価格調査基準価格に係るモデルが見直されたことを踏まえ、その算定方式の改訂等により適切に見直すこと。

(2) (略)

(3) 予定価格の適切な設定

予定価格の作成に当たっては、所要の経費を適切に計上するとともに、資材等の実勢価格等を踏まえた積算に基づき適正な水準とすることが必要であり、いわゆる歩切りによる予定価格の不当な切り下げは厳に慎むこと。

4. 一般競争入札の拡大及び総合評価方式の導入・拡充の条件整備等

(1) 適切な競争参加資格の設定について

定期の競争参加資格審査において、工事成績や地域貢献を重視した発注者別評価点の導入に努めること。(略) また、個別工事の発注に当たっては、適切な競争参加条件(過去の工事実績及び成績、地域要件等)の設定等、必要な条件整備を適切に講じること。

(2) (略)

5. 予定価格等の公表の適正化

予定価格、最低制限価格及び低入札価格調査基準価格の事前公表の取りやめ等の対応及び事前公表を行う場合の理由の公表については、地域の建設業の経営を取り巻く環境が極めて厳しい状況にかんがみ、適切に対応すること。

II. (略)

12. 中小企業政策審議会基本政策部会・中小企業経営支援分科会取引部会 中間とりまとめ

～今後の官公需施策の在り方について～
平成16年6月

検討の背景

昭和41年以降、「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）」（以下「官公需法」という。）に基づいて、中小企業者の受注機会の増大についての施策が推進されてきたところである。この結果、中小企業者向け契約の実績額と、その国等の官公需^(注)総額に占める比率は、昭和41年度には、約4891億円、25.9%であったものが、平成14年度には、約5兆3650億円、46.1%と高まっている。

こうした官公需施策については、毎年度「中小企業者に関する国等の契約の方針」を定める際に、施策の見直しが行われてきたところであるが、平成15年12月の総合規制改革会議「規制改革の推進に関する第3次答申」においては、主として競争政策の観点から、次のような指摘がなされたところである。

「官公需制度については、官公需法（官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号））に基づく中小企業者向け契約目標が中小企業者の受注の「機会」のみならず「結果」の確保になっているおそれがあると思われる。そのため、今後は、中小企業の競争力を高めるとともに、技術や意欲があり、創造的な事業活動を行う中小企業の育成に資するよう制度の位置付けを見直す必要があり、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第3条に掲げられている基本理念と整合した運用が確保されるよう、上記目標の水準についての検討も含め、改善のための継続的な取組が必要である。」

このため、官公需施策の在り方について、中小企業政策審議会基本政策部会・中小企業経営支援分科会取引部会の下に官公需施策に関する合同検討小委員会を設置して検討を行い、その検討結果を両部会の報告としてとりまとめ、今後講ずべき施策展開の方向について提言することとしたものである。

(注)「官公需」とは、国、独立行政法人、公庫、公団等（以下「国等」という。）を相手とする工事の完成、物件の納入、役務の給付に係る契約をいう。

1. 官公需施策の位置付け及び現状

(1) 官公需施策の位置付け

① 中小企業基本法における位置付け

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第3条においては、中小企業は、①新たな産業の創出、②就業機会の増大、③市場における競争促進、④地域経済の活性化等の点で我が国経済の活力の源泉であると位置付けられており、独立した中小企業者の自主的な努力の助長と経営基盤の強化等により、多様で活力ある成長発展が図られるべきことが基本理念として定められている。

この基本理念を受けて、同法第5条では、中小企業施策の基本方針を定めているが、官公需施策は、このうち、中小企業者の経営基盤の強化対策の一つとして位置付けられているものである（同法第21条）。

※中小企業基本法

(基本方針)

第五条 政府は、次に掲げる基本方針に基づき、中小企業に関する施策を講ずるものとする。

- 一 中小企業者の経営の革新及び創業の促進並びに創造的な事業活動の促進を図ること。
- 二 中小企業の経営資源の確保の円滑化を図ること、中小企業に関する取引の適正化を図ること等により、中小企業の経営基盤の強化を図ること。
- 三 経済的社会的環境の変化に即応し、中小企業の経営の安定を図ること、事業の転換の円滑化を図ること等により、その変化への適応の円滑化を図ること。
- 四 中小企業に対する資金の供給の円滑化及び中小企業の自己資本の充実を図ること。

(国等からの受注機会の増大)

第二十一条 国は、中小企業が供給する物品、役務等に対する需要の増進に資するため、国等の物品、役務等の調達に関し、中小企業者の受注の機会の増大その他の必要な施策を講ずるものとする。

② 官公需法に基づく施策

このような官公需施策は、官公需法に基づいて実施されている。

すなわち、官公需法第4条に基づき、国は、毎年度、国等の契約に関し、中小企業者の受注の機会の増大を図るための方針（「中小企業者に関する国等の契約の方針」）を作成し、閣議決定を行っており、同方針に基づいて、国等は、中小企業者の受注機会の増大のための措置（官公需施策）を実施している。また、同方針では、併せて、当該年度における国等の契約のうち、中小企業者向け契約の金額についての目標を示している。これは、昭和41年の官公需法制定時の衆議院商工委員会における附帯決議を踏まえて掲げられているものであるが、この目標は、法的拘束力のあるものではなく努力目標としての性格を持つものである。さらに、同方針の付表で、前年度の中小企業者向け契約実績を示しているが、これは、同法第5条に基づいて各省庁から経済産業大臣に通知された国等の契約の実績の概要を集計したものである。なお、国は同方針の中で、地方自治体に対し、同方針を参考として、中小企業者の受注機会の増大のための措置を講ずるよう要請している。

(2) 官公需施策の現状

① 官公需施策

中小企業者の受注機会の増大のための措置として、官公需に関する発注情報等の中小企業団体中央会等を通じた提供、官公需適格組合制度の周知徹底等中小企業者の受注機会の増大に繋がる諸施策を実施している。平成15年度は、次の事項について施策を講じることとしたところである。

- ・ 中小企業官公需特定品目等の発注情報等の提供及び発注の増大
- ・ 官公需適格組合等の活用
- ・ 指名競争契約等における受注機会の増大
- ・ 中小企業者への説明の徹底
- ・ 銘柄指定の廃止
- ・ 分離・分割発注の推進
- ・ 計画的発注の推進及び労働時間短縮への配慮
- ・ 適正価格による発注

- ・地方支分部局等における地元中小企業者等の活用
- ・中小建設業者に対する配慮
- ・技術力のある中小企業者に対する入札参加機会の拡大
- ・新規開業者に対する受注機会の増大に向けての措置
- ・調達手続に関する簡素・合理化
- ・中小企業者の自主的努力の助長
- ・阪神・淡路大震災の被災地域の中小企業者に対する配慮

② 中小企業者向け契約目標

「中小企業者に関する国等の契約の方針」における中小企業者向け契約の金額についての目標は、基本的に、毎年度の官公需総額のうち中小企業者による受注が見込まれる契約の金額について、年度当初に発注機関ごとに報告されたものを集計して得られるものである。平成15年度の中小企業者向け契約目標は、約4兆8,450億円となっており、官公需総予算額約10兆6,940億円の45.3%を占めている。

③ 中小企業者向け契約目標に係る内訳の公表

同方針に示されている中小企業者向け契約目標に関しては、同方針の閣議決定後に、各発注官庁ごとの内訳が公表されている。これは透明性の向上を図るためのものである。

④ なお、国等の契約の締結に当たっては、予算の適正な使用に留意すべきことが、官公需法第3条で規定されており、実際の予算の執行については、会計法令に基づいて行われている。また、その際、仕様書等に示された契約の内容に基づき品質の確保等多様なニーズへの対応がなされるべきことは言うまでもないことである。

【参考】海外における官公需施策の主な例

米国では、1988年、連邦政府として中小企業に一定の受注割合（1997年の改正により、23%以上と定められている。）を与える旨を法律で定めている（連邦政府としての中小企業向け契約比率（目標）については、我が国とは調達対象となる官公需の内容、性質が国防、エネルギー及び宇宙開発が中心であるなど、かなり違うと見込まれることから、単純に比較できないことに留意。）。また、この契約比率の設定以外にも、一括発注を行う場合に発注機関が守るべき要件を法律上定め、契約の分割を進める等の施策も講じられている。

その他、英国では、官公需についての情報提供の推進が規定され、フランスでは、職人や職人組合に配慮する旨の規定が置かれている。

2. 官公需市場の現状

官公需市場について、その推移、内訳、変化の要因等を分析すると、次のとおりである。

(1) 官公需の推移

① 官公需総額の推移

官公需総額（実績額）は、官公需施策発足当時の昭和41年度における約1兆8,850億円と比べ、平成14年度には、約11兆6,376億円に大幅に増加している。ただし、その推移を見ると、経済情勢や財政事情を反映して、前年度を下回る年度もかなり見られるところである。近年でも、厳しい財政事情を反映し、平成11年度以降は、減少傾向が続いている。なお、官公需総額について、予算額と実績額の間には通常大きな乖離があるわけではないが、補正予算が講じ

られる等の年度当初に想定していない事情が発生することにより、ある程度の乖離が生じる場合もある。

② 中小企業者向け契約の実績額、目標額の推移

中小企業者向け契約の実績額も官公需総額の実績額と同様に、昭和41年度の4,891億円に比べ、平成14年度には、5兆3,650億円に大幅に増加しているが、その推移を見ると前年度を下回る年度もかなり見られる。近年でも、平成11年度以降は、減少傾向にある。

中小企業者向け契約の目標額も、同様に、昭和41年度の5,050億円に比べ、平成15年度には、4兆8,450億円に大幅に増加しているが、平成12年度以降は減少傾向にある。

各年度の目標額と実績額を比較すると、近年は実績額が目標額を上回っているが、制度発足当初から通じて見れば、実績額が目標額を下回っている年度がほとんどであることに留意する必要がある。

(2) 中小企業者向け契約実績比率、目標比率の推移

上記(1)から計算される中小企業者向け契約実績比率、目標比率の推移、相互の関係は次のとおりである。

① 中小企業者向け契約実績比率は、昭和41年度の25.9%から平成14年度には46.1%となっている。長期的には緩やかな上昇傾向にあるが、年度を追って細かく見れば、上昇、低下を繰り返している。近年も、平成5年度から7年度までは低下し、平成7年度以降は上昇傾向にある。そして、特に最近においては、過去に例を見ないペースで上昇している（なお、平成12年度以降は、中小企業の定義の変更に伴う目標比率及び実績比率の上昇分があることに留意する必要がある。）。

② 中小企業者向け契約目標比率は、昭和41年度の26.8%から平成15年度には45.3%となっている。制度発足後の昭和40年代には、目標比率が上昇したり低下したりしているが、昭和50年代以降は、緩やかな上昇ないし横ばい傾向にある。

③ 目標比率と実績比率の相互の関係を見ると、平成9年度以降は実績比率が目標比率を上回っているが、制度発足当初から通じて見れば実績比率が目標比率を下回る年度の方が多い。

(3) 省庁別内訳

各省庁の中には、官公需総額が年度ごとに大きく変化する官庁もあり、また、中小企業者向け契約の実績比率及び目標比率を見ると、20%台から70%台に至るまで、省庁により、その発注の特性等に基づき、大きなばらつきが見られるところである。

ただし、各省庁の官公需総額（実績）、中小企業者向け契約実績額のシェアを見ると、それぞれ、上位5省庁までのシェアの合計が60%を超えており、特に、上位4省庁は、順位こそ異なるが、同じ省庁が占めている。このため、中小企業者向け契約実績については、これらの省庁における契約実績によって大きく変動するという状況にある。

(4) 種別内訳（工事、物件、役務）の推移

官公需総額（実績）、中小企業者向け契約実績額について、ここ10年間の推移を工事、物件、役務という種別に見ると次のとおりである。

① 工事

官公需総額全体に占める工事のウェイトは、53.5%（平成14年度）と、最大のウェイトを占めている。ここ10年間の推移を見ると、工事の総額は、平成7年度をピークとして、平成10年度を除き、一貫して減少傾向にある。これは公共事業の減少によるものである。

工事に係る中小企業者向け契約実績額は、中小企業者向け契約実績額全体の50.5%（平成14年度）と最大のウェイトを占めている。工事に係る中小企業者向け契約実績額の推移は、工事の総額の推移とほぼ同様の傾向にあり、平成11年度以降減少傾向が続いている。

工事に係る中小企業者向け契約比率は、物件、役務と比較するとやや低い水準にあるが、ここ10年間ほぼ一貫して上昇し、平成14年度には43.5%となっている。

② 物件

官公需総額（実績）全体に占める物件のウェイトは、24.0%（平成14年度）であるが、ここ10年間、その総額は、増減を繰り返している。物件に係る中小企業者向け契約実績額は、中小企業者向け契約実績額全体の24.4%（平成14年度）を占め、平成13年度まで一貫して増加してきたが、平成14年度は減少している。

物件に係る中小企業者向け契約比率はここ10年間ほぼ一貫して上昇しており、平成14年度には、46.7%となっている。

③ 役務

官公需総額（実績）全体に占める役務のウェイトは、22.5%（平成14年度）であるが、ここ10年間、その総額は平成12年度までほぼ一貫して増加している。役務に係る中小企業者向け契約実績額は、中小企業者向け契約実績額全体の25.1%（平成14年度）を占め、平成13年度までほぼ一貫して増加してきたが、平成14年度は減少している。

役務に係る中小企業者向け契約比率は、他の種別に比べ高い水準にあるが、ここ10年間上昇、低下を繰り返しており、平成14年度には51.6%となっている。

(5) 変化の要因分析

工事に比較して中小企業者向け契約比率が高い役務の官公需全体に占めるウェイトが趨勢的に高まりをみせている中で、上述したとおり、近年、官公需の中小企業者向け契約実績比率は、過去に例を見ないペースで上昇している。その要因としては様々なものが考えられるが、次の検証可能なデータから判断すると、工事において、特に大規模工事の減少が中小企業者向け契約実績比率の上昇のうち大きな要素を占めているものと考えられる。

- ① そもそも工事は、官公需総額及び中小企業者向け契約実績額のうち5割強のウェイトを占めるものであること。

- ② 官公需総額（実績）のピーク（平成11年度）から直近（平成14年度）にかけての減少幅について、物件、工事、役務の種別ごとに、大企業、中小企業者の契約主体を分けて、その減少に対する寄与度を測定すると、当該減少に最も寄与しているのは、大企業向け工事であること。
- ③ 国等の公共事業に係る工事規模別推移を平成12年度から平成14年度にかけて見ると、金額ベースでは、特に規模の大きな工事（20億円以上）が大幅に減少したことが公共事業の総額の減少に最も寄与していること（なお、件数ベースでは、小規模な工事（1億円未満）の減少が最も公共工事の件数の減少に寄与していることに留意する必要がある。）。
- ④ 平成9年度以降、契約の1件当たりの単価は、物件及び役務については、概ね上昇傾向にある一方、工事については、概ね減少傾向（官公需総額が平成10年度以降、中小企業者向けが平成11年度以降、それぞれ減少傾向（ただし平成14年度は除く。））にあり、相反する傾向にあること。

3. 官公需施策見直しに当たっての基本的考え方

(1) 官公需施策の位置付け

上述のとおり、官公需施策は、地域経済の活性化、雇用の創出等の観点から、中小企業者の経営基盤強化のための重要な施策として位置付けられるものである。これは、官公需市場においては、次にみるように、中小企業者にとって、いわゆる情報の非対称性や市場に参入する上での格差があること等から、政策的に、中小企業者の受注の機会を確保するための施策を講じ、これによって中小企業者の経営基盤を強化する必要があることによるものである。

- a) 官公需に係る発注は、通常取引のように双方向の働きかけによるものではなく、発注者による一方向的な情報発信に基づき行われることが多いことが特徴である。特に、中小企業者等の受注者にとっては、発注情報の受信に困難が伴い、また、逆に、受注者に関する情報も発注者側には伝達されにくい。さらに、発注者と他の発注者の間の情報交流も必ずしも十分とは言えず、優れた発注手法などの伝達も十分でない可能性がある。このように、情報の流通に障害が生じ、非対称性が生じやすい。

(注) 中小企業者に対するアンケート調査の結果では、大企業と比べた競争上の不利性として、情報の収集を挙げる者が多い。

- b) 前記小委員会におけるヒアリング事例に見られるように、発注者の側に、調達する財・サービスに係る十分な専門的知見がない場合や、管理に係る手間やコストをかけたくない場合があり得るが、このような場合には、発注者の側に、公的資金を支出することとの関係上、リスクの分担や事務負担の軽減の方向にインセンティブが強く働くものと考えられるところであり、その結果として、中小企業者にとっては、官公需市場に参加する上での格差が生じやすい。

(注) 地方自治体（長崎県）からのヒアリングでは、情報システムの開発において、発注機関に外部の専門家を登用して体制を整備し、併せて、発注の手法に創意工夫を図ることにより、入札単位を適切に管理して分割して発注し、大幅にコストを引き下げるとともに、地場の中小企業者への発注を増大させることが可能となったという事例も紹介されたところである。

(2) 官公需施策に係る指摘と官公需市場における競争による活性化

ただし、官公需施策については、その運用において、中小企業者向け契約目標が中小企業者の受注の「機会」の確保のみならず「結果」の確保になっているおそれがあるのではないかと、中小企業者の自立と競争力の向上を妨げているのではないかと等の問題提起もなされている。上記(1)のとおり、本来、官公需施策は、情報の非対称性や格差等を是正し、競争条件を整えることにより、適切に、中小企業者の受注機会の確保を図ることを目的とするものであり、その運用に当たっては、競争を阻害し、非効率を招来することがないように、その趣旨に則った適切な運用が図られるべきことは言うまでもない。

さらに、官公需施策が適切に運用され、中小企業者の市場参入が促進されることにより、むしろ競争促進に資することが期待され、コスト削減を図りつつ品質の確保等多様なニーズへの対応が図られることにより、経済社会の活性化に寄与することが期待されることである。

(3) 発注機関の積極的な協力による情報提供等の推進

我が国の官公需施策については、米国において拘束力のある中小企業者向け契約比率が数値目標として設定されているものとは異なり、契約目標の設定は、基本的に各発注機関の裁量に委ねられており、自由度が高い制度となっている。このため、平成15年度から、中小企業者向け契約目標及び実績を省庁別に開示するなど、これまで各発注官庁の協力で情報開示に努めてきたところであるが、各発注官庁の創意工夫を活かしながら、全体として中小企業者による官公需の受注機会の増大を図るためには、各発注機関自らの責任と自由度を重んじる現行制度を維持しつつ、その協力の下、発注全般にわたり、更なる情報提供等の拡大を推進することに努めることが必要である。

4. 官公需施策の各措置に関する見直しの方向性

(1) 契約目標の位置付け

① 政策評価の指標

中小企業者向け契約目標は、前年度の実績と当年度における予算内容等を勘案して、どのような中小企業者向け受注機会の増大のための具体的措置が当年度において講じられるかにより、中小企業者向けにどれだけの契約を見込むことが可能であるかを示すものであり、見込みないし見積もりといった性格を有する。^(注) さらに、当年度の契約実績を前年度の契約実績と比較すること等により、国として掲げている官公需施策がどの程度実現されたか、また、今後どのような対応をとる必要があるかを検討することが可能である。こうしたことから、中小企業者向け契約目標は、各発注機関の創意工夫によって推進される施策の効果を把握し、次年度以降の施策の企画立案・実施に活用するための政策評価に係る指標の一つとしての意味合いを有するものである。(ただし、上記2.において示したとおり、物品、役務、工事の種別で見ると、中小企業者向け契約の実績比率は、必ずしも、すべての種別において常に上昇傾向を示しているわけではなく、役務のように増減を繰り返しているものも見られる。また、近年、中小企業者向け契約の実績比率が過去に例を見ないペースで上昇傾向にあるのは、大規模工事の減少が大きな要素を占めているものと考えられることも既に示したとおりである。さらに、契約の内容は毎年度ごとに異なるものである。このため、中小企業者向け契約の実績比率、そして目標比率は、ともに、制度創設時以来しばしば見られたように、

様々な要因によって、年度ごとに増減があるものである。上記の政策評価としての意味合いについても、こうした要因を踏まえた上で理解されるべきものであることはいうまでもないところである。）

(注) したがって、中小企業者向け契約目標は、中小企業者等が契約を受注するという結果を確保するというものではなく、受注機会を示すというものである。中小企業者向け契約目標を掲げることにより、その趣旨が誤って伝わることのないよう制度の信頼性を引き続き保持することが重要である。

② 予見可能性を高める情報提供手段としての指標

また、官公需市場は、発注者側に何を調達するかという情報が独占されている市場であり、一般の取引のように当事者相互が取引に関して提案を自由に行うことにより、情報の相互交流が起こりうる市場とは性質が異なるものである。仮に、情報提供が何ら行われなない場合には、果たして中小企業者が参入し得る発注がどの程度行われるかを予想することが困難であり、このために、中小企業者は、営業努力を節減し、十分な参入努力を行わなくなるおそれもある。したがって、中小企業者向け契約目標を掲げて市場に関する情報を提供し、中小企業者の官公需市場への参入の予見可能性を高めることは、結果的に官公需市場への中小企業者の参入を促し、競争促進に資するものである。

③ 中小企業者向け契約目標に係る改善点

しかしながら、情報提供の観点から現在の中小企業者向け契約目標を見た場合には、次のとおり、改善すべき点があると考えられる。

a) 「規制改革推進3か年計画(再改定)」(平成15年3月)も踏まえ、平成15年度から、国及び公団等の区分に加え、各省庁別の契約目標の内訳も開示するなど、情報開示には一定の進捗が見られるものの、政策評価を適確に行い、中小企業者への予見可能性を高める観点からは、さらに、各発注機関の協力の下、より詳細な情報開示が行われることが求められる。例えば、官公需市場に積極的に参入しようとする意欲ある中小企業にとっても、得意とする分野、関心のある分野は企業によって様々であることから、官公需市場全体に係る情報に加えて各発注機関別に、工事、物件、役務の種別等についてできるだけ細分化した情報の開示が有効であると考えられる。

なお、その際、大企業ならではの特別の技術を要し、極めて大規模なインフラストラクチャーの整備等大企業が得意とする分野とその他の分野とを区別することが、より中小企業者による参入の度合いを示す上でむしろ有効であるとの観点から、各発注機関による当該区別に係る情報の開示が求められる。

b) また、「規制改革・民間開放推進3か年計画」(平成16年3月)において、競争促進に資する新たな指標の導入も含めて検討すべきである、との指摘がなされている。現在でも既に一部の省庁では、入札件数等の積極的な開示を行っているところであるが、こうした例を参考としつつ、積極的な情報開示が進められることにより、より一層、競争の促進につながる市場の整備が図られるものと考えられる。今後行われる電子入札の本格的な展開に合わせて、こうした先進的な取り組みが各省庁で行われることが求められる。

(注) 例えば、工事関係については、入札契約適正化法に基づく各種情報が公表されている。

(2) 分離・分割発注の在り方

① 分離・分割発注の推進の位置付け

分離・分割発注の推進は、中小企業者の受注機会の増大を図るため、可能な限り、中小企業者が参入できる単位での発注を行おうとするものであり、その前提として、価格面、数量面、工程面等から見て適切であるかを十分に検討することが必要とされている。

上述の「規制改革・民間開放推進3か年計画」においては、「発注者においても理由の公表等を通じて分割発注に関する透明性を向上させ、経済合理性の無い分割発注の実施の禁止を徹底する方向で検討」すべきとの指摘がなされており、また、前記小委員会においても、分割発注については、コスト高を招来するとの指摘がなされたところである。

ただし、その一方で、上述のとおり、発注機関による体制の整備と創意工夫を図ることにより大幅にコストを引き下げることが可能となったという事例も本委員会において紹介されたところである。

確かに、経済合理性のない不適切な分割発注がなされれば、非効率や競争の阻害をもたらすおそれがあるが、分割発注に係る透明性を確保しつつ、経済合理性を適切に判断した上でなされる分割発注については、むしろ、幅広い企業の参入を可能とし、競争促進に資する効果を期待できるものであり、一層のコスト削減につなげることをも可能とするものであると考えられる。

② 分離・分割発注のあり方の見直しの方向性

したがって、分離・分割発注を的確に運用し、より活用していくためには、次のとおり改善を進めていく必要がある。

a) 発注能力の向上

発注者側が的確な分離・分割発注を行うためには、発注内容について十分な知見と能力を持つことが必要である。しかし、官公需市場においては、発注者とほかの発注者との間での情報交流は十分とはいえない状況にある。このため、適切な発注事例（グッド・プラクティス）の収集と発注者側への普及を行うことにより、発注者側において知見を共有する仕組みを構築していくことが求められる。また、発注者側において、部内の人材育成等により十分な発注能力を持つ体制を整備することも重要である。さらに、IT分野では外部専門家であるCIO補佐官を省庁毎に配置するといった措置が講じられているところであり、分野によっては、こうした例も参考として、外部人材の活用を行うことも有効であると考えられる。

b) 発注機関の協力による積極的な情報開示

分割発注については、経済合理性が確保され、かつ、競争が阻害されないように運用がなされる必要がある。このため、大企業と中小企業の双方が参入しうる分野については、分割発注を行うことの合理性についての評価を含め、発注についての考え方が発注機関から積極的に示されることが求められる。こうした情報開示については、各発注機関の協力によりなされることが不可欠であるが、その蓄積がなされることにより、分割発注に係る信頼性が向上することが期待される。

(3) 意欲ある中小企業者の参入促進について

意欲ある中小企業者による官公需市場への参入を促進することは、独立した中小企業者の自主的な努力を助長し、その経営基盤を強化することにつながるものであり、官公需施策の中でも中心的地位を占める重要なものである。意欲ある中小企業者に対し、より官公需市場への参入を促進するため、次の①から③までに掲げる措置を推進することが求められる。

① 官公需に関する情報提供の着実な推進

各発注機関や中小企業団体中央会のホームページ、中小企業庁のメールマガジン等の電子的手段を活用すること等により、これまで以上に、積極的、かつ、着実に官公需に関する情報の提供を推進することが必要である。

(注) 中小企業者に対するアンケート調査の結果では、大企業と比べた競争上の不利性として、情報の収集を挙げる者が多い。

② 技術力が高い中小企業者等に対する参入促進措置の推進

a) 入札参加資格の拡大措置の徹底

技術力が高い中小企業者については、平成12年10月から、政府調達（公共事業を除く）手続の電子化推進省庁連絡会議幹事会決定「技術力ある中小企業者等の入札参加機会の拡大について」に基づく入札参加機会の拡大措置が講じられているが、これまでの実施状況は必ずしも十分とはいえない。このため、各省庁の活用実績などを把握し、問題点を分析することや、情報開示を進めること等により、同措置の活用を促進していくことが求められる。

b) IT分野、研究開発分野における取り組みの推進

官公需市場のうち、特に、IT分野、研究開発分野においては、技術力の高い中小企業者による参入に向けた積極的な挑戦がなされやすい分野である。中小企業者が切磋琢磨し、技術力の研鑽を行うことにより、国全体としての技術力の底上げを図るという産業政策上の観点からも、引き続き、かかる分野での技術力の高い中小企業者の参入を促していくことが重要である。このため、発注機関において入札参加資格の弾力化や、特定の技術等を有することが研究開発を進める上で必須な場合には当該特定の技術等を有していることを条件として随意契約を活用する等の取り組みを積極的に行うことが求められる。

c) 技術力等の適正な評価に関する取り組み

技術力が高い中小企業者について、技術力等が正当に評価され、官公需市場への参入機会の増加が図られることが重要である。このため、前記小委員会における地方自治体（茨城県）からのヒアリングにおいて示されたベンチャー企業等に対する推薦書の交付の事例や、技術開発補助金の交付先企業のデータベースの活用等を参考としつつ、技術力等の適正な評価に関する取り組みを推進していくことが求められる。なお、その際には、各発注機関において技術力等の評価を行うことのできる体制を整備することが重要であることは、いうまでもないところである。

d) 入札参加資格の在り方の検討

中小企業者に対するアンケートでは、大企業と比べて競争上不利な点として、資格等級上の制約を挙げる者が多かったところである。「規制改革・民間開放推進3か年計画」の「国の物品の製造・販売等に係る入札参加資格の見直し」において指摘されているように、高い技術力を有しながらも創業後間もなく企業

規模も小さい新規事業者の入札機会を拡大するため、営業年数や自己資本額等既存の指標の見直しや新たな指標の検討を含め、入札参加資格のあり方を検討するとともに、すでに講じられている弾力化等の措置については、その徹底を図ることが求められる。

③ 官公需適格組合の積極的活用

官公需適格組合は、中小企業者が連携することにより企業規模の格差を補うとともに、地方経済産業局長の証明により、信用力を高めようとするものである。しかし、まだ発注機関において官公需適格組合制度に対しての十分な認識や理解が得られない等の問題も散見されるところであり、今後、官公需適格組合の受注実績を発注機関別に一覧できるリストを公表すること等を通じて、官公需適格組合制度の周知を図ることが求められる。

おわりに

官公需市場において、適切な施策の実施により、中小企業者の受注機会を確保することで、その市場参入を促進し、競争の促進、市場の活性化を実現していくことが期待される。また、このことにより、中小企業の経営基盤強化を図るとともに、より効果的な政府調達を推進することも期待できる。このため、中小企業政策として、今後とも官公需施策を適切に実施していくことの意義は大きい。政府においては、本中間とりまとめを踏まえ、平成16年度における「中小企業者に関する国等の契約の方針」への反映をはじめとして、積極的な施策の展開が望まれる。加えて、引き続き官公需施策の適時適切な見直しと、施策の実施状況について、関係省庁との連携を図りつつ、関連の審議会等の場においてフォローアップを行っていくことが必要不可欠である。

今後、本中間とりまとめを踏まえ、広く議論が行われ、官公需施策が適切に推進されることを強く望むものである。